

第2期富山市中心市街地活性化基本計画



富山県富山市

平成24年3月29日 認定

平成25年7月25日 変更

目次

○ 基本計画の名称	1
○ 作成主体	1
○ 計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 富山市の概要	1
[2] 中心市街地の現状分析	2
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	14
[4] 第1期中心市街地活性化基本計画等に基づく取組の把握・分析	22
[5] 中心市街地の現状等と課題	34
[6] 富山市におけるまちづくりの考え方	37
[7] 富山市中心市街地活性化基本方針	42
2. 中心市街地の位置及び区域	51
[1] 位置	51
[2] 区域	52
(1) 区域についての考え方	52
(2) 中心市街地の境界となる部分	52
(3) 区域の面積	52
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	53
3. 中心市街地の活性化の目標	59
[1] 富山市中心市街地活性化の目標	59
[2] 計画期間の考え方	59
[3] 数値目標指標の設定の考え方	60
[4] 具体的な数値目標の考え方	62
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に 供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	76
[1] 市街地の整備改善の必要性	76
[2] 具体的事業の内容	78
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	85
[1] 都市福利施設の整備の必要性	85
[2] 具体的事業の内容	86
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供 給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事 業等に関する事項	88
[1] 街なか居住推進の必要性	88
[2] 具体的事業の内容	89

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	92
[1] 商業の活性化の必要性	92
[2] 具体的事業の内容	93
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	99
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	99
[2] 具体的事業の内容	101
◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	110
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	111
[1] 市町村の推進体制の整備等	111
(1) 富山市における内部の推進体制について	111
(2) 中心市街地活性化に関する検討の場の設置	112
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	114
(1) 富山市中心市街地活性化協議会の概要及び開催状況	114
(2) 富山市中心市街地活性化協議会による答申書	115
(3) 構成員、所掌事項（役割）に関する資料	115
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	119
(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施	119
(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等	119
(3) 第2期富山市中心市街地活性化基本計画のパブリックコメントの実施	120
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	121
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	121
(1) 中心市街地への都市機能の集積のための方針	121
(2) 郊外での開発を抑制し中心市街地への都市機能集積を図るための措置	121
[2] 都市計画手法の活用	122
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	123
(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況	123
(2) 富山市における庁舎などの行政機関、病院・学校等の都市福利施設の立地状況及びそれらの移転計画の状況	123
(3) 富山市及びその周辺の大規模集客施設の立地状況	125
[4] 都市機能の集積のための事業等	127
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	128
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	128
(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等	128
(2) 都市計画法やその他法令に基づく種々の計画との整合性	129
[2] 都市計画との調和等	130
[3] その他の事項	130
12. 認定基準に適合していることの説明	133

様式第4 [基本計画標準様式]

- 基本計画の名称：富山市中心市街地活性化基本計画（第2期計画）
- 作成主体：富山県富山市
- 計画期間：平成24年4月から平成29年3月まで（5年）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 富山市の概要

富山市は、富山県の中心部に位置し、東西は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は岐阜県に接し、北は日本海の富山湾に面している。

市域は、東西約60km、南北約44kmで面積は1,241.85k㎡と県内最大となり、富山県の約3割を占める。

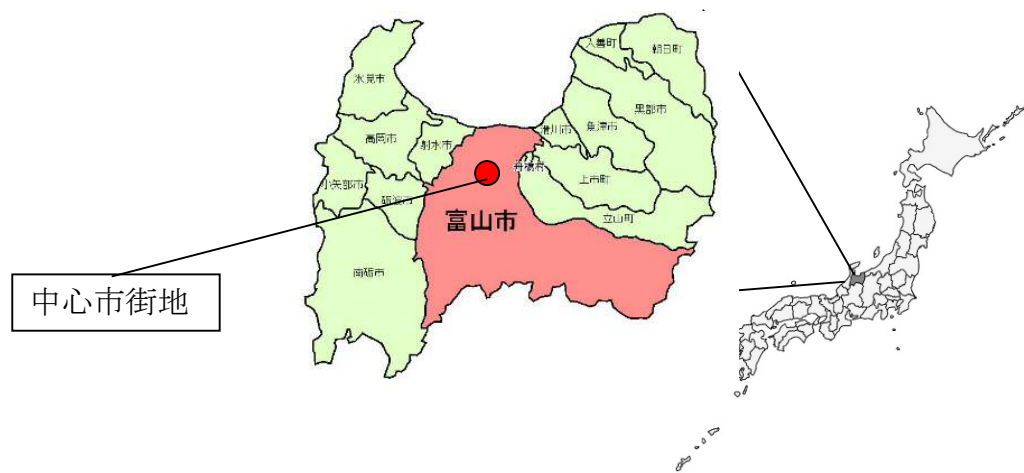
明治以降、県庁所在地として、また、北陸初の水力発電所が建設されるなど、豊かな電力を基盤とした工業のまちとして発展を遂げたが、昭和20年8月の空襲により市街地は壊滅的な被害を受けた。

戦後、都市基盤の整備や産業経済の進展により現在では日本海側有数の都市に発展してきた。

平成8年には旧富山市は中核市に指定され、平成17年4月には富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村が合併し、新しい「富山市」が誕生した。

平成18年4月には全国初の本格的LRTである富山ライトレールが開業、平成19年2月には「富山市中心市街地活性化基本計画」が国から第1号認定を受け、平成20年7月には国の「環境モデル都市」に認定された。また、平成21年12月には富山市内電車環状線が開業、平成22年3月には全国初の自転車市民共同利用システムの運用を開始、さらに平成23年12月には「環境未来都市」に選定された。

こうしたさまざまな取り組みや事業効果は全国的にも大変注目されており、「低炭素都市づくり・ベストプラクティス 大賞」や「日本クリエイション大賞2010 大賞」、「まち交大賞 国土交通大臣賞」など多くのまちづくりに関する賞を受賞するなど、CO2の削減や公共交通の活性化をはじめとする環境にやさしいまちづくり・地域づくりが高い評価を受けている。



[2] 中心市街地の現状分析

(1) 中心市街地の概況

富山市は、天文 12 年（1543 年）頃に築城された富山城に、江戸時代富山藩 10 万石が置かれたことで城下町として形成された。

加えて、明治期には浄土真宗本願寺派と大谷派の両方の派の別院建立が実現し、その別院前の総曲輪通り周辺に、仲見世、飲食店、土産物屋などが集まり、門前町として発展してきた。

戦後、戦災復興土地区画整理事業等により道路整備や区画整理が進捗し、この地域が富山市の中心市街地として形成された。

この中心市街地は、昭和 29 年に復元された富山城を中心に、城址公園などの都市公園や富山市役所、富山県庁などの官庁、地元百貨店を核とした商店街や飲食店、地元金融機関の本支店や証券会社などを始めとした事業所など、戦後から現在に至るまで様々な都市集積が進んでいる。

(2) 中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況の分析とその有効活用の方法の検討

1) 歴史的・文化的資源

○ 城下町、門前町としての歴史的・文化的資源がある

城址公園は、富山市中心市街地が城下町として形成された遺構を示す歴史的資源であり、富山城は昭和 29 年に戦災からの復興のシンボルとして復元されたものである。この公園の中には富山市立図書館本館、富山市郷土博物館、富山市佐藤記念美術館の文化施設も立地し、市民の憩いの場となっている。

越中売薬の独特な商法で全国に知られ、配置薬の全国生産の約半分を占める「富山の薬」を生かした観光開発を進めているとともに、まちなかには寺社も多く、日枝神社山王祭りは、中心商業地区の平和通りを歩行者天国として開催され、2 日間で約 20 数万人の参拝客が訪れる。

富山駅北の富岩運河環水公園は、「とやま都市 M I R A I 計画」のシンボルゾーンとして整備され、富山の自然と富岩運河の歴史を活かした都心における貴重な水辺空間となっている。

これらは、富山市民の誇りであり、今後も街の資源として受け継ぐべきものであることから、中心市街地の活性化を展開していく中で、配慮をしていくこととしている。

また、市内には、江戸時代から明治時代にかけて日本海で活躍した北前船の拠点として発展し、廻船問屋の街並みが残り当時の面影をとどめている岩瀬地区や、伝統的な石畳や家並みが残り「越中おわら風の盆」で全国的に知られる坂のまち八尾など、多様な観光資源が存在し、中心市街地は観光客の宿泊拠点となっている。

2) 景観資源

○ 立山連峰を背景とした美しい都市景観がある

富山市中心市街地からは、立山連峰の美しい景観が楽しめる。高いビルからの眺望は中心市街地の景観資源であり、市庁舎展望塔には多くの市民や観光客が訪れている。

また、城址大通りに代表される道路、松川・いたち川などの水辺空間には風格のある都市景観が形成されている。

富山市都市マスタープランなどにおいて、これらの美しい景観の保全を位置づけており、まち並みの調和、立山連峰の眺望に配慮した都市空間づくりを行っている。

3) 社会資本や産業資源

○ 商業、公共公益施設、公共交通網といった多様な都市機能が集積している

商業については、総曲輪通り、中央通り、西町を中心とする中心商業地区をはじめとして、品揃えや商店数といった質、量ともに県内一を誇っている。業種としては、北陸有数のブランド数を擁すると言われる衣料、雑貨といった買回り品を扱う店舗の占める割合が高い一方、生鮮食料品を扱う店舗が少なく、日常密着型というよりは「晴れの場」としての性格が強い商業空間を形成している。

公共公益施設としては富山市役所、富山県庁の双方が中心市街地に立地するとともに、富山国際会議場や富山市芸術文化ホール（オーバードホール）、富山市立図書館といった集客性の高い施設が中心市街地において整備されており、さらに平成19年9月にはガラスの屋根で覆われた全天候型の広場「グランドプラザ」、平成23年7月には温泉水を活用した介護予防施設「角川介護予防センター」がオープンしたところである。

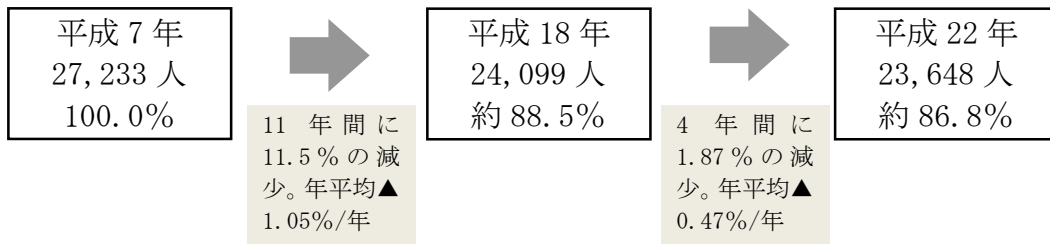
公共交通については、平成18年4月には全国初の本格LRTである「富山ライトレール」が開業するなど、地方都市としては恵まれた鉄軌道網を有しており、その路線のすべてがJR富山駅に集結することに加え、同駅はバス路線の発着地点でもある。このことから、富山駅は富山県都の交通結節点としての機能を有しており、市民、県民の通勤・通学や日常生活の足のみならず、観光客への便益を提供する場所となっている。

また中心市街地内には、全国でも数少ない路面電車が健在であり、平成21年12月には新たに市内電車環状線が開業した、さらに、平成22年3月には全国初の自転車共同利用システムが運用を開始したほか、コミュニティバスが循環するなど、公共交通の利便性の高い地域である。

(3) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

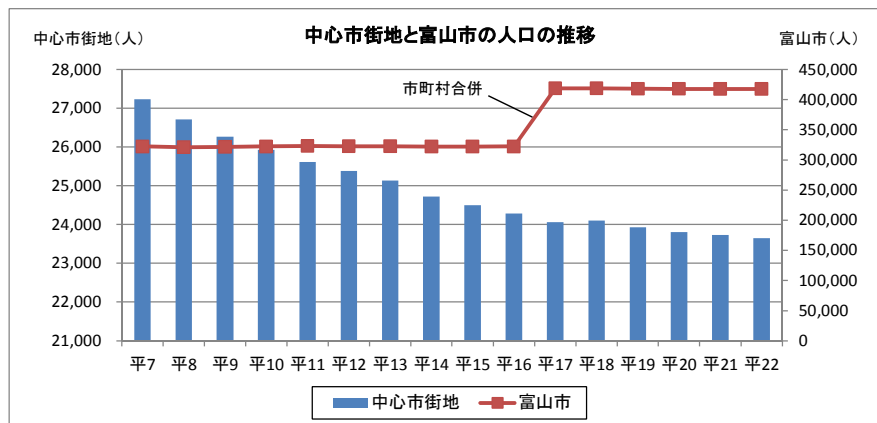
1) 人口動態に関する状況

○ 中心市街地は人口が減少



富山市全域の人口は、市町村合併による要因を除けばほぼ横ばいで推移しているが、中心市街地の人口は、平成 22 年には平成 7 年の約 87% となっている。

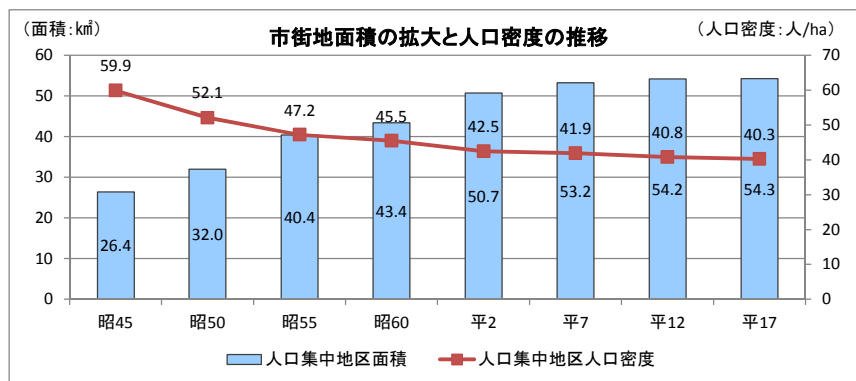
中心市街地の人口は平成 7 年から平成 18 年までの 11 年間に 11.5% 減少したが（年平均▲1.05%/年）、基本計画認定後の平成 18 年から平成 22 年にかけては 4 年間で 1.87% の減少となっており（年平均▲0.47%/年）、減少のペースが緩やかになってきている。



(資料：住民基本台帳人口)

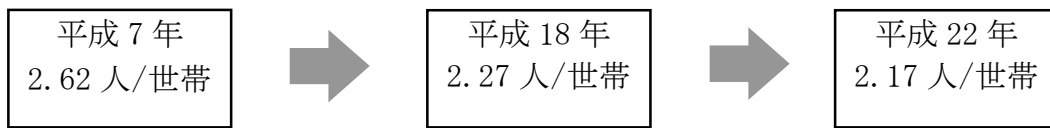
○ 低密度な市街地

人口集中地区の面積の推移を見ると、昭和 45 年～平成 17 年の過去 35 年間で約 2 倍に拡大している。一方、人口集中地区の人口密度は、昭和 45 年～平成 17 年の過去 35 年間で約 3 割減少し、40.3 人/ha となっている。市街地の外延化により、低密度な市街地となっている。

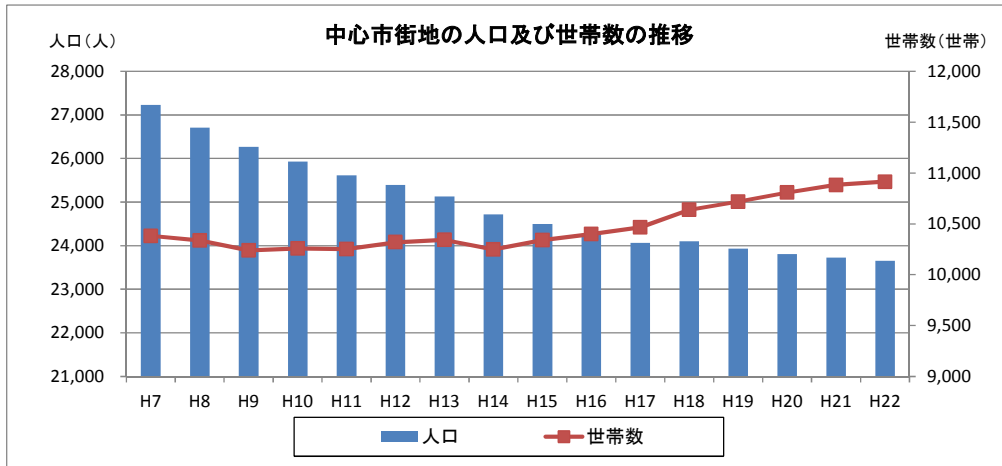


(資料：国勢調査)

○ 中心市街地は世帯あたりの人数が減少傾向

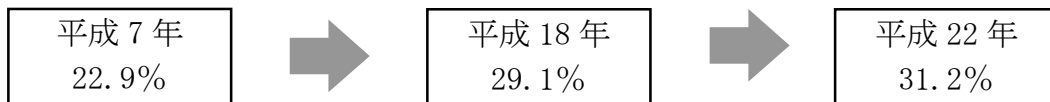


中心市街地の世帯数は、平成 14 年以降、人口減少と反比例して増加しており、一世帯あたり人員は、平成 22 年には 2.17 人/世帯となっている。富山市全域の一世帯あたり人員 2.59 人/世帯と比べて世帯あたりの人数が少ない。

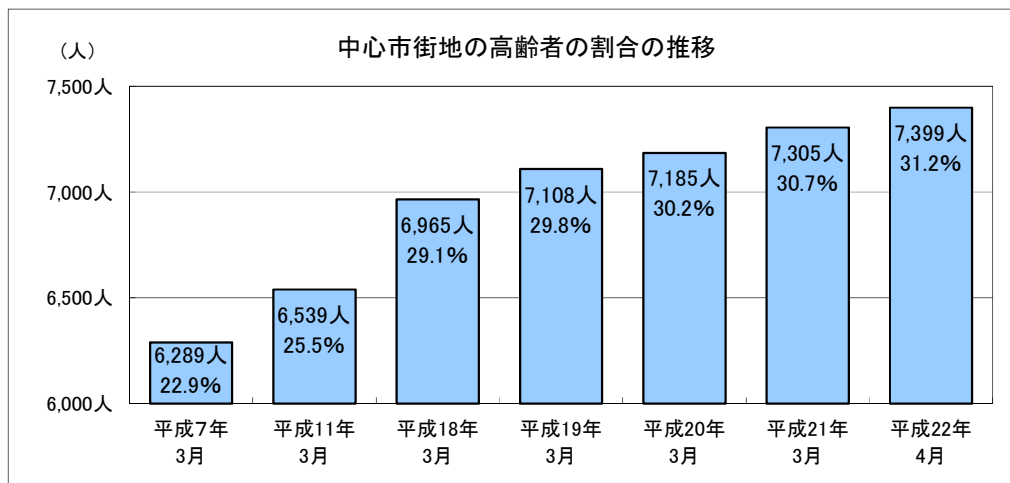


(資料：住民基本台帳人口)

○ 中心市街地は高齢化が進展

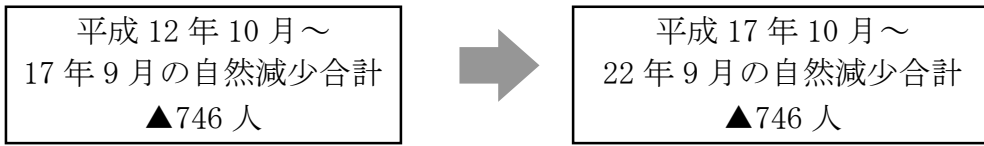


中心市街地の 65 歳以上の高齢者の割合は高くなっており、平成 22 年には 31.2% と 3.2 人に 1 人は高齢者となっている。富山市全域の高齢者の割合 24.2% と比べて高くなっている。



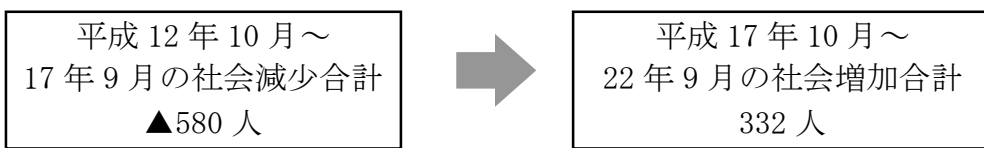
(資料：住民基本台帳人口)

○中心市街地では自然減少が大きい。

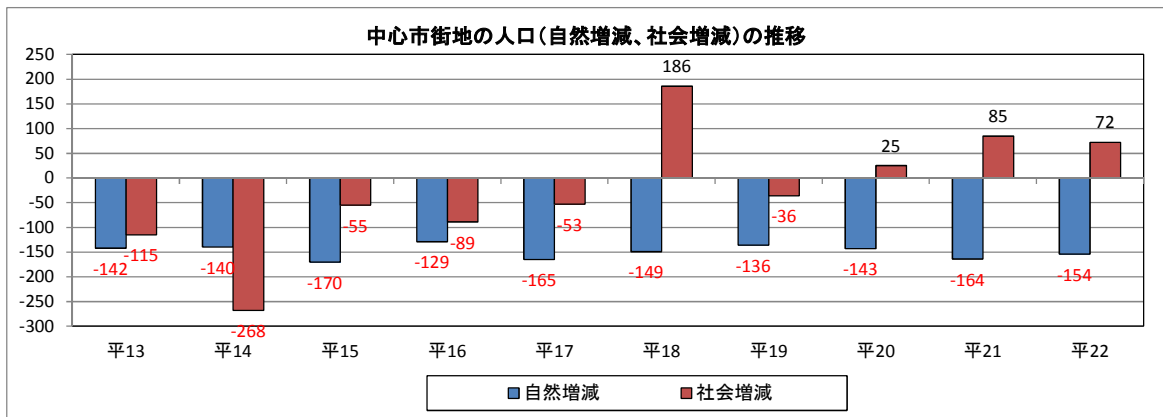


中心市街地においては、高齢化率が高いため、死亡数が出生数を上回る自然減少が大きい。

○中心市街地の社会動態は、減少から増加に転じている



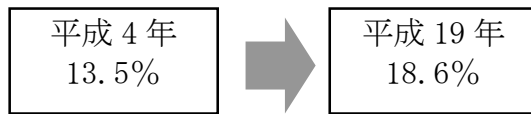
平成12年10月～17年9月の5年間合計の社会動態は、流出が流入を580人上回る社会減少であったが、平成17年10月～22年9月の5年間計は流入が流出を332人上回る社会増加となっている。



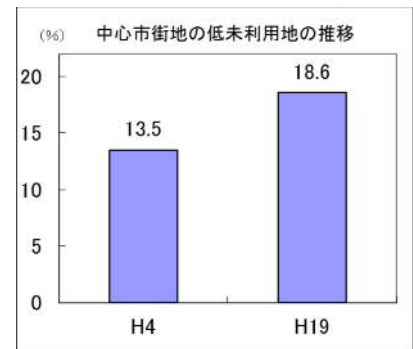
(資料：住民基本台帳人口)

2) 土地に関する状況

○ 中心市街地は低未利用の土地が増加

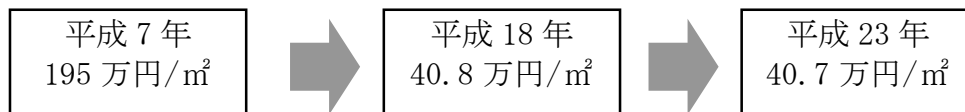


中心市街地の低未利用地は、平成 4 年には 13.5%であったが、平成 19 年には 18.6%に増加している。低未利用地の多くは 199 m²以下の小規模な敷地で、用途の多くが駐車場となっている。



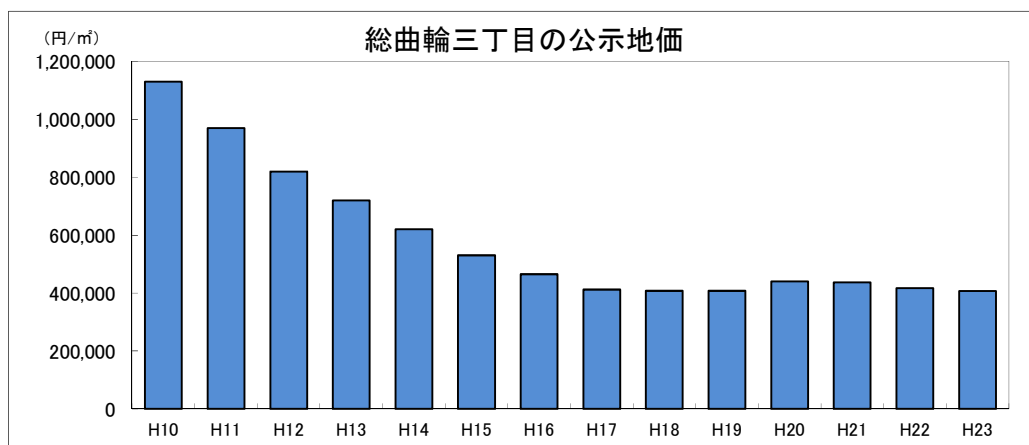
(資料：低未利用地活用推進調査)

○ 中心市街地の地価は下げ止まり傾向を見せる



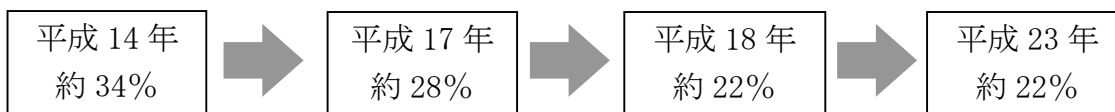
中心市街地の地価は平成 18 年 (40.8 万円/m²) まで下落を続けてきたが、平成 19 年に横ばいとなり、平成 20 年には 44 万円/m²へと上昇した。

平成 21 年以降は、緩やかな下落傾向となっている。



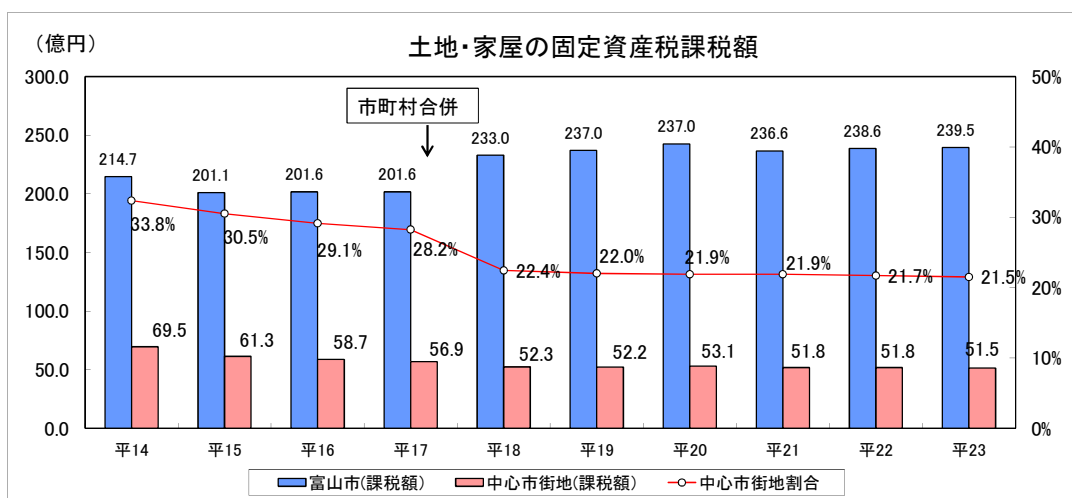
(資料：国土交通省地価公示)

○ 中心市街地の固定資産税課税額の割合が縮小



平成 17 年までは、中心市街地の課税額は減少を続け、富山市の課税額に占める中心市街地の割合は、平成 14 年の約 34%から、平成 17 年は約 28%に縮小している。

平成 18 年以降は、中心市街地の課税額はほぼ横ばい状態となっており、富山市の課税額に占める中心市街地の割合も約 22%で推移している。



※中心市街地の課税額は、中心市街地を含む小学校区で集計

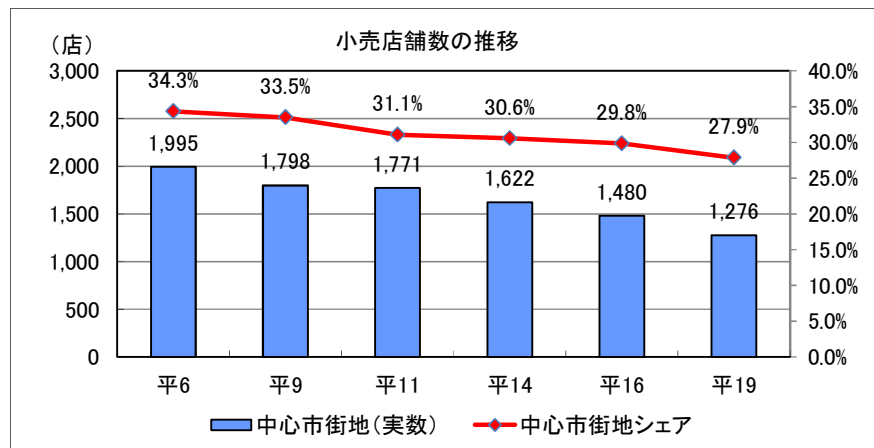
(資料：市資産税課)

3) 商業、賑わいに関する状況

○中心市街地の小売店舗数は減少



中心市街地の小売店舗数は大きく減少し、平成 19 年には平成 6 年の約 64%の店舗数となっている。富山市全体に占めるシェアも、平成 6 年の 34.3%から平成 19 年には 27.9%へと低下している。

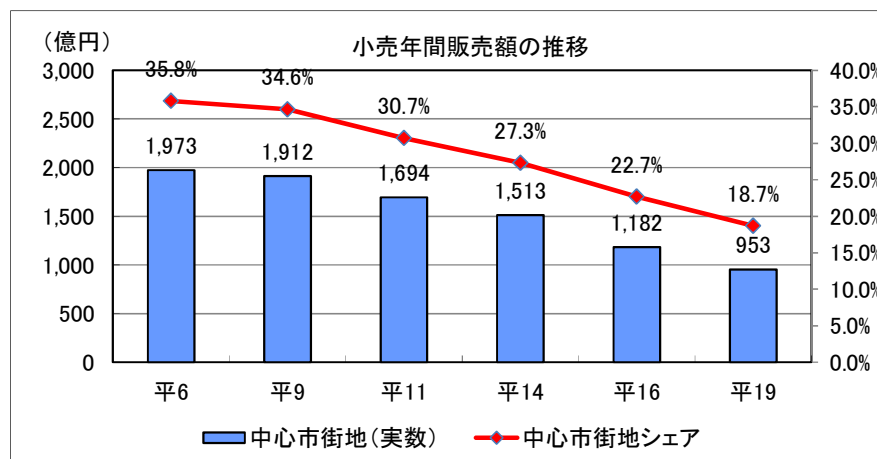


(資料：商業統計調査)

○中心市街地の小売販売額は減少



中心市街地の小売販売額は大きく減少し、平成 19 年には平成 6 年の約 48%の額となっている。富山市全体に占めるシェアも平成 6 年には 35.8%であったが、平成 19 年には 18.7%に低下している。

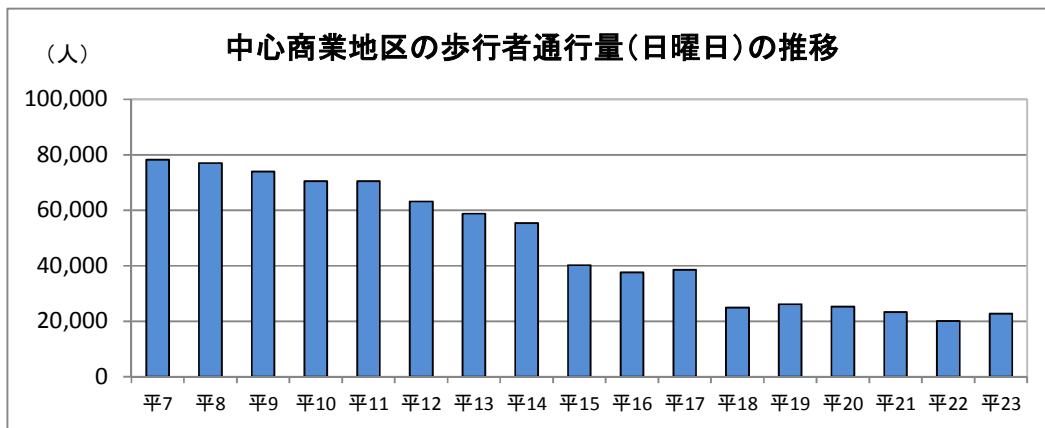


(資料：商業統計調査)

○ 中心商業地区の歩行者通行量は減少から横ばい状態に転じる



中心商業地区の歩行者通行量（日曜日）は平成 18 年まで減少を続け、平成 18 年には平成 7 年の約 32%の歩行者通行量となっている。平成 18 年以降は横ばいとなっている。



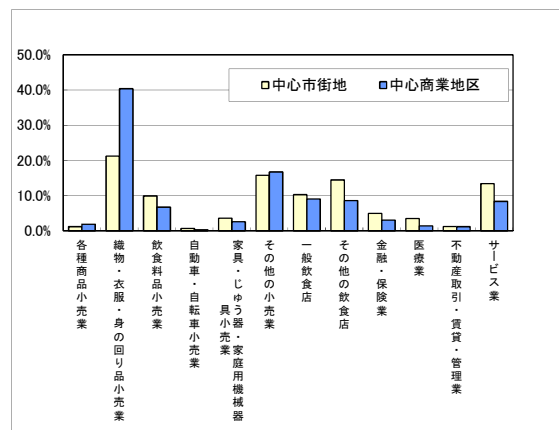
(資料：歩行者通行量調査)

○ 中心商業地区の業種構成は衣服、身の回り品に特化



中心市街地の商店の業種構成は、「織物・衣服・身の回り品」の小売業が多く、「飲食料品小売業」や「一般飲食店」が少なくなっており、偏りのある構成になっている。中心商業地区にいたっては全商店の約 40%を「織物・衣服・身の回り品」の小売業が占めている。

中心市街地の商店の業種構成



(資料：平成 14 年商店街業種構成調査)

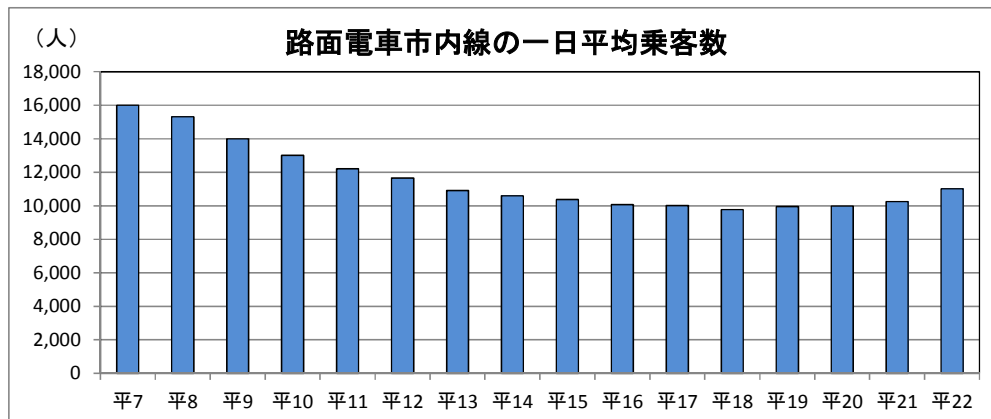
4) 公共交通に関する状況

○ 路面電車市内線の利用者は減少傾向から、増加傾向に転じる



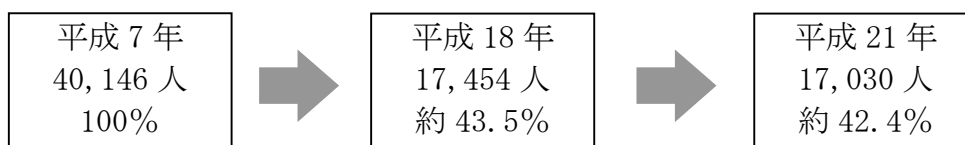
中心市街地の公共交通の軸となっている路面電車市内線の日平均乗客数は、平成 18 年まで減少を続け、平成 18 年には平成 7 年の約 61% の乗客数となっている。

平成 18 年以降は上昇傾向に転じており、平成 22 年には 11,022 人にまで回復している。

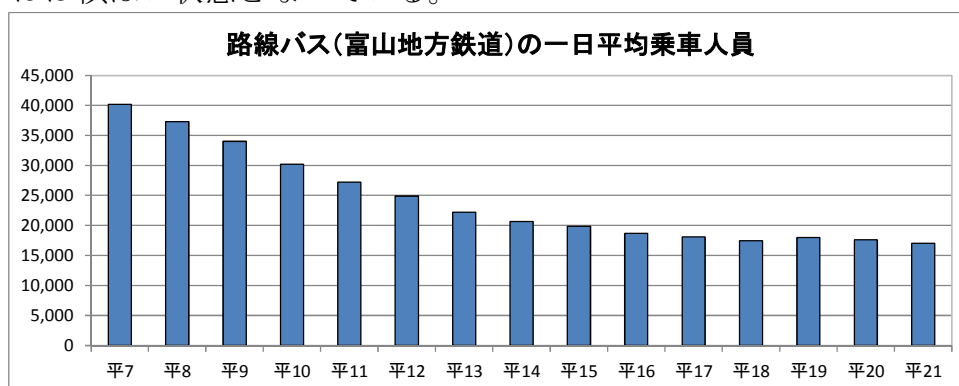


(資料：富山地方鉄道株)

○ 路線バスの利用者は減少傾向から横ばい状態へと転じる

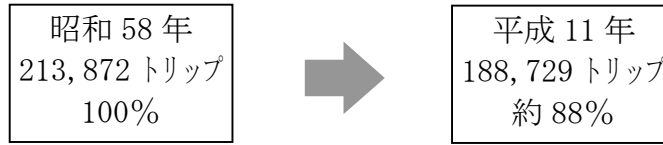


富山地方鉄道株が運行する路線バスは、富山駅などを起点に中心市街地を經由して郊外部へ向かう放射状に運行しているが、その一日平均乗車人員は近年減少を続けており、平成 18 年には平成 7 年の約 44% の乗車人員となっている。平成 18 年以降は、ほぼ横ばい状態となっている。



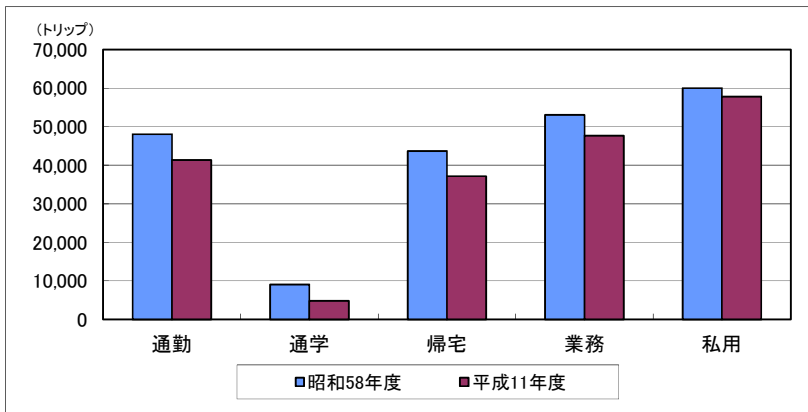
(資料：富山地方鉄道株)

○ 中心市街地への通勤、通学の集中が減少



中心市街地周辺の集中交通量は、平成 11 年には昭和 58 年の約 88%の交通量となっている。

中心市街地周辺の集中交通量



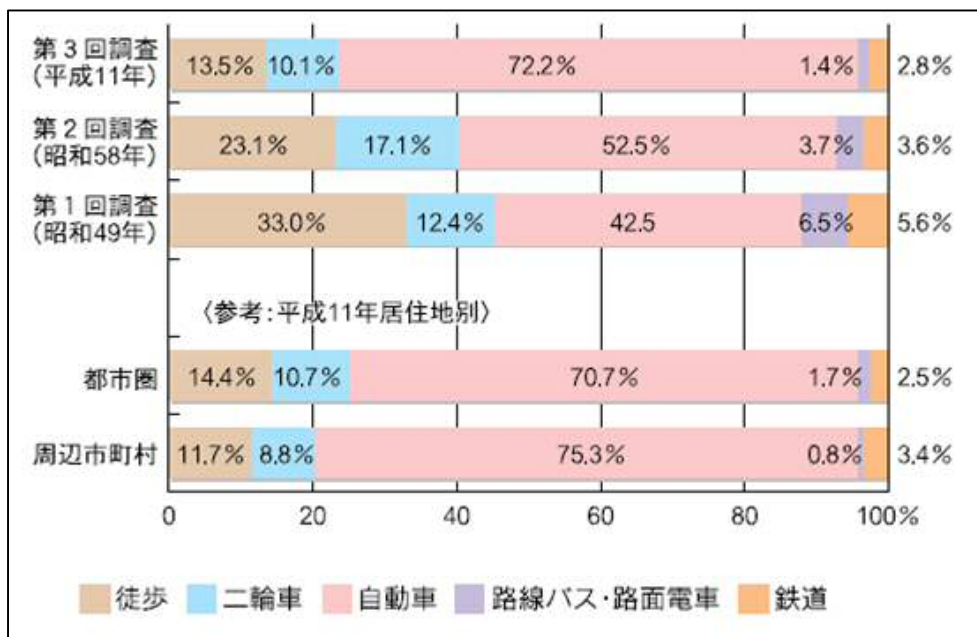
※集中交通量とは、公共交通機関、自動車、徒歩・二輪車などの交通手段で地域に集まる動きの量であり、「トリップ」で表す。

(資料：富山高岡広域都市圏パーソントリップ調査)

○ 富山高岡広域都市圏においては自動車への依存度が高い

交通手段における自動車分担率が 72.2%を占めている。

代表交通手段別トリップ構成比の推移



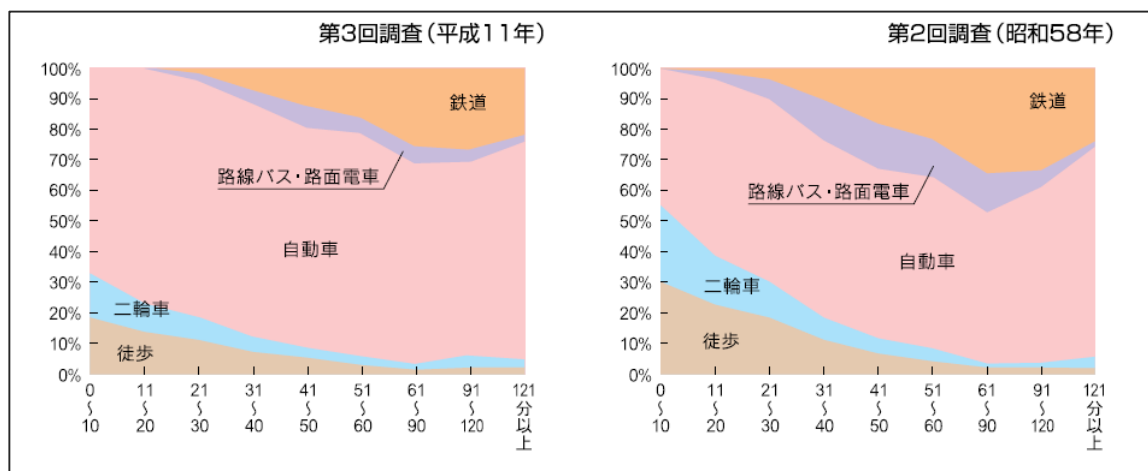
(資料：富山高岡広域都市圏パーソントリップ調査)

○所要時間の短い移動でも、自動車利用の割合が多く、徒歩・自転車利用が少ない

徒歩や二輪車の交通手段別構成比は、所要時間が長くなるのに従って減少している。また、第3回と第2回を比較すると、各所要時間において減少しており、30分以下の短い所要時間において最も顕著に表れている。

公共交通機関の交通手段別構成比は、第3回と第2回を比較すると、各所要時間において減少している。その代わりに自動車の交通手段構成比が全体的に大幅に増加している。

所要時間別交通手段構成比



(資料：富山高岡広域都市圏パーソントリップ調査)

[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

(1) 富山市民意識調査に基づく把握・分析

【平成 17 年度】

○ 中心市街地の賑わい、買い物などの魅力に対する満足度は低い

生活環境の満足度に関する設問において、「中心市街地（西町・総曲輪・中央通り）の賑わい」、「若者が楽しめるイベントの開催や施設の整備」「嗜好品や高級品などの買い物など中心商店街の魅力」など、中心市街地に関する満足度や、公共交通機関の便利さなどの満足度が低くなっていることから、中心市街地がもっと賑わってほしいという市民ニーズがあると考えられる。

■ 富山市民意識調査（平成 17 年度）の実施概要

(1) 調査実施期間

平成 17 年 6 月 15 日～29 日

(2) 調査対象者・サンプル数

- ・ 20 歳以上の市民 6,000 人のうち、2,555 人から回答（回収率 42.6%）
- ・ 郵送配布回収のアンケート調査

■ 満足度の低い項目（74 項目中）

順位	項目	点数
1 位	中心市街地（西町・総曲輪・中央通り）の賑わい	2.03 点
2 位	高齢者にとっての働きやすさ	2.16 点
3 位	バスや路面電車、鉄道などの公共交通機関の便利さ	2.24 点
4 位	若者が楽しめるイベントの開催や施設の整備	2.31 点
5 位	嗜好品や高級品などの買い物など中心商店街の魅力	2.32 点

※満足度を 5 点、ほぼ満足度を 4 点、普通を 3 点、やや不満を 2 点、不満を 1 点とし、項目ごとの平均点を算定した。

【平成 22 年度】

○ 中心市街地の賑わいと交流の都市空間の整備についての満足度は向上

中心市街地の整備や賑わいに関する設問である「賑わいと交流の都市空間の整備・充実（富山駅周辺、中心市街地の整備など）」が満足度の低い項目の順位としては 12 位となっており、点数としても 2.60 点となっている。平成 17 年度と比較して、満足度が向上している。

○ 公共交通に関する満足度が低い

公共交通の満足度に関する項目である「拠点を結ぶ交通体系の再構築（公共交通の利便性の向上など）」（2.37 点）、「公共交通の利用促進（公共交通利用意識の啓発、ノーマイカーデーの実践など）」（2.51 点）、「歩いて暮らせるまちづくりの推進（コンパクトなまちの実現、公共交通の活用など）」（2.52 点）などの点数が低く、満足度の低い順位では上位にあがっている。

○ 観光資源のネットワーク化の推進が求められている

「観光資源のネットワーク化の推進」が満足度の低い順位で 11 位であり、点数は 2.59 点となっている。

■富山市民意識調査（平成 22 年度）の実施概要

- (1) 調査実施期間
平成 22 年 7 月
- (2) 調査対象者・サンプル数
・富山市に居住する 18 歳以上の男女 6,000 人のうち、2,563 人から回答
(回収率 42.7%)
- ・郵送配布回収のアンケート調査

■満足度の低い項目（62 項目中）

順位	項目	点数
1 位	計画的で効率的な行財政運営の推進	2.35 点
2 位	拠点を結ぶ交通体系の再構築 (公共交通の利便性の向上など)	2.37 点
2 位	職員の意識改革と組織の活性化	2.37 点
4 位	とやまの魅力と活力を築くものづくり・しくみづくり	2.43 点
5 位	勤労者福祉の向上	2.44 点
6 位	個性や能力を生かした多様な雇用機会の創出	2.46 点
7 位	とやまの未来を拓く新産業・新事業	2.47 点
8 位	公共交通の利用促進 (公共交通利用意識の啓発、ノーマイカーデーの実践など)	2.51 点
9 位	とやまの活力を生み出す人づくり	2.52 点
9 位	歩いて暮らせるまちづくりの推進 (コンパクトなまちの実現、公共交通の活用など)	2.52 点
11 位	観光資源のネットワーク化の推進	2.59 点
12 位	賑わいと交流の都市空間の整備・充実 (富山駅周辺、中心市街地の整備など)	2.60 点

※満足度を 5 点、ほぼ満足を 4 点、普通を 3 点、やや不満を 2 点、不満を 1 点とし、項目ごとの平均点を算定した。

(2) 街角アンケート調査（平成 17 年度）に基づく把握・分析

平成 17 年度中心市街地商業等活性化支援業務 診断・助言事業における調査

■街角アンケート調査（平成 17 年度）の実施概要

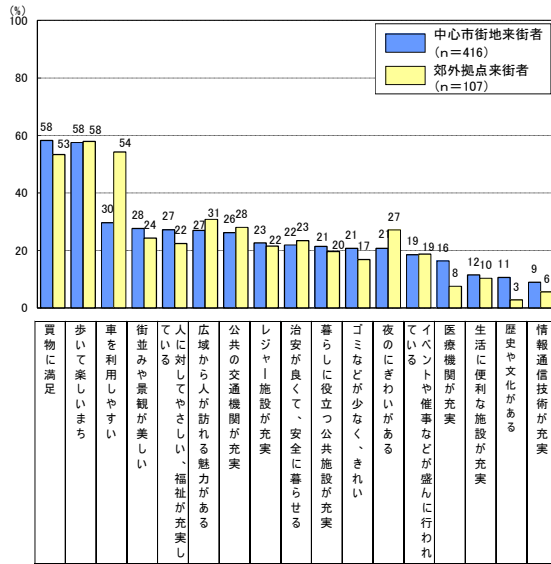
- 中心市街地の来街者アンケート調査
 - 調査実施日時
・平成 17 年 9 月 16 日(金)、17 日(土) 各日午前 10 時～午後 7 時
 - 調査地点
・中心市街地の大規模小売店前(西武富山店前ピロティ、ファミリーマート総曲輪店横、大和富山店前)
 - 調査対象者・サンプル数
・20 歳以上の男女 計 416 人
- 郊外の大規模小売店の来店者アンケート調査
 - 調査実施日時
・平成 17 年 9 月 16 日(金)、17 日(土) 各日午前 10 時～午後 7 時
 - 調査地点
・郊外の大規模小売店前(フューチャーシティ・ファボーレ入口周辺)
 - 調査対象者・サンプル数
・20 歳以上の男女 計 107 人

1) 中心市街地のまちづくりの方向性

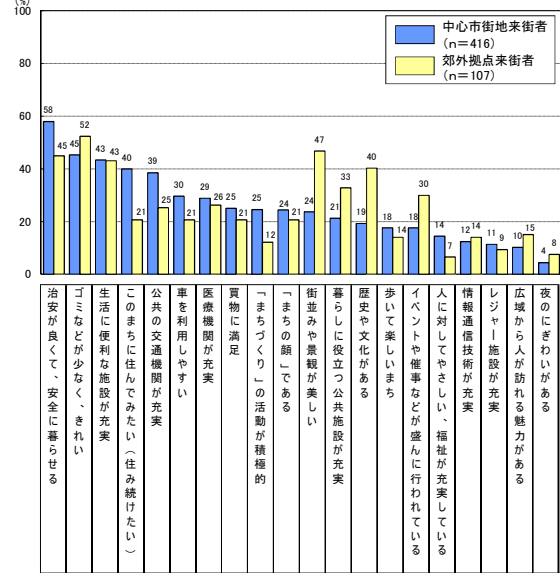
○ 買物に満足できること、歩いて楽しいまちづくりが求められている。

ぶらぶらと歩きながら、様々な種類の買物ができるような中心市街地が求められている。

■ 中心市街地に必要なことや取組



■ 中心市街地の印象や評価



2) 中心市街地に充実すべきもの

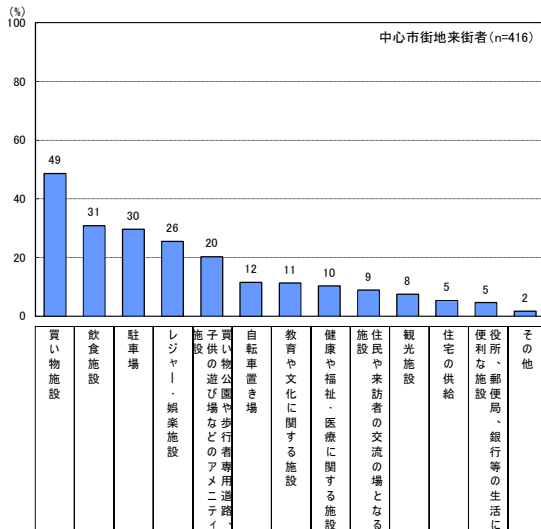
○ 施設は、「買物施設」、「飲食施設」、「駐車場」が求められている

中心市街地来街者が中心市街地に充実すべきと考える施設の上位は、「買物施設」(49%)、「飲食施設」(31%)、「駐車場」(30%)となっている。

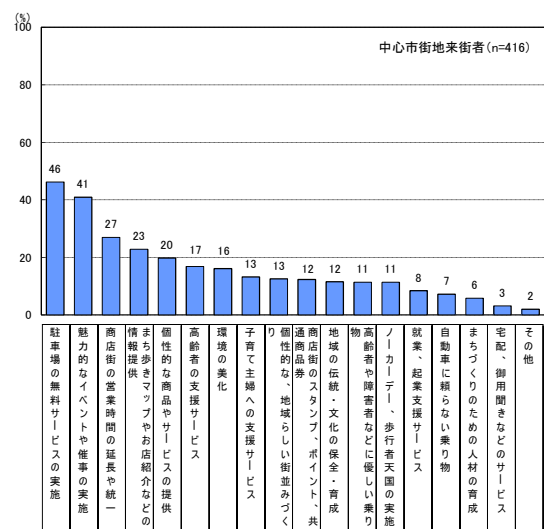
○ サービス・ソフトは、「駐車場の無料サービス」、「魅力的なイベントや催事」が求められている

中心市街地来街者が中心市街地に充実すべきと考えるサービス・ソフトの上位は、「駐車場の無料サービス」(46%)、「魅力的なイベントや催事」(41%)である。

■ 充実すべき施設



■ 充実すべきサービス・ソフト



(3) 居住者アンケート調査（平成 23 年度）に基づく把握・分析

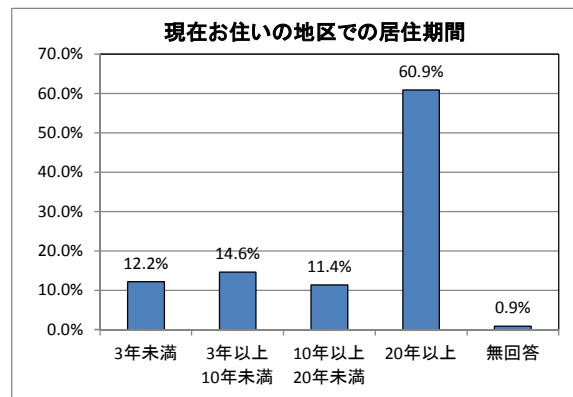
■居住者アンケート調査（平成 23 年度）の実施概要

- (1) 調査実施日時
 - ・平成23年10月4日(火)～16日(日)
- (2) 調査対象者
 - ・中心市街地にお住まいの20歳以上の方を対象
 - ・配布数2,000票、回収数1,018票、回収率50.9%
- (3) 配布回収方法
 - ・郵送配布回収

○中心市街地での居住期間が長い

約6割の人が、中心市街地に「20年以上」居住している。

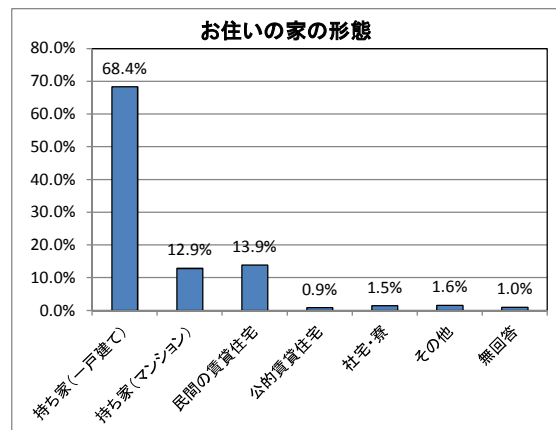
「3年未満」「3年以上10年未満」「10年以上20年未満」という回答はそれぞれ1割強となっている。



○一戸建て持ち家に住んでいる人が多い

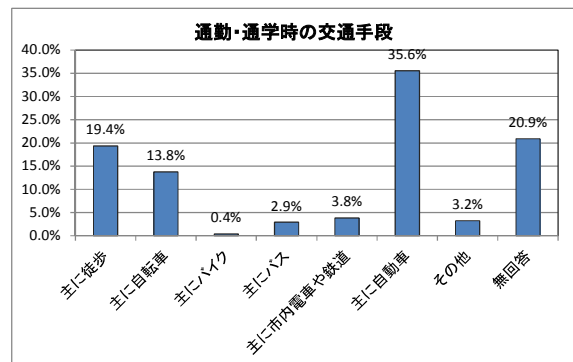
7割近い人が「持ち家（一戸建て）」に住んでいる。

「持ち家（マンション）」「民間の賃貸住宅」は、それぞれ1割強の比率となっている。



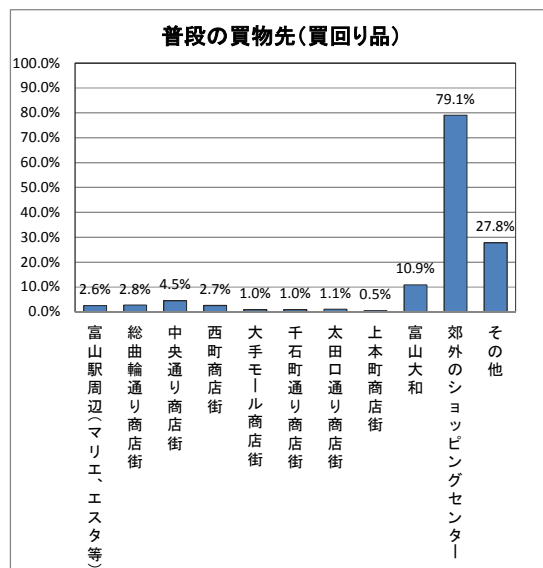
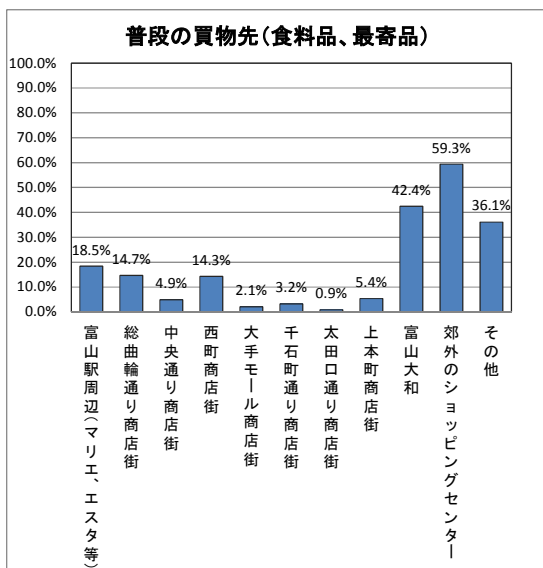
○自動車の利用が多い

通勤・通学時の交通手段として、約36%の人が「主に自動車」と答えている。



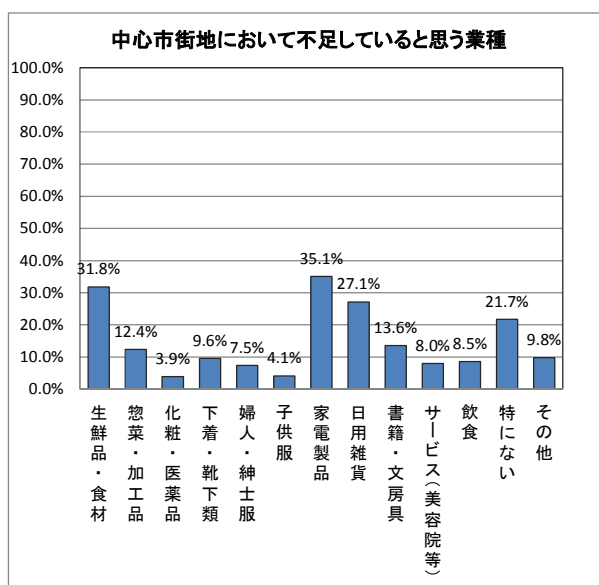
○普段の買物先は最寄品、買回り品とも郊外ショッピングセンターが最も多い

中心市街地の居住者の普段の買物先は、「最寄品、食料品」では郊外ショッピングセンターが 59.3%と最も多く、「買回り品（家電、家具等）」では郊外ショッピングセンターが 79.1%と最も多くなっている。



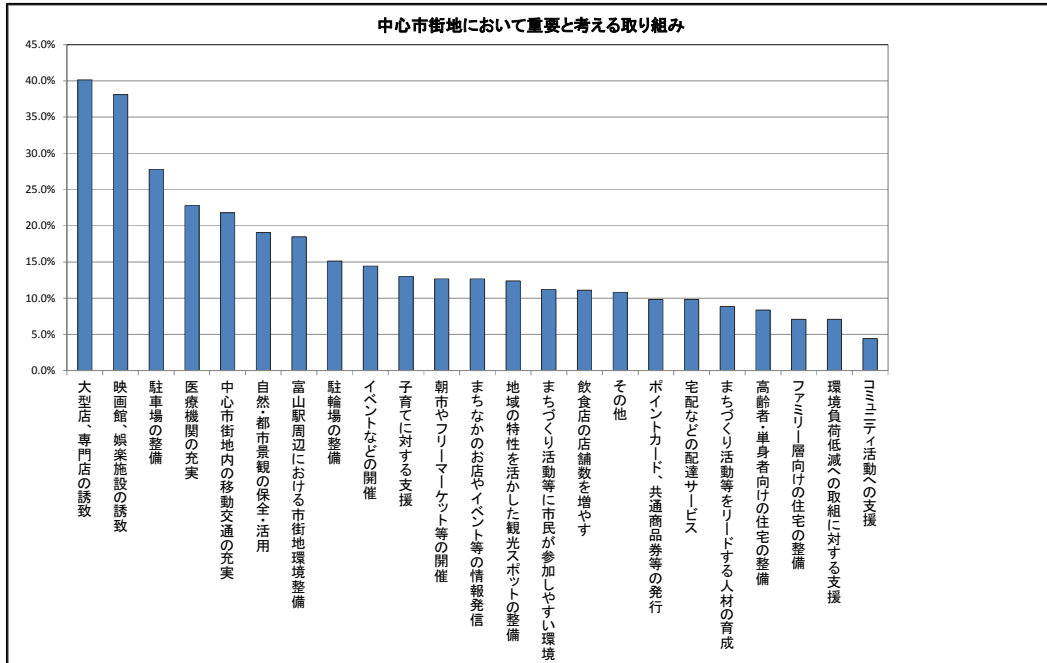
○業種・業態の補完・充実が求められている

中心市街地において不足している業種としては、「家電製品」が 35.1%と最も多く、続いて「生鮮品・食材」が 31.8%、「日用雑貨」が 27.1%となっている。



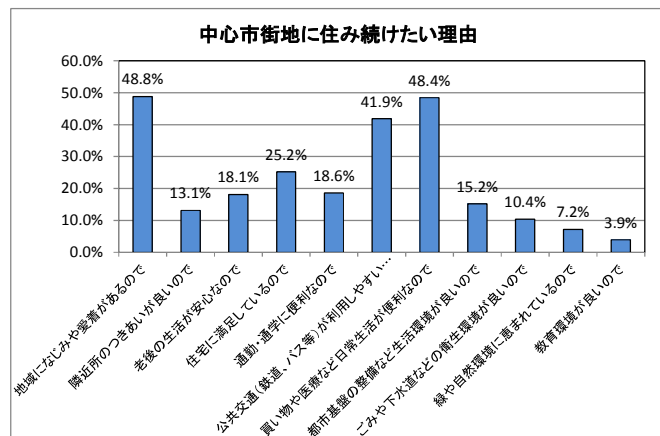
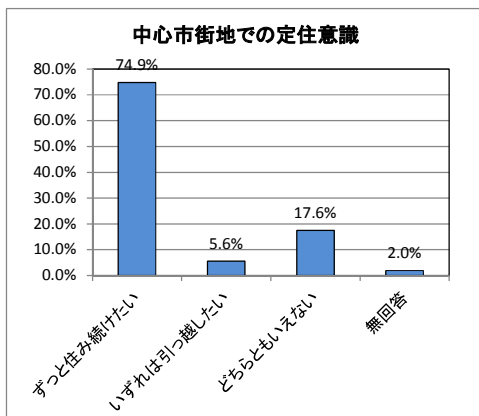
○商業施設の魅力アップが求められている

中心市街地において重要と考える取組としては、「大型店、専門店の誘致」が40.2%と最も多く、続いて「映画館、娯楽施設の誘致」が38.1%、「駐車場の整備」が27.8%となっている。



○中心市街地に住み続けたいという人が多く、理由としては「地域になじみや愛着があるので」が多い

今後も中心市街地にずっと住み続けたいと答えた人は74.9%となっており、住み続けたい理由としては、「地域になじみや愛着があるので」が48.8%と最も多く、続いて「買い物や医療など日常生活が便利なので」(48.4%)、「公共交通(鉄道、バス等)が利用しやすいので」(41.9%)となっている。



○第1期の取り組み関しては概ね好評の結果となっている。一部の取り組みに関しては、認知度において課題

「市内電車の環状線化」「コミュニティバス「まいどはや」「おでかけ定期券」「総曲輪フェリオ」「グランドプラザ」「街なか感謝デー」については、「満足」と「ほぼ満足」を合わせた回答が3割を超えている。

一方、「フォルツァ総曲輪」「賑わい横丁」「中心商店街における交通ICカードとの連携事業」等については「わからない」という回答が1/4~1/3を占めており、事業自体が認知されていないことが考えられる。

■第1期富山市中心市街地活性化基本計画の取組に対する評価

		満足	ほぼ満足	普通	やや不満	不満	わからない	無回答	全体
①市内電車の環状線化(「丸の内～西町」の延伸)	票数	140	247	271	93	128	101	38	1,018
	割合	13.8%	24.3%	26.6%	9.1%	12.6%	9.9%	3.7%	100.0%
②コミュニティバス「まいどはや」の運行	票数	189	254	266	89	56	125	39	1,018
	割合	18.6%	25.0%	26.1%	8.7%	5.5%	12.3%	3.8%	100.0%
③路線バスにおける「おでかけ定期券」の発行	票数	174	196	266	39	35	264	44	1,018
	割合	17.1%	19.3%	26.1%	3.8%	3.4%	25.9%	4.3%	100.0%
④市民や来訪者の憩いの場となる富山城址公園の整備	票数	56	195	353	125	111	142	36	1,018
	割合	5.5%	19.2%	34.7%	12.3%	10.9%	13.9%	3.5%	100.0%
⑤中心商店街の複合商業施設「総曲輪フェリオ」の再開発	票数	99	311	357	88	57	69	37	1,018
	割合	9.7%	30.6%	35.1%	8.6%	5.6%	6.8%	3.6%	100.0%
⑥中心商店街の賑わいの場となる「グランドプラザ」の整備	票数	111	343	349	69	38	69	39	1,018
	割合	10.9%	33.7%	34.3%	6.8%	3.7%	6.8%	3.8%	100.0%
⑦閉鎖された映画館を活用した、文化・教養・娯楽の拠点「フォルツァ総曲輪」の整備	票数	36	119	353	122	74	273	41	1,018
	割合	3.5%	11.7%	34.7%	12.0%	7.3%	26.8%	4.0%	100.0%
⑧中心商店街の飲食の魅力づくりのための場の一つとなる「越中食彩 にぎわい横丁」の整備	票数	24	126	368	124	77	261	38	1,018
	割合	2.4%	12.4%	36.1%	12.2%	7.6%	25.6%	3.7%	100.0%
⑨中心商店街の空き店舗を活用した街なかサロン「樹の子」の整備	票数	29	113	346	99	49	335	47	1,018
	割合	2.8%	11.1%	34.0%	9.7%	4.8%	32.9%	4.6%	100.0%
⑩中心商店街における店舗外装やショーウィンドウの整備	票数	16	72	388	163	104	229	46	1,018
	割合	1.6%	7.1%	38.1%	16.0%	10.2%	22.5%	4.5%	100.0%
⑪中心商店街で開催している「街なか感謝デー」	票数	90	257	367	67	43	158	36	1,018
	割合	8.8%	25.2%	36.1%	6.6%	4.2%	15.5%	3.5%	100.0%
⑫中心商店街における大学生等によるボランティア活動	票数	50	156	335	49	18	366	44	1,018
	割合	4.9%	15.3%	32.9%	4.8%	1.8%	36.0%	4.3%	100.0%
⑬中心商店街における交通ICカードとの連携事業	票数	57	157	308	65	41	343	47	1,018
	割合	5.6%	15.4%	30.3%	6.4%	4.0%	33.7%	4.6%	100.0%
⑭総曲輪、堤町通り、西町、中央通りで進められている共同住宅が入った再開発事業	票数	65	194	354	56	67	241	41	1,018
	割合	6.4%	19.1%	34.8%	5.5%	6.6%	23.7%	4.0%	100.0%
⑮まちなか居住のための家賃補助等の制度	票数	54	145	302	70	67	332	48	1,018
	割合	5.3%	14.2%	29.7%	6.9%	6.6%	32.6%	4.7%	100.0%
⑯星井町五番町小学校跡地における介護予防施設の整備	票数	73	209	290	57	65	288	36	1,018
	割合	7.2%	20.5%	28.5%	5.6%	6.4%	28.3%	3.5%	100.0%

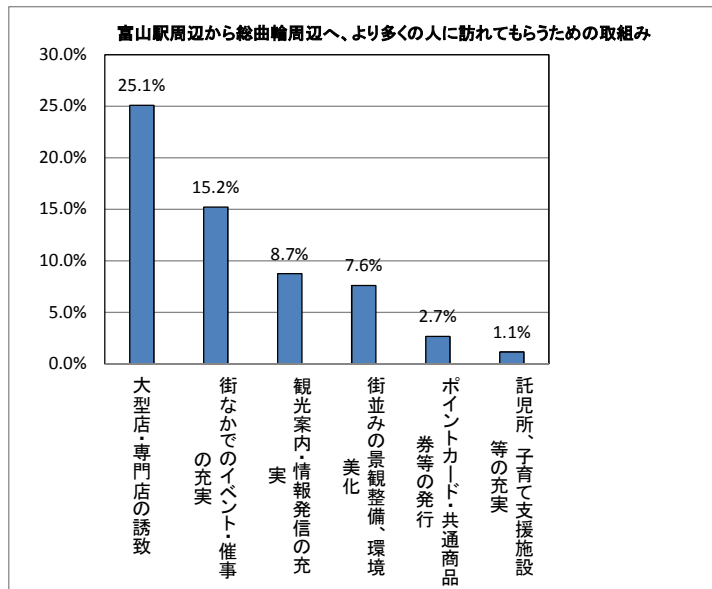
(4) 来訪者アンケート調査（平成 23 年度）に基づく把握・分析

■来訪者アンケート調査（平成 23 年度）の実施概要

- (1) 調査実施日時
 ・平成23年10月16日(日)、10月17日(月)
- (2) 調査地点
 ①富山駅前（とやま駅特選館前） ②「マリエとやま」前
- (3) 調査サンプル数
 ・16日(日)：127票、17日(月)113票、合計240票
- (4) 調査方法
 ・街頭における調査員によるヒアリング

○回遊性向上のため必要なのは「大型店・専門店の誘致」

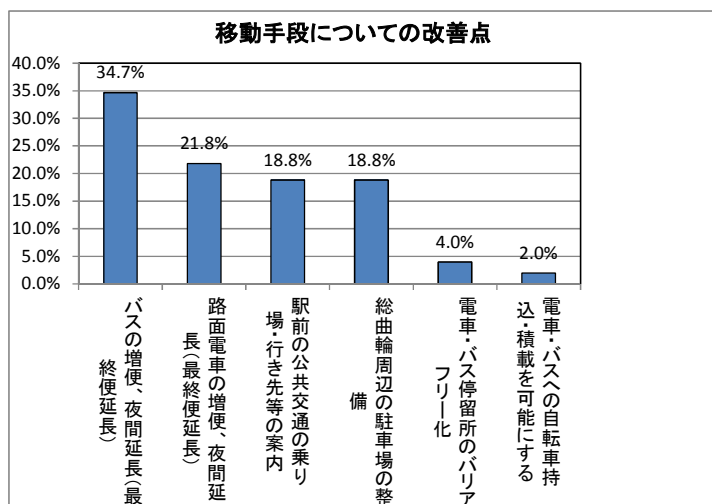
富山駅周辺から総曲輪周辺への回遊性を高める方策として、「大型店・専門店の誘致」（25.1%）、「街なかでのイベント・催事の充実」（15.2%）、「観光案内・情報発信の充実」（8.7%）、「街並みの景観整備・環境美化」（7.6%）があがっている



○公共交通の増便・夜間延長など利便性の向上が求められている

移動手段についての改善点については、「バスの増便、夜間延長」と答えた人が34.7%、「路面電車の増便、夜間延長」と答えた人が21.8%となっている。

また、「駅前の公共交通の乗り場・行き先等の案内」が18.8%となっている。



[4] 第 1 期中心市街地活性化基本計画等に基づく取組の把握・分析

1. 第 1 期中心市街地活性化基本計画の概要

- (1) 計画期間：平成 19 年 2 月～平成 24 年 3 月まで
- (2) 区域面積：436ha
- (3) 中心市街地の将来像
 - 多様な娯楽機能の集積により、魅力的な暮らしができる
 - 充実した生活機能の提供により、安心な暮らしができる
- (4) 基本的な方針の三本柱
 - 公共交通の活性化により車に頼らずに暮らせる中心市街地の形成
 - 魅力と活力を創出する富山市の「顔」にふさわしい中心市街地の形成
 - 魅力ある都心ライフが楽しめる中心市街地の形成
- (5) 成果指標

基本的な方針	中心市街地の活性化の目標	目標指標	1 期基準値	1 期目標値
公共交通の活性化により車に頼らずに暮らせる中心市街地の形成	目標① 公共交通の利便性の向上	路面電車市内線一日平均乗車人数	10,016 人 (H17)	13,000 人 (H23)
魅力と活力を創出する富山市の「顔」にふさわしい中心市街地の形成	目標② 賑わい拠点の創出	中心商業地区の歩行者通行量（日曜日）	24,932 人 (H18)	32,000 人 (H23)
魅力ある都心ライフが楽しめる中心市街地の形成	目標③ まちなか居住の推進	中心市街地の居住人口	24,099 人 (H18)	26,500 人 (H23)



2. 第1期計画の評価

富山市では、今後本格化する人口減少や公共交通の衰退、市街地の低密度化などの都市の諸課題に対応するため、「公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり」を推進してきた。

中心市街地地区は、本市の「顔」として都市のイメージを象徴する場所であるとともに、コンパクトなまちづくりを推進する上で最も重要な拠点であることから、平成19年2月に「富山市中心市街地活性化基本計画」（第1期）の認定を受け、これまで基本計画に位置付けた事業を積極的に実施し活性化に取り組んできた。

こうした取り組みの結果、

- ①これまで減少傾向にあった「市内電車の乗車人数」が増加に転じた。
- ②「中心商業地区の歩行者通行量」について、整備事業を実施した箇所の周辺などでは、効果が現れている。
- ③中心市街地の「居住人口」は、高齢化による自然減少が大きく引き続き減少傾向にあるものの、社会増減に関しては社会減少から社会増加に転じた。

などの事業効果が現れてきている。

これらの動きに併せて、新たな出店や専門学校の開校、共同住宅の建設など民間投資意欲も活発となっており、まち全体のイメージも明るく清潔なものへと変化してきている。

また、コンパクトなまちづくりの推進を核とし、車から公共交通へ転換することや、新エネルギーの活用、低炭素住宅の推進などによりCO₂の大幅な削減を図る取り組みが評価され、平成20年7月に「環境モデル都市」に選定されている。

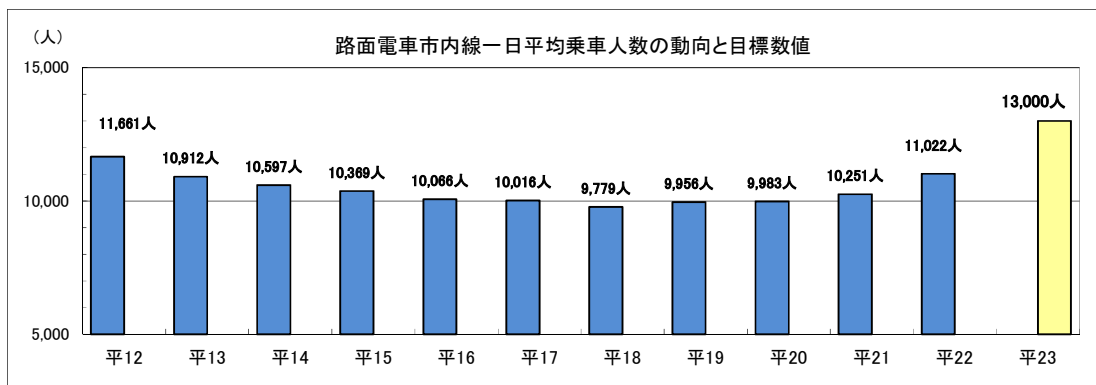
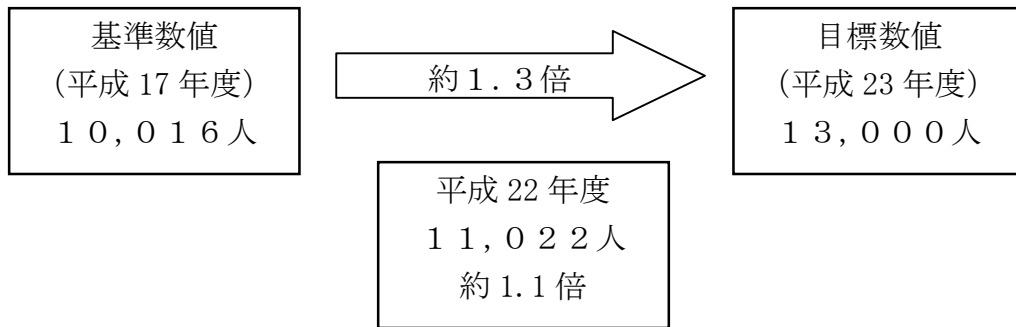
これらの効果を途切れさすことなく今後も持続させ、確実なものとするために、引き続き活性化に取り組むことが必要である。

なお、これまでの取り組みはハード整備中心であったため、行政主導になりがちであったが、今後は、まちづくりの主役である市民とともに、官民連携のまちづくりを推進していくことも重要であると考えている。

3. 各数値目標の達成状況と課題について

数値目標 1) 「路面電車市内線一日平均乗車人数 (人/日)」

数値目標の達成状況



「路面電車市内線一日平均乗車人数」については、第 1 期計画を策定した平成 19 年 2 月以降順調に乗客数を伸ばしており、平成 22 年度は 11,022 人/日で、平成 18 年度から 1,243 人の増加となっている。

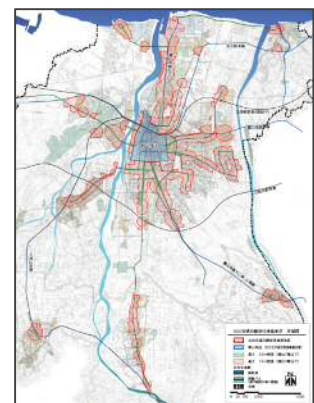
この要因としては、

- ・「路面電車環状線化事業」等の実施による路面電車の利便性の向上
- ・「総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業 (総曲輪フェリオ)」「グランドプラザ整備事業」等の実施による中心市街地への集客力の向上

などが大きく寄与しているものと考えられる。

また、富山市都市マスタープランに基づき「公共交通沿線居住推進事業」を平成 19 年より施行しているが、事業実施地区の単位面積あたりの新規着工件数が、市内の可住地における着工件数の 1.5 倍 (H20 年度) になるなどの効果が現れており、これらの都市政策に基づく取り組みも路面電車の乗車人数増加に少なからず寄与していると考えられる。

公共交通沿線居住推進事業区域図



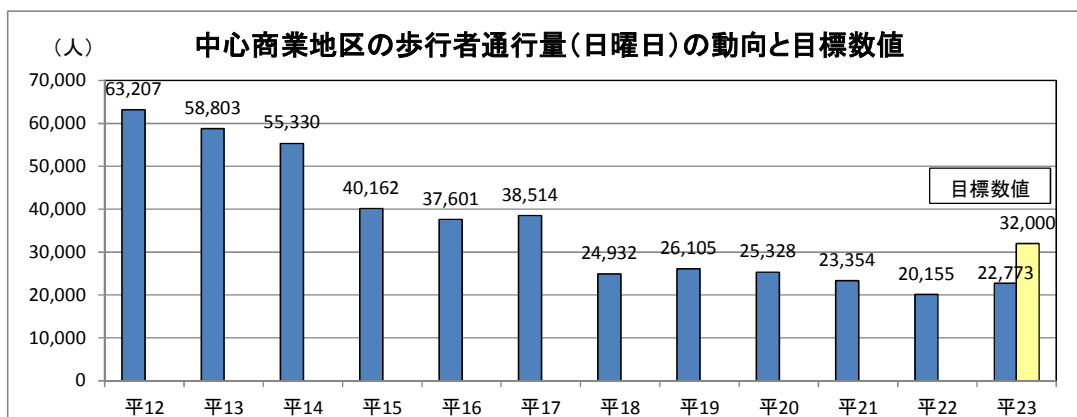
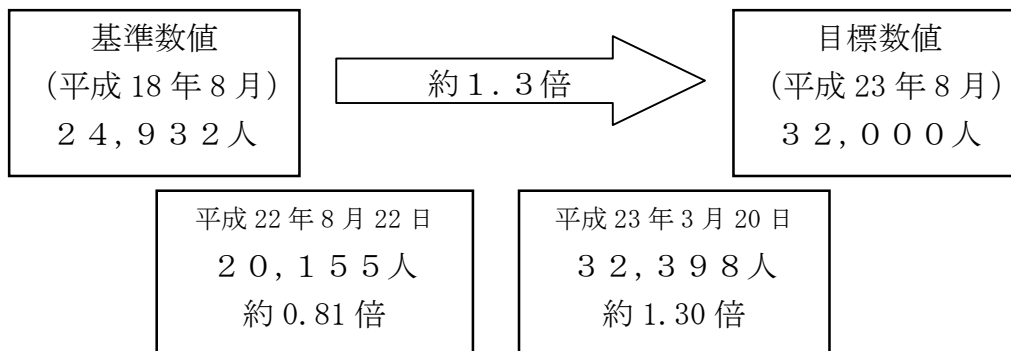
一方、平成 23 年の数値目標 13,000 人/日には若干及ばないものと見込まれる。これは、増加の根拠として「まちなか居住の推進」と「賑わい拠点の創出」とを想定していたうち、「まちなか居住の推進」について、中心市街地の居住者の高齢化率が高く自然減少が大きく、当初の見込み通りに居住人口が増加しなかったことによる。仮に居住人口が増加したとしても、平成 23 年度の中心市街地居住者アンケートの結果によると、通勤・通学時の交通手段として「主に市内電車や鉄道」と回答した人は 3.8%であり、また、普段の買物先は最寄品、買回り品とも郊外ショッピングセンターが最も多くなっていることから、「公共交通の利便性の向上」や「中心市街地の生活利便性の向上」等の施策を合わせて行う必要がある。

平成 23 年度来訪者アンケートでも示されたとおり、富山市のような地方都市における「公共交通の利便性の向上」については、「増便、夜間延長、安価な料金」が大きな要素である。

これらは、乗客数の増加により交通事業者が実施するものであることから、乗客数の確保は、利便性の向上を図る上で非常に大きな要素であり、今後も継続して行っていくこととする。

数値目標2) 「中心商業地区の歩行者通行量(日曜日)(人/日)」

数値目標の達成状況



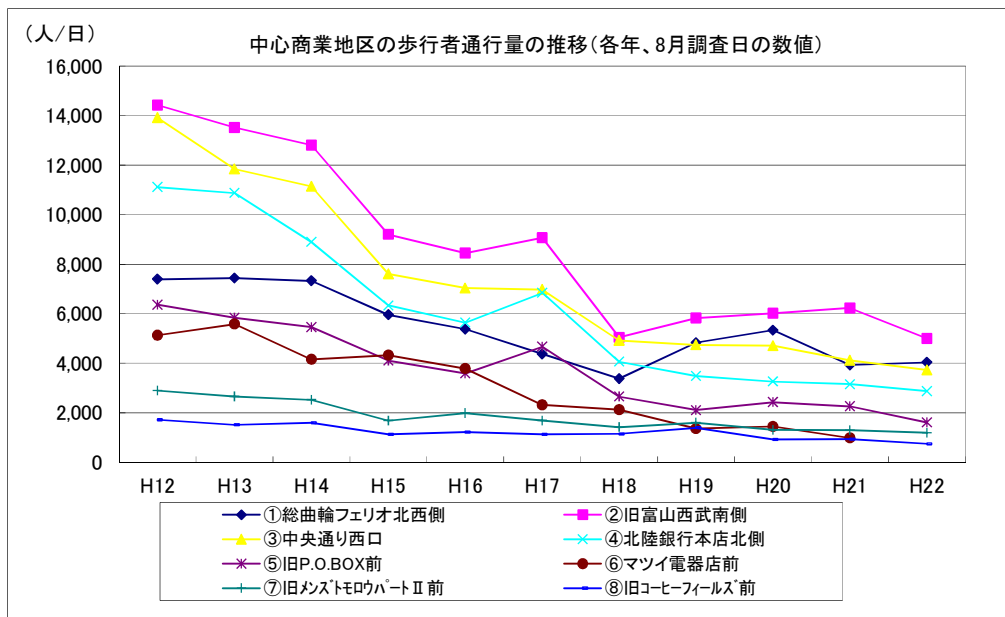
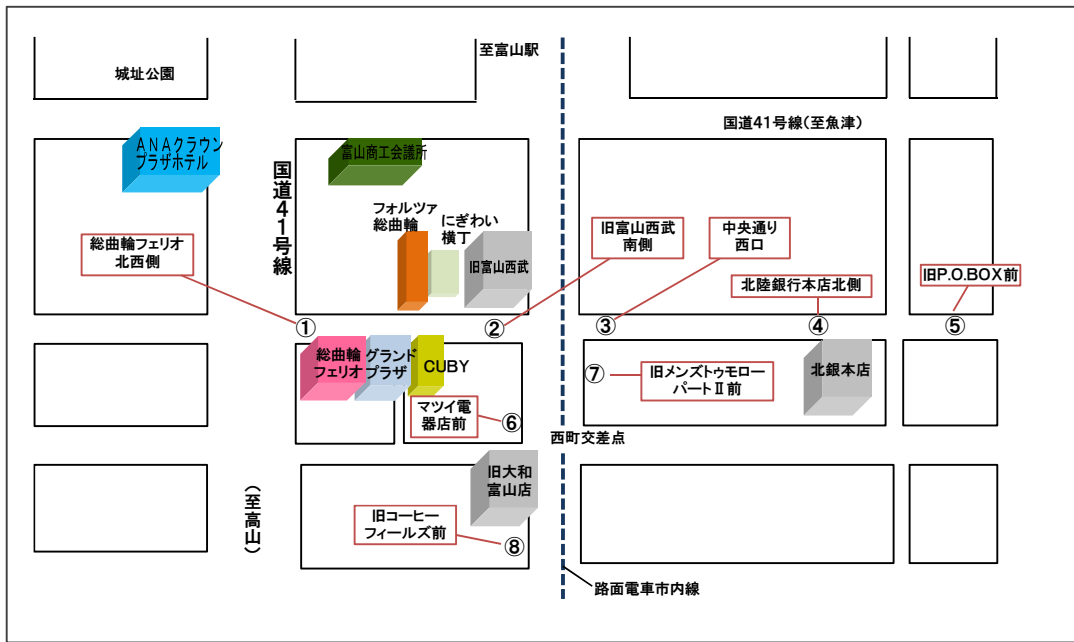
「中心商業地区の歩行者通行量」については、基準となる平成18年の数値と比較すると、平成19年及び平成20年は若干増加したものの、平成21年、平成22年は減少傾向にある。

しかしながら、「総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業(総曲輪フェリオ)」や「グランドプラザ整備事業」等が行われた総曲輪通りにおいては、平成18年8月に8,421人であったものが、平成22年8月には、9,035人となるなど、本計画において整備を行った地点の周辺では、着実にその効果が現れてきている。

一方で、事業が実施されなかった地点の周辺では、通行量の減少傾向が継続しており、それが通行量全体にとってもマイナス要因となっている。

さらに、平成23年3月に行った調査によれば、中心商業地区全体で32,398人/日と目標値32,000人/日を上回る調査結果となっていることから、季節変動要因も影響していると考えられる。

■ 中心商業地区の歩行者通行量の調査地点図



■ 中心商業地区の歩行者通行量の推移

区分	調査地点	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
総曲輪通り	① 総曲輪フェリオ北西側	7,393	7,438	7,326	5,954	5,374	4,373	3,377	4,832	5,333	3,926	4,035
	② 旧富山西武南側	14,426	13,520	12,808	9,205	8,446	9,069	5,044	5,825	6,014	6,232	5,000
	総曲輪通り計	21,819	20,958	20,134	15,159	13,820	13,442	8,421	10,657	11,347	10,158	9,035
中央通り	③ 中央通り西口	13,918	11,844	11,144	7,608	7,034	6,971	4,919	4,744	4,708	4,118	3,727
	④ 北陸銀行本店北側	11,114	10,872	8,895	6,334	5,640	6,841	4,061	3,484	3,258	3,151	2,870
	⑤ 旧P.O.BOX前	6,362	5,834	5,458	4,101	3,587	4,668	2,652	2,107	2,428	2,260	1,608
	中央通り計	31,394	28,550	25,497	18,043	16,261	18,480	11,632	10,335	10,394	9,529	8,205
西町	⑥ マツイ電器店前	5,387	5,130	5,584	4,154	4,322	3,780	2,317	2,123	1,361	1,441	982
	⑦ 旧メストウモロパートII前	2,893	2,651	2,521	1,680	1,980	1,684	1,418	1,597	1,304	1,294	1,190
	⑧ 旧コーヒーフィールズ前	1,714	1,514	1,594	1,126	1,218	1,128	1,144	1,393	922	932	743
	西町計	9,994	9,295	9,699	6,960	7,520	6,592	4,879	5,113	3,587	3,667	2,915
中心商店街合計		63,207	58,803	55,330	40,162	37,601	38,514	24,932	26,105	25,328	23,354	20,155

※備考

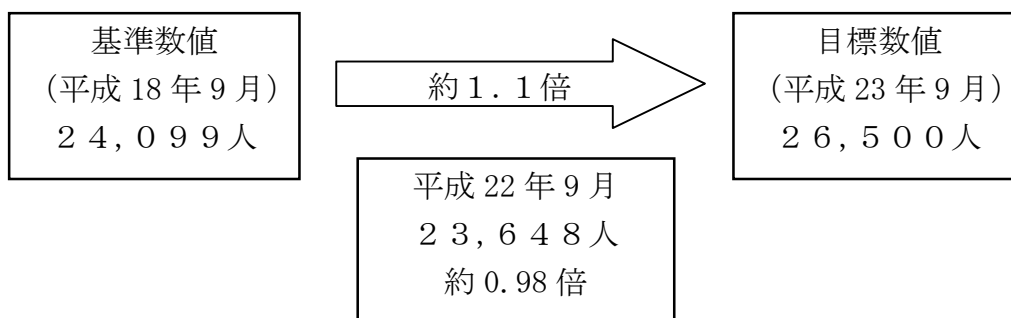
平成19年2月「フォルツァ総曲輪」オープン

平成19年3月「賑わい横丁」オープン

平成19年9月「総曲輪フェリオ」および「グランドプラザ」オープン

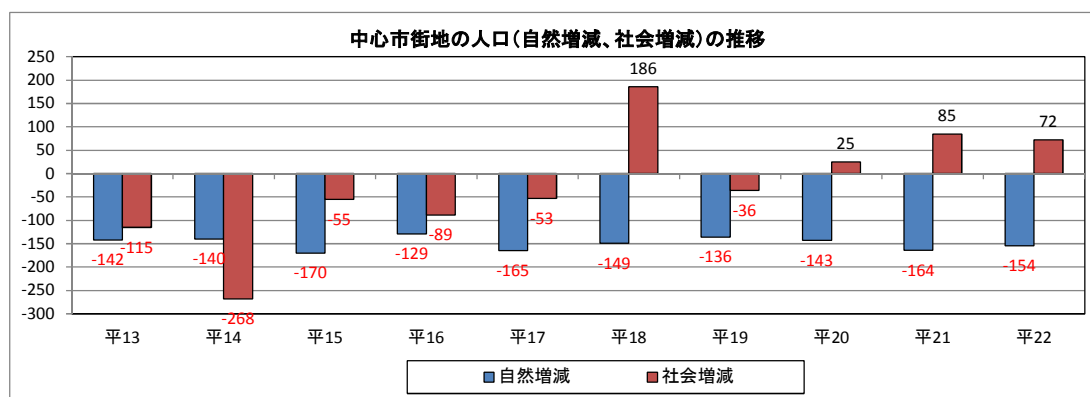
数値目標3) 「中心市街地の居住人口(人)」

数値目標の達成状況



昭和38年にピーク(51,739人)を迎えた中心市街地区域内の居住人口は、その後減少に転じ、特に近年(平成6年～平成16年)では、年平均350人の減少を示していたが、平成17年以降の5ヶ年においては、年平均80人程度にまでその減少幅を縮小してきている。

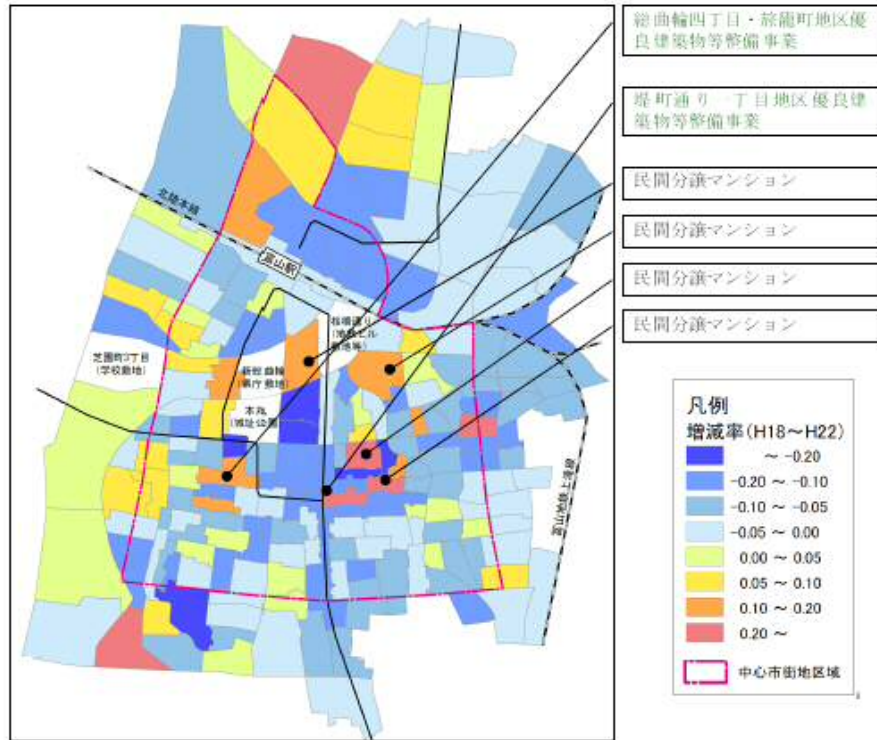
また、人口動向については、中心市街地は市の全域と比較すると高齢化率が7ポイント程度高いため、死亡数が出生数を上回る自然減が大きく、人口動向全体に与えるマイナス要因として影響が大きくなっている。



一方、社会増減については、平成12年10月～平成17年9月の5ヶ年では年平均116人の転出超過であったものが、平成17年10月以降の5ヶ年では、年平均66人の転入超過に転じている。

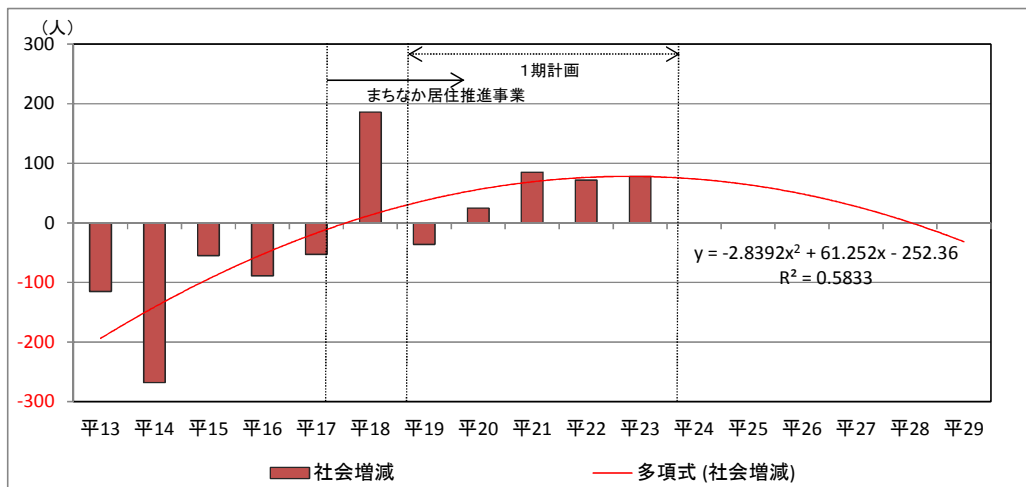
これは、平成17年7月から実施した「まちなか居住推進事業」の取り組みや、再開発事業等による住宅の大量供給によるものと考えられる。

<図3 中心市街地の町丁目ごとの、平成18年-平成22年人口増減率プロット図>



但し、平成13年から平成22年までの結果から近似式（多項式近似）を求めると $y = -2.8447x^2 + 61.304x - 252.45$ となり、下記のグラフ上の曲線のように推移すると推計される。

今後、社会増加のための取り組みを何も行わなければ、社会増加の幅は次第に減少し、いずれは社会減少傾向に戻ってしまうと考えられるため、社会増加の傾向を維持する取り組みを継続して行う必要がある。



4. 第1期中心市街地活性化基本計画・27事業の進捗状況等

第1期計画で掲げた27事業の進捗状況は、完了したもの（完了予定を含む）が10事業、計画期間以降も継続して行う事業が16事業、着手していないものが1事業（総曲輪開発ビル再生支援事業）となっている。

■ 27事業の進捗状況の内訳

	完了したもの (完了予定含む)	着手済みであり、 今後も継続して 行うもの	着手していな いもの	計
ハード事業（施設 整備等）	7	5	1	13
ソフト事業（イベ ント、活動支援等）	3	11	0	14
計	10	16	1	27

①公共交通の利便性の向上

<ハード事業>

事業名	実施 主体	実施年度 【進捗状況】	事業実績、実施による効果等
路面電車環状線 化事業	富山市	H18～H21 【完了】	平成21年12月23日開業 (都心線区間乗降客数(開業～H23.3まで)) 土日祝日1,243人/日、平日778人/日 全日計930人/日
富山駅周辺地区 土地区画整理事業	富山市	H17～H29 【着手済】	・H17年7月都市計画決定 ・H22年度 仮換地指定、富山駅南口広場供 用開始
富山駅付近連続 立体交差事業	富山県	H16～H28 【着手済】	H23年度末進捗率見込み(富山市負担金ベー ス)13.6%

<ソフト事業>

事業名	実施 主体	実施年度 【進捗状況】	事業実績、実施による効果等
中心市街地活性 化コミュニティ バス運行事業	(株)まち づくり とやま	H12～ 【着手済】	<H22年度実績> 中央ルート 95,606人 清水町ルート 143,930人
おでかけバス事 業	富山市	H16～ 【着手済】	<H22年度実績> 定期券申込者 27,656人(65歳以上人口の 約32%) 利用者 693,306人 H23年度より「おでかけ路面電車事業」を 実施

②賑わい拠点の創出

<ハード事業>

事業名	実施主体	実施年度 【進捗状況】	事業実績、実施による効果等
富山城址公園整備事業	富山市	H10～H27 【着手済】	「お濠のゾーン」、「芝生広場ゾーン」の整備が完了し、平成20年度からは、本公園の核となる「歴史・文化ゾーン」の整備に着手している。
総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業	総曲輪通り南地区第一種市街地再開発組合	H11～H19 【完了】	平成19年9月21日オープン
グランドプラザ整備事業	富山市	H17～H19 【完了】	平成19年9月17日オープン 〈H22年度実績〉 専用使用日数267日（稼働率73.2%）
総曲輪開発ビル再生支援事業	地権者等関係者の協議により決定	H23までに着手 【未着手】	平成19年8月駒屋ビルが取得 平成23年7月新たな事業予定者が取得

<ソフト事業>

事業名	実施主体	実施年度 【進捗状況】	事業実績、実施による効果等
「賑わい交流館」整備運営事業	(株)まちづくりとやま	H18～ 【着手済】 施設整備完了、運営実施中	平成19年2月24日オープン 〈H22年度実績〉 来店者20,797人（66人/日）
「賑わい横丁」整備運営事業	(株)まちづくりとやま	H18～ 【着手済】 施設整備完了、運営実施中	平成19年3月10日オープン 〈H22年度実績〉 来店者数44,674人（122人/日）
中心商店街魅力創出事業	中心商業地区にある商店街団体	H17～H26 【着手済】	〈実績・計画〉 総曲輪通り商盛会（13店舗） 千石町通り商店街（14店舗） 大手モール振興会（8店舗）
街なかサロン「樹の子」運営事業	(株)まちづくりとやま	H15～ 【着手済】	平成16年3月オープン 〈H22年度実績〉 入館者数46,218人
街なか感謝デー開催事業	街なか感謝デー実行委員会	H17～ 【着手済】	〈H22年度実績〉 5回開催

事業名	実施主体	実施年度【進捗状況】	事業実績、実施による効果等
総曲輪オフィシャルガイドブック作成事業	(株)まちづくりとやま	H18【完了】	平成 18 年度に総曲輪オフィシャルガイドブック「総曲輪スタイル so-Map2007」を 30,000 部発行。
大規模小売店舗立地法の特例措置	富山県	H18～【完了】	平成 19 年 8 月 富山県により特例区域を指定
ICカード活用による商業等活性化事業	ICカードポイント活用商店街ポイントサービス社会実験実行委員会	H23 までに実施【実施済】	H19 年度から「IC カードポイント活用商店街ポイントサービス社会実験」を実施。 〈今後の予定〉 市内交通機関の IC カード化がほぼ完了することから、本格実施に向けてサービス内容の拡充を検討中。
アーバン・アテンドメント事業	(株)まちづくりとやま	H15～【着手済】	〈H22 年度実績〉 ・「街なかメイクアップサポーター」のブログ開設 ・街なかお絵かきプロジェクト実施など

③まちなか居住の推進

〈ハード事業〉

事業名	実施主体	実施年度【進捗状況】	事業実績、実施による効果等
介護予防施設整備事業	富山市	H19～H23【完了】	平成 23 年 7 月 2 日オープン 〈施設名〉富山市角川介護予防センター
総曲輪四丁目・旅籠町地区優良建築物等整備事業	一般社団法人 総曲輪 4 丁目・旅籠町地区開発協議会	H19～H21【完了】	平成 22 年 2 月完成
西町南地区第一種市街地再開発事業	西町南地区市街地再開発準備組合	H19～H26【着手済】	平成 22 年 9 月 都市計画決定 平成 26 年 施設建築物新築工事竣工 (予定)
西町東南地区第一種市街地再開発事業	西町東南地区市街地再開発組合	H21～H24【着手済】	平成 21 年 9 月 都市計画決定告示 平成 23 年 5 月 施設建築物新築工事着手 平成 24 年 9 月 竣工予定
堤町通り一丁目地区優良建築物等整備事業	住友不動産(株)	H16～H18【完了】	平成 19 年 2 月完成
中央通り f 地区第一種市街地再開発事業	中央通り f 地区市街地再開発組合	H19～H23【完了予定】	H19 年 4 月 都市計画決定告示 H22 年 4 月 施設建築物新築工事着手 H24 年 3 月 竣工予定 ・分譲予定戸数は完売した

〈ソフト事業〉

事業名	実施主体	実施年度 【進捗状況】	事業実績、実施による効果等
富山市まちなか居住推進事業	富山市	H17～	〈H22年度までの実績（累計）〉 補助金交付申請 392 件、774 戸
低未利用地活用推進調査事業	富山市	H18～H20 【完了】	H18・H19年度の2ヶ年で報告書を作成
富山市高齢者の持家活用による住み替え支援事業	富山市	H19～ 【着手済】	これまでのところ実績なし

[5] 中心市街地の現状等と課題

「中心市街地等の現状」「市民のニーズ」「第1期計画の総括」より、中心市街地活性化にあたっての課題を抽出・整理すると下記の表のようになる。

■中心市街地の現状等と課題の整理

	中心市街地等の現状	市民のニーズ	第1期計画の総括	課題
公共交通の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 富山高岡広域都市圏においては移動における自動車への依存度が高い。 ● 平成26年度に北陸新幹線が開業予定。 ● 路面電車市内線の乗車人数は減少傾向から、増加傾向に転じている。 ● 県内の路線バスの利用者は減少傾向から横ばいへと転じている。 ● 終電、終バスの時刻が早い。 ● 公共交通の料金が高い。 ● バス等の本数が少ない。 ● 中心市街地の人口は、高齢化による自然減少のため、今後大きく増加することは見込みにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通に関する項目の満足度が低い。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点を結ぶ交通体系の再構築（公共交通の利便性の向上など） ・ 公共交通の利用促進（公共交通利用意識の啓発、ノーマイカーデーの実践など） ・ 歩いて暮らせるまちづくりの推進（コンパクトなまちの実現、公共交通の活用など） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内電車環状線化、総曲輪フェリオ及びグランドプラザ開業等の事業効果により、路面電車市内線の乗車人数が減少傾向から増加傾向に転じる。 ● 「路面電車市内線の乗車人数」の数値目標には若干及ばない見込みである。これは、利用者として期待していた、まちなか居住者が増加しなかったこと等の要因による。 ● 「路面電車市内線の乗車人数」の増加という数値目標に対する施策として「賑わい拠点の創出」と「まちなか居住の推進」が中心であり、直接的に乗客数を増加させる事業が弱かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 目的地となる賑わい拠点や集客拠点の更なる充実。 ● 新たな電停の設置等による公共交通へのアクセシビリティの向上。 ● 積極的に公共交通を利用する意識の啓発。 ● 直接的に「公共交通の利便性の向上」を図る事業の充実。 ● 徒歩や自転車の利用環境の整備。

	中心市街地等の現状	市民のニーズ	第1期計画の総括	課題
賑わい拠点の創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 中心商業地区の歩行者通行量は減少から横ばい状態に転じている。 ● 中心市街地の店舗数、小売販売額は減少。 ● 中心市街地では低未利用地が増加。 ● 中心商業地区の業種構成は衣服、身の回り品等が多く偏りがみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地のまちづくりの方向性として、「買物に満足できる」「歩いて楽しい」が求められている。 ● 中心市街地において重要と考える取り組みとして、「大型店、専門店の誘致」「映画館、娯楽施設の誘致」があがっている。 ● 回遊性を高める方策として、「大型店・専門店の誘致」、「街なかでのイベント・催事の充実」、「観光案内・情報発信の充実」、「街並みの景観整備・環境美化」があがっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● グランドプラザなど整備を行った地点の周辺では、歩行者通行量が増加している。 ● 事業が実施されなかった地点の周辺では、通行量の減少傾向が継続している ● 認知度が低く、利用者数が伸び悩んでいる「賑わい施設」が見受けられる。 ● ソフト面（イベント等）の取り組みが弱かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者通行量が少ない地点での賑わい施設等の整備。 ● 特定の地区に集中している来街者の他地区へ回遊させる取り組み。 ● 市民ニーズに合った商店街の構築への支援。 ● 商店街としての魅力アップ。 ● イベントや商店街情報の発信。 ● 観光案内等の充実。

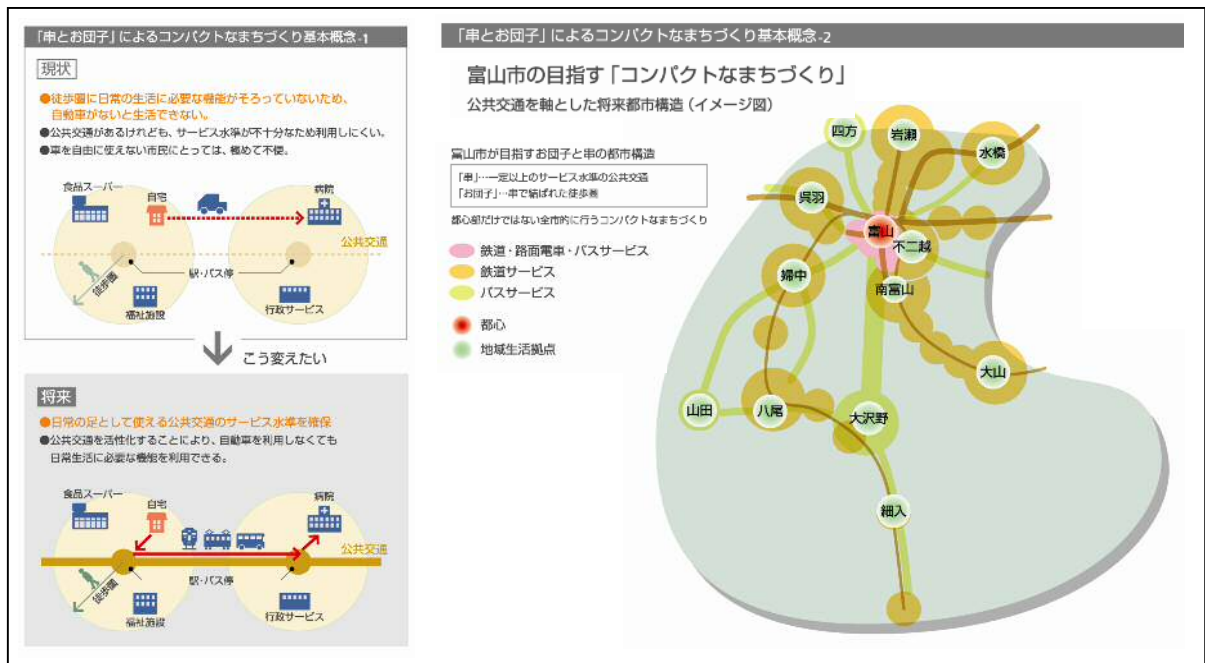
	中心市街地等の現状	市民のニーズ	第1期計画の総括	課題
まちなか居住の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地は居住人口が減少。 ● 居住人口の自然減少が大きい。 ● 中心市街地は高齢化が進展。 ● 中心市街地は世帯あたりの人数が減少傾向。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も中心市街地にずっと住みたいと答えた人は7割を超えている。住み続けたい理由としては、「地域になじみや愛着がある」「買い物や医療など日常生活が便利」「公共交通(鉄道、バス等)が利用しやすい」があがっている。 ● 中心市街地において不足している業種として、「家電製品」「生鮮品・食材」「日用雑貨」があがっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「まちなか居住推進事業」や、再開発事業等による住宅の大量供給により、社会動態が増加に転じている。 ● 今後、社会増加のための取り組みを何も行わなければ社会増加の幅は次第に減少し、いずれは社会減少傾向に戻ってしまうと推計される。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再開発事業や民間マンション建設等により新たな住宅の供給。 ● 「生鮮品・食材」や「日用雑貨」等、生活者ニーズに合った生活利便施設の充実。 ● 子育てや生涯学習の場となる文化・教養の施設やサービスの充実。

[6] 富山市におけるまちづくりの考え方

公共交通の活性化によるコンパクトなまちづくりを進める

コンパクトなまちづくりにあたっては、鉄軌道やバスなどの幹線公共交通沿線に、日常生活に必要な商業、医療、行政サービス等の機能や人口を集積する地域生活拠点を整備し、広域的な交流拠点として複合的な都市機能が集積する中心市街地と、地域生活拠点を結ぶ公共交通を活性化することにより、自動車が自由に使えない人にとっても、安心・快適に生活できる、全市的にコンパクトなまちを創造していきたいと考えている。

■富山型コンパクトなまちづくりのコンセプト



この「コンパクトなまちづくり」の方針は、富山市総合計画をはじめとする各マスタープランの中に貫かれている。

1) 富山市総合計画（平成19年度～平成28年度）

中心市街地の人口の空洞化が進み、薄く広がった市街地を形成している本市はさまざまな機能が非効率であると言え、富山市総合計画基本構想において、12項目のまちづくりの主要課題の一つとして「コンパクトなまちづくり」を掲げている。

基本構想を基にした平成23年度までの前期基本計画においても「コンパクトなまちづくり」が主要課題の一つとして掲げられている。

また、平成24年度から平成28年度までの後期基本計画を策定中であり、引き続き「コンパクトなまちづくり」を主要課題の一つとして掲げる予定である。

① 富山市総合計画基本構想

富山市総合計画基本構想には、以下のように記載されている。

■まちづくりの目標達成のための施策（抜粋）

3 コンパクトなまちづくり

まちなかの定住人口の増加を図り、まちの賑わいを取り戻すことに努めるとともに、地域の生活拠点地区においても計画的な土地利用の推進を図り、生活の諸機能がコンパクトに集合した、暮らしやすいまちづくりに努めます。

<歩いて暮らせるまちづくりの推進>

都市基盤や都市施設の整備状況、都市機能の既存集積、人口密度などの市街地の状況に応じて、鉄道の駅や、路面電車・バスの主要な停留所を拠点として、生活サービス機能を誘導するなど、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

<まちなか居住の推進>

まちなかの定住人口を増やし、賑わいを取り戻すことを目指します。そのため、都心地区での共同住宅の建設や住宅取得を促進するとともに、生活に根ざした商業・文化・教育・医療・福祉などさまざまな都市機能の拡充、公共交通機関の充実、出会いの場・集いの場としての広場や歩行空間の整備、緑の保全や美しい景観への配慮などを通して、生活拠点としての活性化に取り組めます。

<地域の生活拠点地区の整備>

地域の生活拠点地区としての機能強化を図るため、公共交通機関などの充実による都心部とのアクセス機能を高めるとともに、居住地の拡散を防止するため、計画的な土地利用を推進し、地域の特性や豊かな自然環境に配慮したまちづくりを推進します。

②富山市総合計画 後期基本計画（平成 24 年度～平成 28 年度）

富山市総合計画後期基本計画（案）には以下のように記載されている。

■まちづくりの主要課題（抜粋）

8 コンパクトなまちづくり

本市は、中心市街地の人口減少や、市街地の外延化などにより薄く広がった市街地を形成しており、このような人口が拡散した都市はさまざまな機能が非効率であるといえます。

今後は、市街地の拡散に歯止めをかけ、都心部やそれぞれの地域の生活拠点地区への人口集積を図り、生活に必要な都市の諸機能を集積させ、鉄軌道やバスなどの公共交通の活性化を軸とした、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進める必要があります。

特に、歩行によるまちなかへの外出誘導は、中心市街地の活性化はもとより、健康の保持増進や医療費の削減効果が期待できることから、非常に重要であると考えています。

■都市構造形成の基本方針（抜粋）

本市は、これまで、人口の増加とともに薄く広がった拡散型の市街地を形成してきました。

今後は、人口減少と少子・超高齢社会の本格的な到来を見据え、健康・医療・福祉との連携や、農山村部の集落機能の維持など地域特性にも配慮しながら、各地域のストックを生かした、拠点集中型のコンパクトなまちづくりを目指し、次のような方針で都市構造を形成していきます。

（１）拠点の形成と都市構造の将来像

①都心と地域生活拠点の形成

本市が、コンパクトなまちづくりを進めていくためには、これまでのような市街地の拡大傾向を抑制するとともに、既成市街地への都市機能の集約を図ることが必要です。

また、都市機能の集約にあたっては、本市の顔となる中心的な拠点を「都心」と位置付けるとともに、市域を複数の地域生活圏に分割し、地域住民の日常的な生活に必要な機能が備わっている拠点を「地域生活拠点」と位置付けます。

■都心整備の基本方針（抜粋）

本市の都心は、商業、業務などの都市活動の面で、県都としての役割や広域中枢の拠点としての役割を担っています。

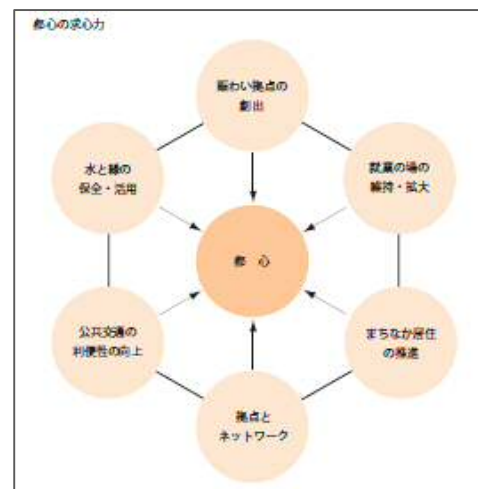
このため、都心が本市の顔として、また、地域文化を醸成する場所として発展していくためには、多様な人びとで賑わう魅力あるまちづくりが必要です。

①賑わい拠点の創出

人が集い、社会的、文化的活動が活発に行われ、都市活動の中心となるとともに、市全体がより活力ある地域経済社会を確立していく拠点として、魅力と活力を創出する市の「顔」にふさわしい都心を形成します。

②就業の場の維持・拡大

都心は働く場所が集中していることによって、求心性を維持しています。このため、商業・業務機能の集積による就業の場の維持・拡大を図ります。



③まちなか居住の推進

都心の賑わいや活動の基となる定住人口を増加させるため、積極的にまちなか居住の推進を図ります。

また、市街地再開発事業などにより都心型住宅の整備を図るとともに、生活利便施設の併設など、都心居住者に対する生活サービスの充実を図ります。

④拠点とネットワーク

市街地再開発事業などの動きを支援し、整備を円滑に進めるために、個別の市街地再開発を「拠点」、それらを連絡する道路などを「ネットワーク」と捉えたまちづくりを進め、都心全体の機能・空間の質を高めていきます。

⑤公共交通の利便性の向上

都心の魅力である充実した交通基盤を生かした公共交通の活性化により、都心への来街者にとっての利便性の向上を図るとともに、居住者にとっても暮らしやすい都心を形成します。

⑥水と緑の保全・活用

立山連峰、富山湾、神通川、呉羽丘陵など、どこからでも自然が感じられることが、本市の特質です。

都心においても、松川、いたち川、富岩運河環水公園などの水辺空間が整備されており、城址大通りには豊かな街路樹が育てられています。

このような自然環境を大切に保存していくとともに、より積極的に水と緑の環境を享受できるような場所を形成します。

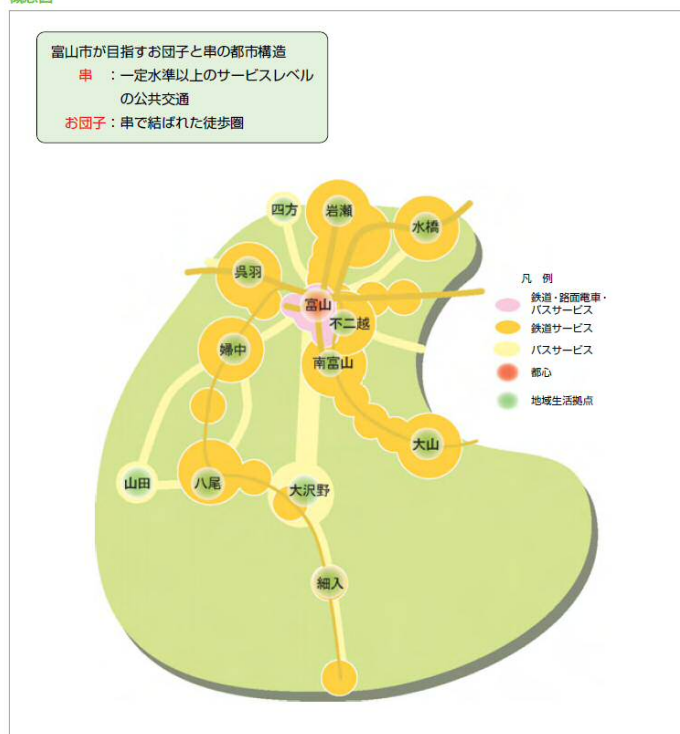
2) 富山市都市マスタープラン（平成 20 年 3 月策定）

富山市都市マスタープランにおいては、「まちづくりの理念」や「富山型コンパクトなまちづくりの特徴」について以下のように記載されている。

■まちづくりの理念（抜粋）

これからの本市のまちづくりにおいては、今後の人口減少と超高齢化に備え、『鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり』の実現を目指します。

概念図



■富山型コンパクトなまちづくりの特徴（抜粋）

1. 徒歩と公共交通による生活の実現

現状では、徒歩圏（お団子）において、日常生活に必要な機能が揃っておらず、車を利用しないと生活しづらい状況になっています。また、車を自由に使えない市民にとっては、極めて不便な状況となっています。

富山型コンパクトなまちづくりでは、鉄軌道やバスなどの公共交通の活性化を図るとともに、徒歩圏（お団子）を公共交通（串）でつなぐことにより、自動車を利用できない市民も、日常生活に必要な機能を楽しむ生活環境の形成を目指します。

2. お団子と串の都市構造

コンパクトなまちづくりと言うと、人口や諸機能を高密度に集積させた都心部を中心に、同心円状に密度が低くなる一極集中のイメージが一般的です。

同心円を基本とした都市構造は、一定の範囲に住まうことにより、都市施設の維持管理コストや福祉・ゴミ収集など巡回に必要な行政コストを抑制できるメリットがあります。しかし、徒歩と公共交通による生活を実現するという視点は必ずしも組み込まれていません。

富山型コンパクトなまちづくりは、都心部を中心とした同心円状の一極集中型の都市構造ではなく、徒歩圏（お団子）と公共交通（串）から成るクラスター型の都市構造を目指すものです。

[7] 富山市中心市街地活性化基本方針

(1) 富山市中心市街地活性化の戦略

第1期富山市中心市街地活性化基本計画において、富山市の中心市街地活性化の戦略について、以下のように設定した。

○ コンパクトなまちづくりにおける拠点づくりを、最も都市機能が集積した徒歩圏域である中心市街地においてまず行う。

富山市中心市街地は、商業、業務、文化、娯楽、教育、行政等、多種多様で広域の利用圏域を持つ都市機能が集積するとともに、飲食料品、医療機関、金融機関といった生活利便施設も集積した徒歩圏である。

加えて、利便性の高い路面電車市内線や富山ライトレールといった鉄軌道網が存在しており、遅くとも平成26年度末までに予定されている北陸新幹線の開業により、名実ともに富山県の玄関口となる公共交通の要の地域である。

このことから、徒歩圏、公共交通を骨格とする富山型「コンパクトなまちづくり」における拠点づくりを始める上で、最もふさわしい場所である。

○ 公共投資を呼び水に、民間の投資意欲を促す

市民や民間事業者が、郊外の住宅地や幹線道路沿いではなく、中心市街地内の空き地や青空駐車場となっている土地や空きビルなどの既存ストックに対して投資意欲を高めるように、集中的に公共投資を行い、民間サイドの投資環境を整える。

このことから、本基本計画において目指すべき中心市街地像や、そのために進める公共投資の事業を明確にし、活性化の必要性を市民をはじめとする民間サイドにPRすることで、民間の投資意欲を促していく。

○ 中心市街地の活性化により、富山市全体の活力向上を目指す

公共投資を呼び水に、民間投資もあわせた中心市街地活性化事業を展開することで、中心市街地において車に頼らないで暮らせる生活環境を整備するとともに、ライフスタイルの多様化に応えるまちづくりを行い、富山型「コンパクトなまちづくり」を民、官で連携し具体化していく。

中心市街地は富山県中部地域の商圈、通勤圏の中心であり、市民の経済・社会活動にかかせない地域であることから、例えば、JR富山駅周辺整備やグランドプラザといった中心市街地内の投資であっても、多くの市民や観光客に利用されることにより、その波及効果は市内全域に及ぶこととなる。

また、中心市街地で活発な経済活動がなされることで大きな税収が生まれ、市域全体にわたる道路や公園といった都市の維持管理コストをまかなうことが可能となる。都市管理を安定継続的に行うことで、周辺地域の維持発展も含めた富山市全域の活力向上につなげていく。

(2) 富山市中心市街地活性化の戦略における第2期計画の必要性と事業取組方針

ステージⅠとして位置付けた第1期計画においては、「コンパクトなまちづくりにおける拠点づくり」を目的に、主に公共主導により交通インフラ整備や賑わい施設の整備を中心に取り組んできた。これらの取り組みにより、中心市街地においては、かつての賑わいを取り戻しつつあり、目標指標についても着実に達成へと近づいてきている。

また、この動きに併せるように、地区内においては、新規出店の増加や、演芸ホールの開業、専門学校の開校、相次ぐマンション建設など、民間の投資意欲も活発になってきている。

このように現在、本市においては、官民あがて中心市街地の活性化に取り組んできており、今後もこの良い流れを継続させ、第1期計画において達成できなかった課題を今後確実に達成させるため、ステージⅡとして位置付けた第2期計画を策定する。

この第2期計画においては、これまで行ってきた市街地整備等の公共投資を呼び水に民間の投資意欲を促すことで、さらなる中心市街地の活性化を目指すこととしている。

これらを実現するために、必要な施設整備については、引き続き、行政が中心となって行っていくが、それらの施設の効果をより高めるために行うソフト事業等については、民間事業者、NPO法人、大学、市民団体などが行政と連携・協働し実施していくことが望ましいと考えていることから、行政はその活動を支援することとし最終的には「市民が主役」となる体制の構築や仕組みづくりを行っていく。

また、北陸新幹線開業に伴う富山駅の周辺整備や南北一体化、および二極化する富山駅周辺と中心商業地区の回遊性の向上についても積極的に取り組むこととする。

期間	第1期計画(ステージⅠ) H19年2月～H24年3月	第2期計画(ステージⅡ) H24年4月～H29年3月	将来的に目指すもの H29年4月～
戦略	コンパクトなまちづくりにおける拠点づくりを、最も都市機能が集積した徒歩圏域である中心市街地においてまず行う。	公共投資を呼び水に、民間の投資意欲を促す市民が主役となる体制や仕組みづくりを構築する。	中心市街地の活性化により、富山市全体の活力向上を目指す
目標	コンパクトなまちづくり ・公共交通の利便性の向上 ・賑わい拠点の創出 ・まちなか居住の推進	市街地空間の質を高め、交流の場を創出する。 ・公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上 ・富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出 ・質の高いライフスタイルの実現	魅力ある都市空間の実現 ・健康、医療、福祉の充実 ・安全・安心なまち

(3) 富山市中心市街地の将来像

多様で質の高い都市機能が集積し、内外の活発な交流が行われ、人が動き回遊し、富山らしい新しい文化が創造され、豊かなライフスタイルを実現できるまち

(1) 多様で質の高い移動環境が整備され、人が活発に動き回遊するまち

- 環境に優しい公共交通のさらなる充実により、中心市街地に集積した機能が快適に結ばれるまち
- 公共交通に加えて自転車や徒歩でも快適に移動できる環境が整備され、多様な移動手段が確保されるまち
- 多様な移動手段に支えられて、質の高い日常生活や活発な経済活動や社会活動が行われ、多くの交流や賑わいが生まれ、広がっていくまち

(2) 内外の活発な交流により富山らしい新しい文化が創造されるまち

- 内外の交流が活発に行われることにより、街なかに人が集い、賑わい、経済が発展するまち
- L R Tなどの先端的な都市景観や富山城址などの歴史的景観および雄大な立山連峰などの自然景観など、豊かで優れた「富山らしい」景観を体感することができるまち
- 居住者と来街者との交流により歴史や文化が磨き上げられ、新しい「富山らしさ」として研ぎ澄まされ、その魅力を内外に発信し続けるまち

(3) 多様で質の高いライフスタイルが実現するまち

- 日常生活に必要な機能が集積し、日々の暮らしがエリア内で充足できる、利便性の高いまち
- 子育てや教育、医療・福祉等に関する機能が充実し、多様な世代が快適に健康的に暮らせ、豊かな個性を育むことができるまち
- 環境モデル都市の顔として、コンパクトなまちづくりによる低炭素型で環境負荷の少ないエコライフを実現できるまち
- 人と人とのつながりが生む豊かなコミュニティや絆により、人が輝き安心して暮らせ、人を惹きつけるまち

(4) 中心市街地活性化の基本方針と目標と施策

第1期計画で行った各種の施策の効果を持続・発展させながら、第1期計画において解決することが出来なかった課題を今後確実に解決し、富山市中心市街地の将来像を実現するために、第1期計画の総括や中心市街地の現状、市民ニーズ等を踏まえ、以下の基本的な方針と目標・施策を設定し、事業を実施する。

目標1については、第1期計画では「公共交通の利便性の向上」としていたが、今後、公共交通施策に加え自転車・徒歩を含めた総合的なモビリティマネジメントが必要になるとの観点から、第2期計画においては「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」と発展させる。

目標2については、第1期計画では「賑わい拠点の創出」としていたが、グランドプラザ等の拠点整備が進み、今後は、それらの賑わい拠点を活用するための情報発信や人の交流のための施策が必要になるとの観点から、第2期計画においては「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」と発展させる。

目標3については、第1期計画では「まちなか居住の推進」と目標を定め、再開発事業等による住宅の供給を行ってきた。今後は、住宅そのものの供給に加え、周辺の買物環境や通勤・通学環境、教育環境、地域コミュニティ等、居住者にとって質の高いライフスタイルを実現することが出来るということが居住地としての付加価値の向上にもつながるとの観点から、目標を「質の高いライフスタイルの実現」と発展させる。

■富山市中心市街地活性化の基本方針と目標・施策

〈基本方針1〉

多様で質の高い移動環境が整備され、人が活発に動き回遊する中心市街地の形成

〈目標1〉

公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上

広域交通と市内公共交通、および自転車や徒歩など多様な移動手段の整備を図り、また移動手段間の連携を図ることにより多様で質の高い移動ネットワークを構築し、利便性が高く人が活発に動き回遊する中心市街地を形成する。

- 広域交通である北陸新幹線と市内公共交通との連携を図る
- 郊外から中心市街地への公共交通のサービス向上に取り組む
- 自転車や徒歩などで快適に街なかを移動するための環境整備と仕組みづくりを行う
- 公共交通と自転車・徒歩との連携を高める

〈基本方針2〉

内外の活発な交流により富山らしい新しい文化が創造される中心市街地の形成

〈目標2〉

富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出

富山市の「顔」として歴史や文化、景観などの「富山らしさ」を広く発信し、内外の交流により社会的、経済的、文化的活動が活発に行われ、富山市全体がより活力ある地域経済社会を確立していくための魅力と活力を創出する拠点となる中心市街地を形成する。

- 富山市内外に「富山らしさ」を戦略的に情報発信することにより、中心市街地への交流人口を増やす
- 質の高い暮らしの展開を支える多彩な商業機能を集積させていく
- 映画、演劇、イベントなど、人が集まる都心ならではの楽しみを増やすとともに、図書館、美術館などの文化施設を整備していく
- 新たな賑わい拠点を整備し、他の賑わい拠点との連携を図り、面的な回遊性を生み出す
- 街なかの様々な空間において市民が集まり活動や交流を行う仕掛けづくりを行う

〈基本方針3〉

多様で質の高いライフスタイルが実現する中心市街地の形成

〈目標3〉

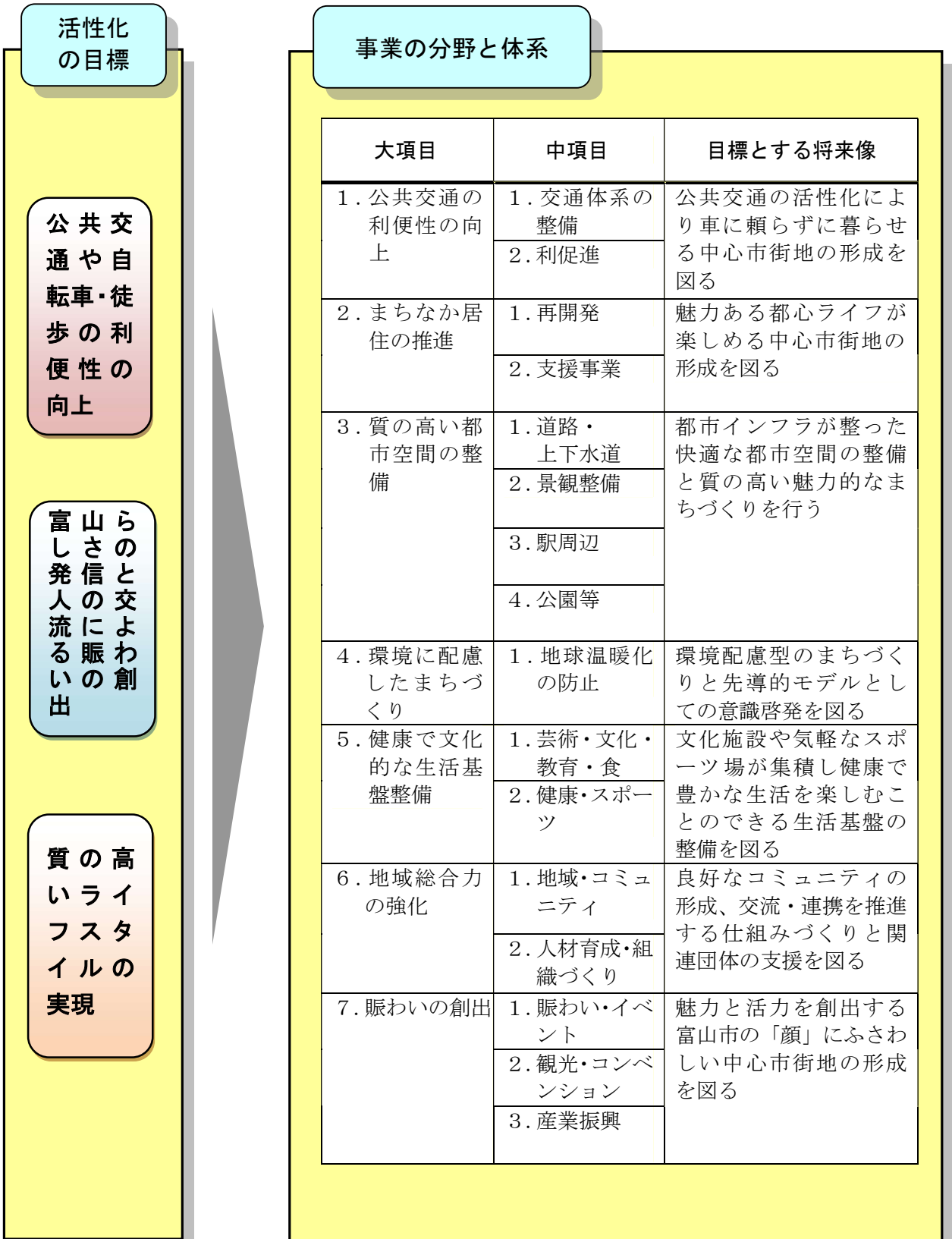
質の高いライフスタイルの実現

利便性が高く、多様な世代が安全・安心かつ快適に暮らせ、環境負荷が少なく、人とのつながりが生む豊かなコミュニティにより、質の高い多様なライフスタイルを実現することが出来る中心市街地を形成する

- 日々の暮らしがエリア内で充足できるよう、日常生活に必要な機能を集積させる
- 子育て・教育や医療・福祉に関する機能の充実により、多様な世代が安全・安心かつ快適に暮らせ、豊かな個性を育むことができるまちづくりを進める
- 環境負荷の少ないエコライフを実現することが出来るまちづくりを行う
- 人とのつながりや絆が生む豊かなコミュニティにより、人を惹きつけ、定住したいと思うまちづくりを行う

(5) 事業の分野と体系

第2期計画においては、3つの目標を確実に達成するために、事業分野を下表の通りに体系化し、それぞれに事業を位置付ける。



活性化の目標

公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上

富山の活性化の創出

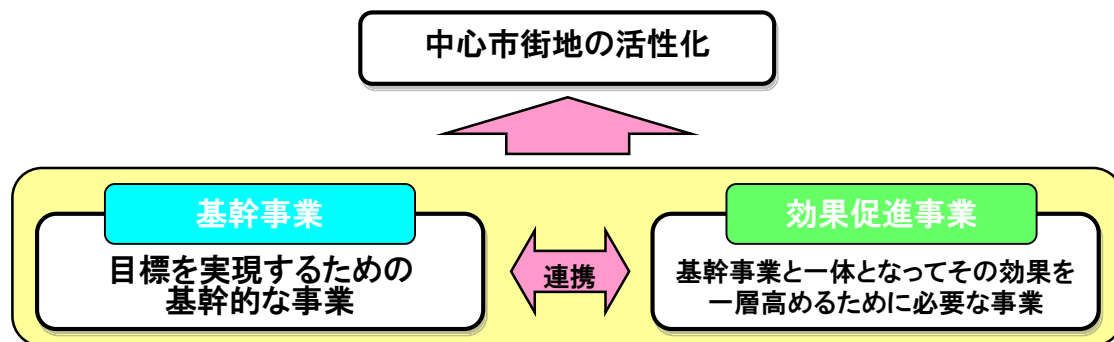
質の高いライフスタイルの実現

事業の分野と体系

大項目	中項目	目標とする将来像
1. 公共交通の利便性の向上	1. 交通体系の整備	公共交通の活性化により車に頼らずに暮らせる中心市街地の形成を図る
	2. 利促進	
2. まちなか居住の推進	1. 再開発	魅力ある都心ライフが楽しめる中心市街地の形成を図る
	2. 支援事業	
3. 質の高い都市空間の整備	1. 道路・上下水道	都市インフラが整った快適な都市空間の整備と質の高い魅力的なまちづくりを行う
	2. 景観整備	
	3. 駅周辺	
	4. 公園等	
4. 環境に配慮したまちづくり	1. 地球温暖化の防止	環境配慮型のまちづくりと先導的モデルとしての意識啓発を図る
5. 健康で文化的な生活基盤整備	1. 芸術・文化・教育・食	文化施設や気軽なスポーツ場が集積し健康で豊かな生活を楽しむことのできる生活基盤の整備を図る
	2. 健康・スポーツ	
6. 地域総合力の強化	1. 地域・コミュニティ	良好なコミュニティの形成、交流・連携を推進する仕組みづくりと関連団体の支援を図る
	2. 人材育成・組織づくり	
7. 賑わいの創出	1. 賑わい・イベント	魅力と活力を創出する富山市の「顔」にふさわしい中心市街地の形成を図る
	2. 観光・コンベンション	
	3. 産業振興	

◇事業の位置づけ

第2期計画においては、それぞれの目指すべき分野ごとに基幹事業（目標を実現するための基幹的な事業）と効果促進事業（基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業）の位置づけを行い、目標達成に向けて取り組むこととする。



事業の分野		事業 No.	事業名	基幹 事業	
大項目	中項目				
1. 公共交通の利便性の向上	1. 交通体系の整備	1	市内電車西町付近新停留場設置事業	○	
		2	富山駅路面電車南北接続事業	○	
		3	市内電車停留場バリアフリー化事業	○	
		4	中心市街地コミュニティバス運行事業	○	
		5	高山本線活性化事業		
		6	上滝線活性化事業		
	2. 利用促進		7	ICカード機能強化事業	
			8	公共交通割引等事業	
			9	パーク&ライド促進事業	
			10	公共交通サイクルポーター事業	
			11	おでかけ定期券事業	○
			12	バス路線イメージリーダー路線整備事業	
			13	市民意識啓発事業（モビリティマネジメント）	
			14	市内電車環状線ラッピング事業	
			15	公共交通夜間延長事業	
2. まちなか居住の推進	1. 再開発	16	西町東南地区第一種市街地再開発事業	○	
	2. 支援事業	17	まちなか居住推進事業	○	
		18	住宅ストック活用推進事業	○	
		19	高機能コミュニティ型集合住宅検討事業		
		20	生活利便施設充実事業		
		21	まちなか子育て支援施設整備事業	○	
		22	牛島地区まちづくり推進事業		
3. 質の高い都市空間の整備	1. 道路・上下水道	23	道路景観形成事業	○	
		24	松川処理分区雨水貯留施設整備事業	○	
	2. 景観整備	25	中心市街地美観保全事業		
		26	中心市街地美観創出事業		
		27	中心商店街魅力創出事業		
		28	都心地区都市景観形成推進事業		
	3. 駅周辺		29	富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業（富山駅付近連続立体交差事業）	○
			30	富山駅自由通路整備事業	○
			31	富山駅周辺地区土地区画整理事業	○
	4. 公園等		32	富山城址公園整備事業	○

事業の分野		事業 No.	事業名	基幹 事業
大項目	中項目			
4. 環境に配慮したまちづくり	1. 地球温暖化の防止	33	まちなかLED化推進事業	
		34	自転車市民共同利用システム	
		35	自転車利用環境整備事業	○
		36	まちなかエコアクション促進事業	
5. 健康で文化的な生活基盤整備	1. 芸術・文化・教育・食	37	西町南地区第一種市街地再開発事業	○
		38	西町南地区複合施設整備事業	○
		39	総曲輪西地区第一種市街地再開発事業	○
		40	桜町一丁目4番地区第一種市街地再開発事業	○
		41	中央通りD北街区第一種市街地再開発事業	○
		42	市内博物館・美術館巡回バス事業	
	43	とやま食彩発信事業		
	2. 健康・スポーツ	44	まちなか歩行空間整備改善事業	
6. 地域総合力の強化	1. 地域・コミュニティ	45	地域交流センター整備事業（柳町地区）	○
		46	プチまちなか賑わい広場整備事業	
		47	まちなかサロン整備事業	
	2. 人材育成・組織づくり	48	まちづくり会社機能強化事業	
		49	NPO等民間団体支援事業	
		50	まちなか情報発信事業	
		51	大学連携事業	
		52	週末等トライアル・アンテナショップ運営事業	
7. 賑わいの創出	1. 賑わい・イベント	53	総曲輪三丁目地区第一種市街地再開発事業	○
		54	大規模小売店舗立地法の特例措置	
		55	街なか賑わい施設運営事業	
		56	まちなかイベント開催事業	
		57	駅周辺イベント開催事業	
		58	グランドプラザ大型ビジョン活用事業	
	2. 観光・コンベンション	59	くすり関連施設整備事業	○
		60	まちなか観光推進事業	
		61	まちなか観光地回遊促進事業	
		62	観光ネットワーク推進事業	
	3. 産業振興	63	まちなかオフィス等立地助成事業	
		64	中心商店街出店促進・空店舗活用事業	
		65	ビジネスセンター設置事業	○
		66	大型商業施設誘致事業	

※全体で66事業のうち基幹事業25事業、効果促進事業41事業の位置付けとなったが、効果促進事業については、

①計画期間内に、事業実施の可能性から検討するものも含まれる。

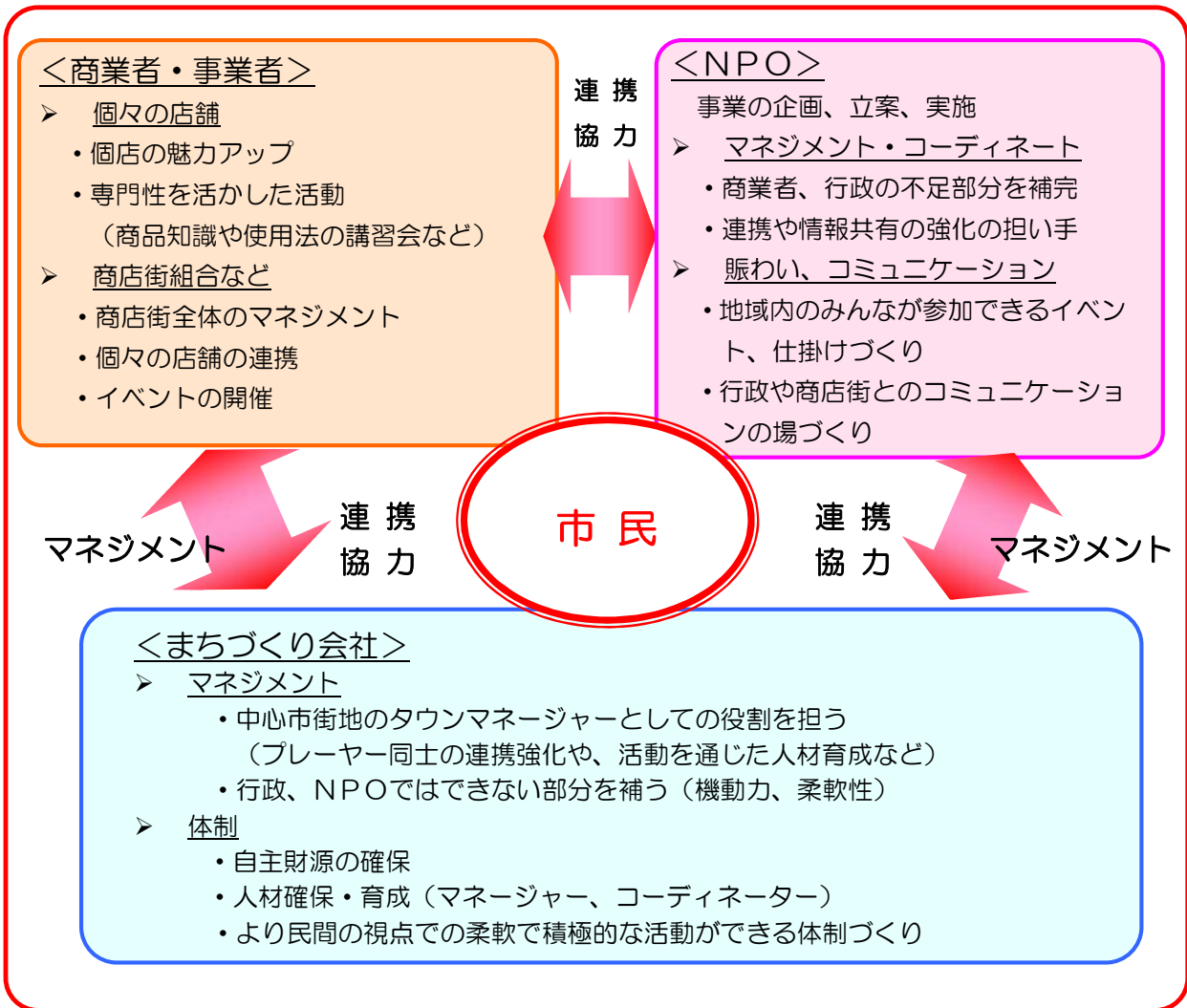
②事業をメニュー化して位置付けたため、実施段階では形態が変わるものもある。ことから、事業の進捗管理については、基幹事業を基本として行うこととする。

(6) 中心市街地活性化にあたり担うべき役割

中心市街地活性化の推進にあたっては、民間事業者やまちづくり団体、大学、行政、第3セクターなど多様な主体の連携・協働により取り組みを行っていく。

- ・活性化に向けた活動は市民やNPO、事業者らが主役
- ・調整役としてのまちづくり会社の機能強化（タウンマネジメント）
- ・行政は市民・各団体のサポート役

<プレイヤー（主役）>



<サポーター>

サポート、マネジメント

<行政>

- 支援体制
 - ・活性化に向けた活動の支援や市民の参画意識を高める施策・制度づくり
 - ・意欲のある事業者への支援強化（新規出店、情報活用、コンサルティングなど）
 - ・事業者、NPOとまちづくり会社との橋渡し
 - ・地域との協働によるまちづくり

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

城址公園周辺に広がる市街地は、天文12年(1543年)頃に築城された富山城に、江戸時代富山藩10万石が置かれたことで城下町として形成された。

また、明治期には浄土真宗本願寺派と大谷派の両方の派の別院建立が実現し、別院前の総曲輪通り周辺に、仲見世、飲食店、土産物店などが集まり、門前町として発展してきた。

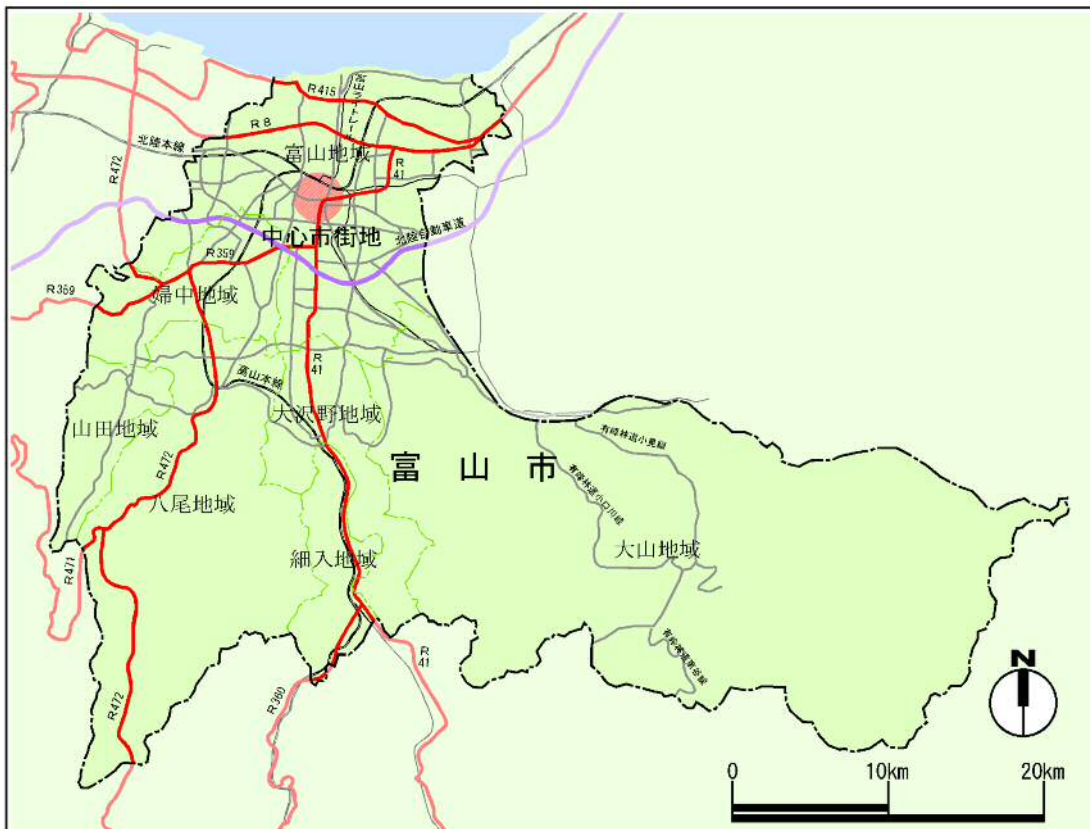
明治22年(1890年)の市制施行以降は、2度の大きな都市改造による近代化を展開してきた。最初は、大正末期から昭和初期にかけての運河開削事業及び神通川廃川地の土地区画整理事業による市街地形成であり、現在の市役所周辺の業務地区が新たにできた。

2度目は、戦後の戦災復興土地区画整理事業による都市部の再生であり、城下町の碁盤目状の街路パターンを継承しつつも、広幅員の城址大通りに代表される風格のある都市空間が整備され、富山地域の中心市街地として発展してきた。

こうした風格のある都市づくりの理念は、近年も富山駅北地区の「とやま都市MIRAI計画」に引き継がれており、幅員60mのブルーバールが形成されている。

このように、城址公園周辺に広がる市街地は、およそ100年に及ぶ近代的な都市づくりの歴史を持つ地域であるとともに、富山県の県都としての役割を担ってきた地域であることから、今回の第2期計画においても中心市街地とする。

(位置図)



[2] 区域

区域設定の考え方

(1) 区域についての考え方

第2期計画の基本方針において活性化の三本柱と位置付けた「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」「質の高いライフスタイルの実現」を推進するためには、第1期計画同様、広域から人が集まる中心商業地区や富山駅周辺及び周辺の住居系用途地域を含む区域において総合的な取り組みを行っていく必要がある。よって、第1期計画と同じ区域を第2期計画における中心市街地の区域として設定する。

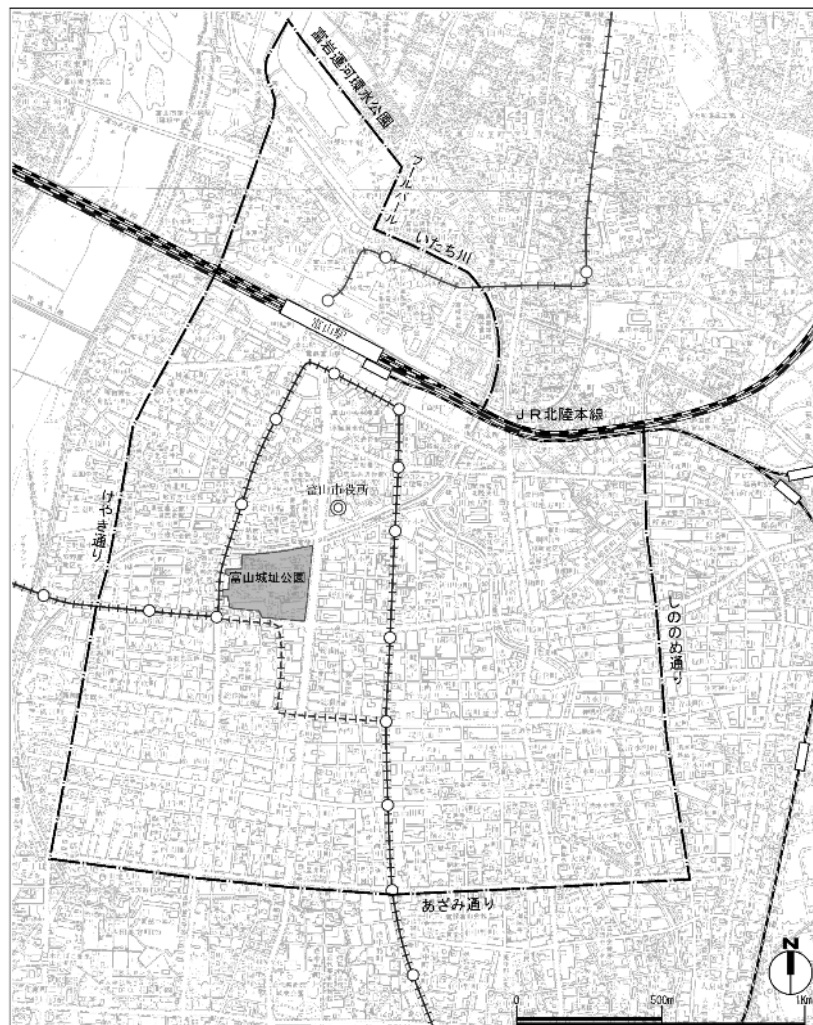
(2) 中心市街地の境界となる部分

- ・ 東側の境界は、しののめ通り（一般県道八幡田・稲荷線及び市道大泉稲荷線）
- ・ 南側の境界は、あざみ通り（市道磯部大泉線及び市道磯部大泉2号線）
- ・ 西側の境界は、けやき通り（市道神通町蜷川線）
- ・ 北側の境界は、富岩運河環水公園、ブルーバール、いたち川、J R北陸本線

(3) 区域の面積

- ・ 約 436 ha

(区域図)



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要 件	説 明																																				
<p>第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>中心市街地は、面積としては市内宅地（工業地区除く）約 6,101ha の約 7%であるが、以下の集積があり、いずれも富山市内で最も高い集積度合いとなっている。</p> <p>○ 小売商業が集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山市の小売商業のうち、約 28%の店舗が集積し、約 22%の従業員が働き、約 19%の年間販売額を有している。 <p>小売商業の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">中心市街地 (A)</th> <th style="text-align: center;">富山市 (B)</th> <th style="text-align: center;">対市割合 (A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">店舗数</td> <td style="text-align: center;">1,276 店</td> <td style="text-align: center;">4,578 店</td> <td style="text-align: center;">27.9%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従業者</td> <td style="text-align: center;">5,930 人</td> <td style="text-align: center;">27,344 人</td> <td style="text-align: center;">21.7%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年間販売額</td> <td style="text-align: center;">953 億円</td> <td style="text-align: center;">5,100 億円</td> <td style="text-align: center;">18.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料：平成 19 年商業統計)</p> <p>○ 各種事業所が集積し、特に金融・保険業が集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山市の各種事業所のうち、約 21%の事業所が集積し、約 22%の従業員が働いている。特に、金融・保険業については、市内の約 46%の事業所が集積する経済の中心地である。 <p>各種事業所の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">中心市街地 (A)</th> <th style="text-align: center;">富山市 (B)</th> <th style="text-align: center;">対市割合 (A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事業所数 (全)</td> <td style="text-align: center;">4,892 事業所</td> <td style="text-align: center;">22,880 事業所</td> <td style="text-align: center;">21.4%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従業者数 (全)</td> <td style="text-align: center;">51,816 人</td> <td style="text-align: center;">239,627 人</td> <td style="text-align: center;">21.6%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業所数 (金融・保険業)</td> <td style="text-align: center;">214 事業所</td> <td style="text-align: center;">463 事業所</td> <td style="text-align: center;">46.2%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従業者数 (金融・保険業)</td> <td style="text-align: center;">4,425 人</td> <td style="text-align: center;">7,065 人</td> <td style="text-align: center;">62.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料：平成 18 年事業所・企業統計)</p> <p>○ 行政、文化的施設などの公共公益施設が立地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城址公園及び周辺には、富山市役所、富山県庁、富山県警察本部、富山市立図書館本館、富山市郷土博物館、富山市佐藤記念美術館、富山市民プラザ、富山国際会議場などの行政機関、文化的施設が多数集積している。その他にも、富山市芸術文化ホール（オーバードホール）、富山市総合体育館など市の主要な施設が中心市街地に立地している。 		中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A/B)	店舗数	1,276 店	4,578 店	27.9%	従業者	5,930 人	27,344 人	21.7%	年間販売額	953 億円	5,100 億円	18.7%		中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A/B)	事業所数 (全)	4,892 事業所	22,880 事業所	21.4%	従業者数 (全)	51,816 人	239,627 人	21.6%	事業所数 (金融・保険業)	214 事業所	463 事業所	46.2%	従業者数 (金融・保険業)	4,425 人	7,065 人	62.6%
	中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A/B)																																		
店舗数	1,276 店	4,578 店	27.9%																																		
従業者	5,930 人	27,344 人	21.7%																																		
年間販売額	953 億円	5,100 億円	18.7%																																		
	中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A/B)																																		
事業所数 (全)	4,892 事業所	22,880 事業所	21.4%																																		
従業者数 (全)	51,816 人	239,627 人	21.6%																																		
事業所数 (金融・保険業)	214 事業所	463 事業所	46.2%																																		
従業者数 (金融・保険業)	4,425 人	7,065 人	62.6%																																		

要件	説明
	<p>○ 富山県最大の商圈を抱える都市</p> <ul style="list-style-type: none"> 富山商圈は、東は朝日町まで、西は射水市、砺波市、南砺市の一部を含み、県域の半分以上の商圈人口約76万人、吸引人口約41万人を抱える富山県最大の商圈である。(富山県人口：約111万人) <p>○ 広い通勤圏を持つ都市</p> <ul style="list-style-type: none"> 富山市は、北陸本線、高山本線等の鉄道沿線地域に広い通勤圏を持っており、東は朝日町まで、西は高岡市までが通勤圏となっている。 <p>以上のとおり、富山市中心市街地は、相当数の小売商業、各種事業所、公共公益施設等が、市内宅地の7%という限られた範囲に密度高く集積し、様々な都市活動が展開されている。また、富山市では中心市街地を中心として商圈や通勤圏が形成されており、富山市中心市街地に富山市の小売店舗の約28%、各種事業所の約21%が集積していることから、富山市中心市街地は富山市及び富山県において経済的、社会的に中心的な役割を担っている地域である。</p>



(資料：平成14年消費動向調査)



(資料：平成17年国勢調査)

要件	説明																							
<p>第2号要件 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること</p>	<p>中心市街地の様々な集積が低下することで、市全体の経済活力が停滞している。</p> <p>○低未利用地の土地が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の低未利用地は、平成4年には13.5%であったが、平成19年には18.6%に増加している。低未利用地の多くは199㎡以下の小規模な敷地で、用途の多くが駐車場となっている。 <p>(資料：低未利用地活用推進調査)</p> <p>○相当数の空き店舗がみられる</p> <ul style="list-style-type: none"> 総曲輪通り、中央通り、西町の中心商業地区の商店街では、多くの空き店舗がみられる。空き店舗率は20%前後と高い水準で推移している。 <p>(資料：富山市中心商店街/空き店舗情報センター事務局調べ)</p> <p>○中心市街地の事業所数、従業者数は減少し、集積が低下</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の各種事業所数は平成8年から平成18年に約12%減少し、富山市全体に占める割合は21.6%から21.4%に低下している。また、中心市街地の従業者数は約7%減少しており、富山市全体に占める割合は24.4%から21.6%に低下している。 <p>事業所数、従業者数</p> <table border="1" data-bbox="544 1615 1399 1843"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>中心市街地 (A)</th> <th>富山市 (B)</th> <th>対市割合 (A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成8年</td> <td>事業所数</td> <td>5,537 事業所</td> <td>25,578 事業所</td> <td>21.6%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>55,857 人</td> <td>229,328 人</td> <td>24.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成18年</td> <td>事業所数</td> <td>4,892 事業所</td> <td>22,880 事業所</td> <td>21.4%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>51,816 人</td> <td>239,627 人</td> <td>21.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：事業所・企業統計)</p>			中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A/B)	平成8年	事業所数	5,537 事業所	25,578 事業所	21.6%	従業者数	55,857 人	229,328 人	24.4%	平成18年	事業所数	4,892 事業所	22,880 事業所	21.4%	従業者数	51,816 人	239,627 人	21.6%
		中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A/B)																				
平成8年	事業所数	5,537 事業所	25,578 事業所	21.6%																				
	従業者数	55,857 人	229,328 人	24.4%																				
平成18年	事業所数	4,892 事業所	22,880 事業所	21.4%																				
	従業者数	51,816 人	239,627 人	21.6%																				

要件	説明																																																																	
	<p>○ 小売商業の店舗数、販売額は減少し、集積が低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山市全域の小売店舗数も減少傾向にあるが、中心市街地の小売店舗数は大きく減少し、平成19年には平成6年の約64%の店舗数となっている。 ・中心市街地の小売販売額は平成19年には平成6年の約48%の額となっており、富山市全体に占める中心市街地の割合は18.7%に低下している。 ・富山市全域の小売従業者数は平成6年と平成19年とではほとんど変わっていないが、中心市街地の小売従業者数は平成19年には平成6年の約62%の人数となっている。 <p>小売商業の店舗数、販売額、従業者数</p> <table border="1" data-bbox="544 781 1398 1086"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>中心市街地 (A)</th> <th>富山市 (B)</th> <th>対市割合 (A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成6年</td> <td>店舗数</td> <td>1,995 店</td> <td>5,811 店</td> <td>34.3%</td> </tr> <tr> <td>販売額</td> <td>1,973 億円</td> <td>5,521 億円</td> <td>35.7%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>9,526 人</td> <td>27,772 人</td> <td>34.3%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成19年</td> <td>店舗数</td> <td>1,276 店</td> <td>4,578 店</td> <td>27.9%</td> </tr> <tr> <td>販売額</td> <td>953 億円</td> <td>5,100 億円</td> <td>18.7%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>5,930 人</td> <td>27,344 人</td> <td>21.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：商業統計)</p> <p>○ 中心商業地区の歩行者通行量は減少し、人の集積が低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心商業地区の歩行者通行量(日曜日)は近年減少を続けており、平成22年には平成7年の約26%の歩行者通行量となっている。 <div data-bbox="999 1207 1414 1462" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>中心商業地区の歩行者通行量(日曜日)の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>歩行者通行量(日曜日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平7</td><td>80,000</td></tr> <tr><td>平8</td><td>78,000</td></tr> <tr><td>平9</td><td>75,000</td></tr> <tr><td>平10</td><td>72,000</td></tr> <tr><td>平11</td><td>70,000</td></tr> <tr><td>平12</td><td>68,000</td></tr> <tr><td>平13</td><td>65,000</td></tr> <tr><td>平14</td><td>62,000</td></tr> <tr><td>平15</td><td>58,000</td></tr> <tr><td>平16</td><td>55,000</td></tr> <tr><td>平17</td><td>52,000</td></tr> <tr><td>平18</td><td>48,000</td></tr> <tr><td>平19</td><td>45,000</td></tr> <tr><td>平20</td><td>42,000</td></tr> <tr><td>平21</td><td>38,000</td></tr> <tr><td>平22</td><td>28,000</td></tr> </tbody> </table> <p>(資料：歩行者通行量調査)</p> </div> <p>以上のとおり、中心市街地では各種事業者数、小売従業者数、店舗数、小売販売額が減少しており、空き事業所、空き店舗などが駐車場となり低未利用地が増加していることから、富山市の都市活動や経済活力の中心としての役割を果たす市街地としての集積が低下しつつあり、今後もさらに活力低下が進むおそれがあると認められる市街地となっている。</p>			中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A/B)	平成6年	店舗数	1,995 店	5,811 店	34.3%	販売額	1,973 億円	5,521 億円	35.7%	従業者数	9,526 人	27,772 人	34.3%	平成19年	店舗数	1,276 店	4,578 店	27.9%	販売額	953 億円	5,100 億円	18.7%	従業者数	5,930 人	27,344 人	21.7%	年	歩行者通行量(日曜日)	平7	80,000	平8	78,000	平9	75,000	平10	72,000	平11	70,000	平12	68,000	平13	65,000	平14	62,000	平15	58,000	平16	55,000	平17	52,000	平18	48,000	平19	45,000	平20	42,000	平21	38,000	平22	28,000
		中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A/B)																																																														
平成6年	店舗数	1,995 店	5,811 店	34.3%																																																														
	販売額	1,973 億円	5,521 億円	35.7%																																																														
	従業者数	9,526 人	27,772 人	34.3%																																																														
平成19年	店舗数	1,276 店	4,578 店	27.9%																																																														
	販売額	953 億円	5,100 億円	18.7%																																																														
	従業者数	5,930 人	27,344 人	21.7%																																																														
年	歩行者通行量(日曜日)																																																																	
平7	80,000																																																																	
平8	78,000																																																																	
平9	75,000																																																																	
平10	72,000																																																																	
平11	70,000																																																																	
平12	68,000																																																																	
平13	65,000																																																																	
平14	62,000																																																																	
平15	58,000																																																																	
平16	55,000																																																																	
平17	52,000																																																																	
平18	48,000																																																																	
平19	45,000																																																																	
平20	42,000																																																																	
平21	38,000																																																																	
平22	28,000																																																																	

要件	説明
<p>第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>中心市街地の活性化は、富山市総合計画等と整合性をもって進めることとしており、中心市街地の発展は、富山市全域の発展に有効かつ適切である。</p> <p>○ 平成19年に策定した富山市総合計画において主要課題として「コンパクトなまちづくり」が掲げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 富山市総合計画（平成19年度～平成28年度）（再掲） 中心市街地の人口の空洞化が進み、薄く広がった市街地を形成している本市はさまざまな機能が非効率であると言え、富山市総合計画基本構想において、12項目のまちづくりの主要課題の一つとして「コンパクトなまちづくり」を掲げている。 基本構想を基にした平成23年度までの前期基本計画においても「コンパクトなまちづくり」が主要課題の一つとして掲げられている。 また、平成24年度から平成28年度までの後期基本計画を策定中であり、引き続き「コンパクトなまちづくり」を主要課題の一つとして掲げる予定である。 ・ 富山市都市マスタープラン（再掲） まちづくりの理念を「鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」としており、地域の拠点を「お団子」に、公共交通を「串」に見立てた「お団子と串」の都市構造を目指している。 <p>○ 中心市街地活性化基本計画の位置及び区域は、富山経済圏の中心にあり、既存のインフラストックを活用し、中心市街地の活性化により、富山市全体にその波及効果を及ぼし、市全体の活力向上につなげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 富山市は平成17年4月に富山地域7市町村の合併により、県域の29.2%、県人口の37.9%を占める都市となった。市の中心部は江戸時代からの城下町で富山県の県庁所在地として発展し、一次商圈、一次通勤圏ともに富山県の中部地域において吸引力を有するなど、重要な役割を担う地域である。このように中心市街地は富山市において経済的、社会的に中心的な役割

要 件	説 明
	<p>を担っており、市民の経済・社会活動にかかせない地域であることから、中心市街地内の投資は、多くの市民や観光客に利用されることにより、その波及効果は市内全域に及ぶこととなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地は、道路、公園、文化、教育、行政、交通機関等の多種多様な既存インフラストックが存在している。今後、少子高齢化が進み厳しい財政事情が続くなか、効果的でメリハリの効いた投資を行うためにも、既存インフラは最大限、有効に活用していく必要がある。 ・また、中心市街地で活発な経済活動が生まれることで大きな税収が生まれ、市域全体にわたる道路や公園といった都市の維持管理コストをまかなうことが可能となる。都市管理を安定継続的に行うことで、周辺地域の維持発展も含めた富山市全域の活力向上につながっていく。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 富山市中心市街地活性化の目標

第1期計画における各種の取り組みにより中心市街地活性化の目標は着実に達成へと近づいていることから、第2期計画においては第1期計画の目標を引き継ぎ、目標達成に向けて取り組んでいくこととする。

■富山市中心市街地活性化の目標

<基本方針1>

多様で質の高い移動環境が整備され、人が活発に動き回遊する中心市街地の形成

広域交通と市内公共交通、および自転車や徒歩など多様な移動手段の整備を図り、また移動手段間の連携を図ることにより多様で質の高い移動ネットワークを構築し、利便性が高く人が活発に動き回遊する中心市街地を形成する。

<目標1> **公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上**

<基本方針2>

内外の活発な交流により富山らしい新しい文化が創造される中心市街地の形成

富山市の「顔」として歴史や文化、景観などの「富山らしさ」を広く発信し、内外の交流により社会的、経済的、文化的活動が活発に行われ、富山市全体がより活力ある地域経済社会を確立していくための魅力と活力を創出する拠点となる中心市街地を形成する。

<目標2> **富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出**

<基本方針3>

多様で質の高いライフスタイルが実現する中心市街地の形成

利便性が高く、多様な世代が安全・安心かつ快適に暮らせ、環境負荷が少なく、人とのつながりが生む豊かなコミュニティにより、質の高い多様なライフスタイルを実現することが出来る中心市街地を形成する

<目標3> **質の高いライフスタイルの実現**

[2] 計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、平成24年4月から、目標達成のための事業が完了し、事業実施の効果が現れると考えられる平成29年3月までの5年とする。

[3] 数値目標指標の設定の考え方

中心市街地活性化の目標の達成状況を的確に把握するために、「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」、「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」、「質の高いライフスタイルの実現」の分野毎に数値目標指標を設定する。

(1) 「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」の数値目標指標の考え方

「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」に関しては、第1期計画からの継続性や、交通事業者が自ら調査を行っており定期的にフォローアップが可能なことなどから「公共交通機関の一日平均乗車人員」を目標指標とする。

富山市では、市民意識調査において公共交通機関の利便性が満足度の低い上位項目となっていたことから路面電車市内線、定期路線バスの一日平均乗車人数を行政評価指標として現状維持を目標に設定されてきた経緯があり、市民にも理解されやすい指標である。

第2期計画においては、公共交通の利便性のみならず、自転車や徒歩を含めた総合的な移動体系の利便性や快適性の向上を目指すこととするが、最終的な目標指標としては定期的に定量的なフォローアップが可能なことから、**路面電車市内線一日平均乗車人数**を設定する。

(2) 「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」の数値目標指標の考え方

「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」に関しては、歩行者通行量、事業所数、従業者数、空き店舗数などが数値目標指標として考えられるが、その中でも歩行者通行量は、中心市街地の来街者数の動向を把握することができるため、活性化の実態を把握する指標として適切である。

第1期計画においては「賑わい拠点の創出」を目標として、中心商業地区において、「総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業」や「グランドプラザ整備事業」等の賑わい拠点の整備を行い、一定の成果を上げてきた。第2期計画においては、遅延している「西町南地区第一種市街地再開発事業」を引き続き実施するとともに、新たに市立図書館やガラス美術館などの文化施設の整備を行う。これらの賑わい拠点を活用した民間企業や市民によるソフト事業等の取り組みを行い、賑わい拠点間の連携を図り、歩いて楽しいまちなかになるような事業を行うことにより、市内外からの交流人口を増やし中心市街地内を回遊してもらうこととする。

第2期計画の目標指標としては第1期計画同様**中心商業地区の歩行者通行量(日曜日)**を設定するが、第1期計画策定段階においては歩行者通行量の調査時期は8月のみであったが、現在は3月、5月、8月、11月と年4回実施しているため、第2期計画においての基準値は年4回の調査の平均値とする。

(3) 「質の高いライフスタイルの実現」の数値目標指標の考え方

第1期計画においては「まちなか居住の推進」を目標に「まちなか居住推進事業」の取り組みや再開発事業等による住宅の大量供給を行ってきた。これらの取り組みにより、社会増減に関しては、「まちなか居住推進事業」の事業開始以前の平成12

年10月～平成17年9月の5ヶ年では転出超過であったものが、事業開始後の平成17年10月以降の5ヶ年では転入超過に転じるなど、取り組みによる効果が発現していると言える。しかし、富山市の中心市街地は高齢化率が高いため、死亡数が出生数を上回る自然減少が大きく、この自然減少数が社会増加数を上回るため、トータルの居住人口の変化としては減少傾向が続いている。

都市の人口の自然増減（死亡、出生）は過去からの年齢構成に由来する構造的な問題であり、中心市街地活性化法が想定する概ね5年間の取り組みによりこれをコントロールすることは困難である。これに対して、社会増減は、中心市街地活性化の取り組みの効果を端的に表す指標として適切であることから「質の高いライフスタイルの実現」の目標指標として、**中心市街地の居住人口の社会増加**を設定する。

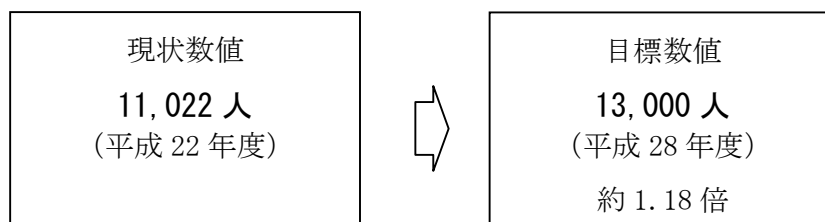
[4] 具体的な数値目標の考え方

(1) 「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」に関する数値目標

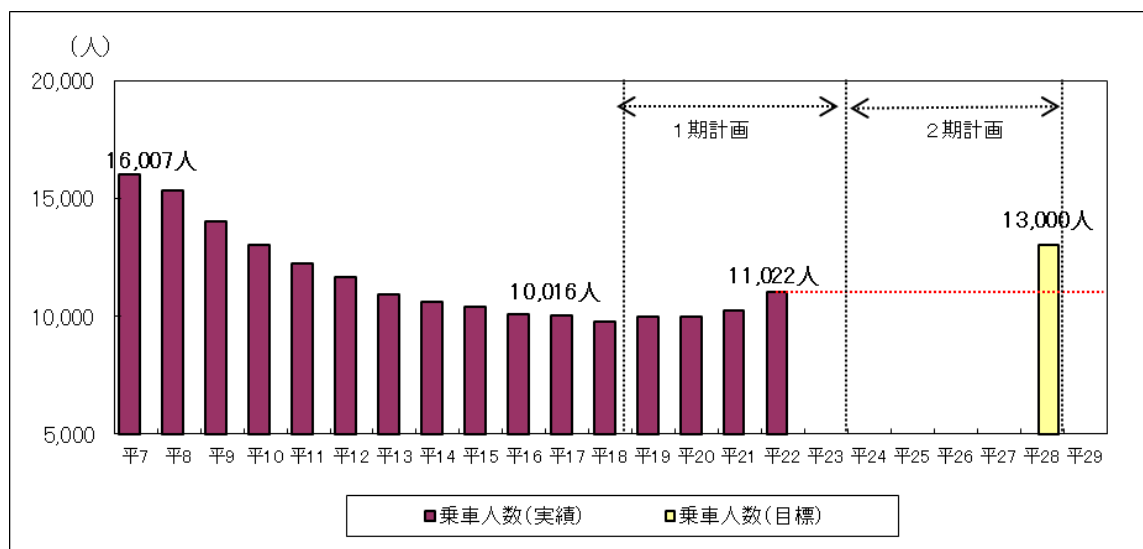
1) 路面電車市内線一日平均乗車人数（人）

「路面電車市内線一日平均乗車人数」は、第1期計画を策定した平成19年2月以降、市内電車環状線化や総曲輪フェリオ開業等の取り組みにより順調に乗客数を伸ばしており、平成22年度は11,022人/日で、平成18年度から1,243人の増加となっている。

しかしながら、第1期目標値13,000人/日（H23）に対しては、第1期期間内での効果発現が不十分であったと思われることから、第2期計画における目標値として改めて13,000人/日と設定し、第2期計画においても目標達成に向けて継続して取り組むこととする。



■路面電車市内線一日平均乗車人数の動向と数値目標



(資料：富山地方鉄道株)

2) 数値目標設定の考え方

○賑わい拠点の創出等による増分

第2期計画においては、第1期計画に引き続き賑わい拠点の創出を行い、さらに拠点間の相乗効果を高める取り組みを行うことにより、路面電車の利用者増を図っていく。

■賑わい拠点の創出等から見た路面電車市内線の乗車人数増の見込み

施設名	①西町南地区第一種市街地再開発事業	②総曲輪西地区第一種市街地再開発事業	計
来客数の見込み	5,313 人/日	2,046 人/日	約 7,359 人/日
乗車人数増の見込み	(来客数の 12%) 637 人/日	(来客数の 12%) 246 人/日	(来客数の 12%) 883 人/日

※来客数に対する路面電車の利用者の割合 12%は、平成 17 年度中心市街地商業等活性化支援業務「市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業」で実施した「街角アンケート調査」において、土休日の中心市街地来街者の電車利用の割合が 12%であることから想定した数値。

賑わい拠点の創出等から見た路面電車市内線の乗車人数増は約 883 人/日と想定される。

○北陸新幹線開業による増分

平成 26 年度に北陸新幹線が開業する予定である。北陸新幹線の需要を予測するにあたって、北陸新幹線の利用が予想される「富山地区⇔南関東地区」「富山地区⇔北関東地区」「富山地区⇔東北地区」「富山地区⇔長野・上田地区」「富山地区⇔北陸地区（富山県内移動は除く）」の旅客流動状況を把握する。

平成 17 年に行われた「第 4 回全国幹線旅客純流動調査」（国土交通省）の結果を集計すると下表のようになる。

■各地区⇔富山地区の年間旅客流動

(単位: 千人/年)

県名・生活圏名		鉄道		航空		乗用車等		合計
		流動数	割合%	流動数	割合%	流動数	割合%	
南関東地区	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	526	34.7%	586	38.7%	404	26.6%	1,516
北関東地区	茨城県、群馬県、栃木県	53	16.4%	16	5.0%	254	78.6%	323
東北地区	東北全県	48	34.3%	18	12.9%	74	52.9%	140
長野・上田	長野県長野地区、上田地区	22	6.1%	0	0.0%	340	93.9%	362
北陸地区	新潟県上越地区、石川県加賀地区、能登中部地区、能登北部地区	208	3.3%	0	0.0%	6,052	96.7%	6,260
計		857	10.0%	620	7.2%	7,124	82.8%	8,601

旅客流動全体に占める新幹線の占有率を下記のように設定する。

- ◇富山地区⇔南関東地区: 新幹線開業後、南関東地区と富山地区の時間距離(140分~160分)は、東北新幹線の南関東地区⇔盛岡・北上地区と同程度と見込まれることから、新幹線占有率を 90%とする。
- ◇富山地区⇔東北地区及び北関東地区: 新幹線開業後、富山地区と東北・北関東地区の時間距離は、新潟や長野に比べ概ね 1 時間程度長いと思われる。このため、新潟⇔盛岡、長野⇔盛岡と同様に、新幹線占有率を 60%とする。
- ◇富山地区⇔長野・上田地区及び北陸地区内: 新幹線開業後、上越~富山は 30 分程度、富山~金沢は 20 分程度と見込まれることから、「仙台⇔福島」「郡山⇔宇都宮」の例をもとに、新幹線占有率を 10%とする。

※【参考】新幹線の時間距離と市場占有率の関係

区間	時間距離(分)	全交通機関 (千人/年)	うち新幹線 (千人/年)	市場占有率 (%)
東京23区⇔北上	192	410	369	90.0
東京23区⇔盛岡	146	1,032	25	89.
新潟⇔盛岡	230	28	17	60.7
長野⇔盛岡	230	36	21	58.3
仙台⇔福島	31	4,465	706	15.8
郡山⇔宇都宮	33	657	73	11.2

(資料：富山県交通政策研究グループの調査報告書)

年間旅客流動と新幹線占有率の設定より、北陸新幹線開業後の各地区からの旅客流動は下表のように変化すると推定される。

■北陸新幹線開業後の年間旅客流動の推計

(単位：千人/年)

県名・生活圏名		鉄道(新幹線)		鉄道(在来線)		航空		乗用車等		合計
		流動数	割合%	流動数	割合%	流動数	割合%	流動数	割合%	
南関東地区	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	1,364	90.0%	53	3.5%	59	3.9%	40	2.7%	1,516
北関東地区	茨城県、群馬県、栃木県	194	60.0%	21	6.6%	6	2.0%	102	31.5%	323
東北地区	東北全域	84	60.0%	19	13.7%	7	5.1%	30	21.1%	140
長野・上田	長野県長野地区、上田地区	36	10.0%	20	5.5%	0	0.0%	306	84.5%	362
北陸地区	新潟県上越地区、石川県加賀地区、能登中部地区、能登北部地区	626	10.0%	187	3.0%	0	0.0%	5,447	87.0%	6,260
計		2,304	26.8%	300	3.5%	72	0.8%	5,924	68.9%	8,601

よって、北陸新幹線開業後の富山駅における乗降客数の増加分は、

$$(2,304 \text{ 千人/年} + 300 \text{ 千人/年}) - 857 \text{ 千人/年} = 1,747 \text{ 千人/年}$$

$$1,747 \text{ 千人/年} \div 365 \text{ 日} = 4,786 \text{ 人/日}$$

と推計される。

一方、平成23年10月に富山駅周辺において行った来訪者アンケート調査の結果によると、「総曲輪周辺にお立ち寄りになりましたか(立ち寄る予定がありますか)」という設問に対して、「立ち寄った」(6.1%)という回答と「これから立ち寄る予定」(22.7%)という回答を合わせると28.8%となっている。さらに、これらの人に、総曲輪周辺まで行く交通手段を聞いたところ44.6%の人が「路面電車」と回答している。

よって、北陸新幹線開業によって増加した富山駅の乗降客のうち、路面電車に乗り換えて総曲輪周辺を訪れる1日当たりの人数は、

$$4,786 \text{ 人/日} \times 28.8\% \times 44.6\% = \boxed{614 \text{ 人/日}}$$

と想定される。

○路面電車の利便性向上による増分

平成 21 年に実施した「路面電車環状線化事業」において路面電車の環状化および「国際会議場前」「大手モール」「グランドプラザ前」の 3 つの新停留場を新設したことにより、路面電車市内線の一日本平均乗車人数は平成 21 年の 10,251 人/日から平成 22 年の 11,022 人/日へと 771 人/日増加した。

一方、第 2 期計画における「富山駅路面電車南北接続事業」は、平成 26 年度に予定されている北陸新幹線開業に合わせて、南口交通広場から新幹線高架下まで路面電車を延伸する事業である。これにより鉄道（新幹線・在来線）利用者の乗り換えの利便性の向上が図られる。

また、「市内電車西町付近新停留場設置事業」は、市内電車環状線の「グランドプラザ」停留場と「荒町」停留場との間隔が比較的大きいため、新停留場を設置することによりさらに利用者の利便性を向上させるものである。

「富山駅路面電車南北接続事業」と「市内電車西町付近新停留場設置事業」の 2 つの事業は、第 1 期計画の「路面電車環状線化事業」と類似した事業内容であるが、新設停留場の数が平成 21 年時は 3 つであったのに対して今回は西町付近の 1 つであるなど事業規模が約 1/3 であることから、得られる効果も 30%として算定する。

よって、「富山駅路面電車南北接続事業」と「市内電車西町付近新停留場設置事業」の 2 つの事業による路面電車市内線の乗車人数増を

$$771 \text{ 人/日} \times 30\% \approx \text{約 } \boxed{230 \text{ 人/日}}$$

と想定する。

○利用者へのサービス向上による増分

富山市では、公共交通機関の利用促進と中心市街地への来街促進のために、「おでかけ路面電車事業」（おでかけ定期券事業を平成 23 年 4 月より路面電車にも拡充）や「まちなかポイントサービス」（IC カードを使って公共交通機関を利用して中心市街地に来街しお買い物をするとポイントがもらえる）などの事業を行っている。

「おでかけ路面電車事業」では、平成 23 年 4 月以降、1 日約 300 人の利用者があることから、利用者へのサービス向上による乗車人数増を約 $\boxed{300 \text{ 人/日}}$ と想定する。

■各種取り組みによる増分の見込み

賑わい拠点の創出等による増分	北陸新幹線開業による増分	路面電車の利便性向上による増分	利用者へのサービス向上による増分	計
883 人/日	614 人/日	230 人/日	300 人/日	2,027 人/日

<平成 28 年見込み>

以上より、平成 28 年度における路面電車市内線一日平均乗車人数は 13,049 人/日となり、数値目標 13,000 人/日を達成することが出来る見込みである。

現状数値 11,022 人 (平成 22 年度)	+	各種取り組みによる 増分の見込み 2,027 人/日	=	合計 13,049 人/日 (平成 28 年度)
--------------------------------	---	----------------------------------	---	--------------------------------

3) 目標達成に必要な事業等の考え方

目標達成に関しては、「西町南地区第一種市街地再開発事業（ガラス美術館、図書館等）」「総曲輪西地区第一種市街地再開発事業（シネマコンプレックス等）」などの新たな賑わい拠点を創出することにより、中心市街地への来街目的の多様化、集客力の強化を図る。

また、「市内電車西町付近新停留場設置事業」において、「グランドプラザ」停留場と「荒町」停留場との間に新停留場を設置することによりアクセス性の向上を図る。

さらに、「富山駅路面電車南北接続事業」は、平成 26 年度に予定されている北陸新幹線の開業に合わせて、南口交通広場から新幹線高架下まで路面電車を延伸する事業である。これにより鉄道（新幹線・在来線）利用者の乗り換えの利便性を向上させ、路面電車の利用者増を図る。

4) フォローアップの考え方

「路面電車市内線一日平均乗車人数」については、富山地方鉄道(株)が毎年公表するデータを根拠とし、それに基づいて数値目標の達成状況を確認することとする。

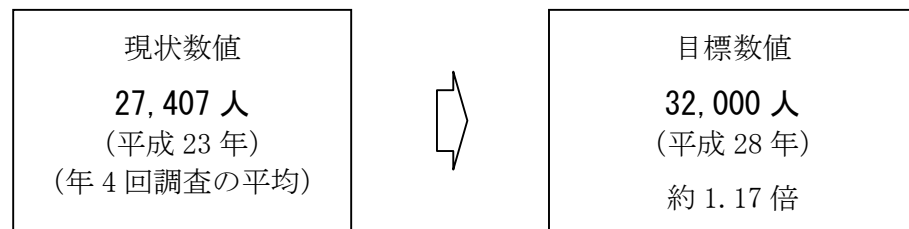
また、状況に応じて、関連する賑わい拠点の創出を図る事業や連携のためのソフト事業の進捗も併せて確認しながら目標達成に向けた措置を講じるものとする。

(2) 「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」に関する数値目標

1) 中心商業地区の歩行者通行量（日曜日）（人）

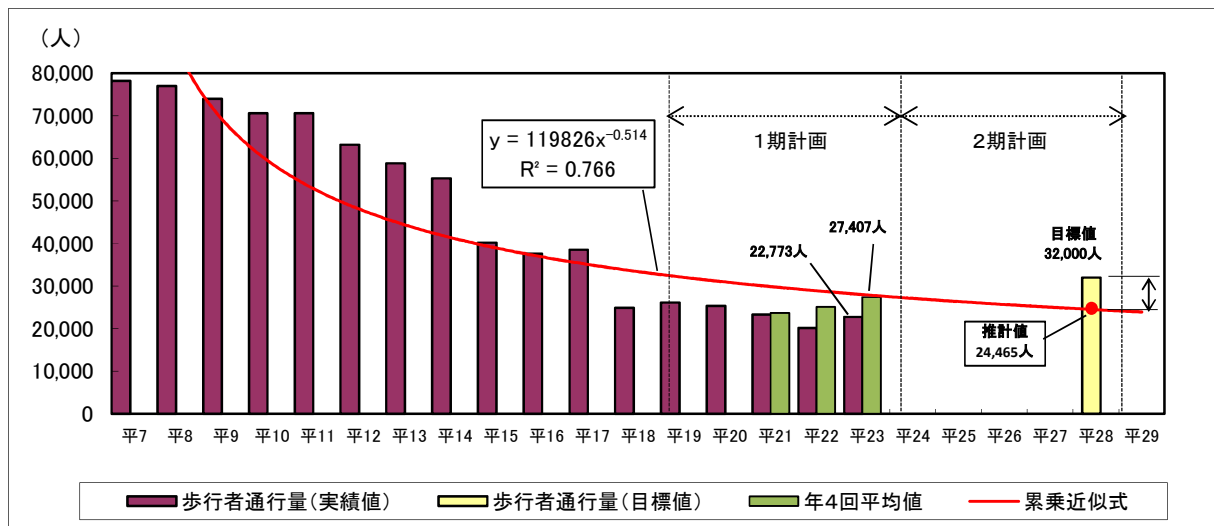
「中心商業地区の歩行者通行量」については、第1期計画の目標値 32,000 人/日に対して平成 23 年 8 月の数値は 22,773 人/日であり、第1期計画期間内での達成は困難と見られる。

このことから、第2期計画における数値目標としても改めて 32,000 人/日と設定し、第2期計画においても目標達成に向けて継続して取り組むこととする。



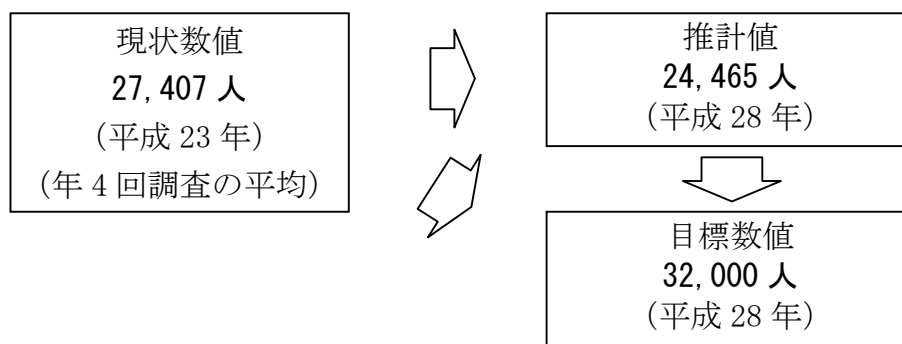
⑨第1期計画策定段階においては歩行者通行量の調査時期は8月のみであったが、現在は3月、5月、8月、11月と年4回実施している。第2期計画においては状況把握を平均化するため、年4回の調査の平均値を用いる。

■歩行者通行量の動向と数値目標



(資料：歩行者通行量調査及び推計値)

平成 7 年から平成 22 年までの実績値より近似式（累乗近似）を求めると、 $y=119826x^{-0.514}$ となる。この近似式により平成 28 年の歩行者通行量を推計すると 24,465 人/日となる。



2) 数値目標設定の考え方

本計画の施策のうち「賑わい拠点の創出」に関する施策が、歩行者通行量にもたらす効果を予測する。

■ 中心商業地区における歩行者増の見込み

施設名	①西町南地区第一種市街地再開発事業	②総曲輪西地区第一種市街地再開発事業
開業予定	平成26年度	平成27年度
来客数の見込み	約3,983人/日	約2,046人/日
徒歩・自転車・公共交通機関による利用者見込み	(来客数の50%) 約1,992人/日	(来客数の50%) 約1,023人/日
調査地点を通過する回数 の見込み	(2回) 約3,983人/日	(2回) 約2,046人/日
施設名	③北陸新幹線開業による歩行者増	計
開業予定	平成26年度	
来客数の見込み	(北陸新幹線開業によって、「乗用車等」から「新幹線」へシフトする流動数(3,287人/日)のうち28.8%が中心商業地区を訪れると見込む)	
徒歩・自転車・公共交通機関による利用者見込み		
調査地を通過する回数 の見込み	(2回) 約1,893人/日	約7,922人/日

※来客数に対する歩行者通行量の割合50%は、平成17年度中心市街地商業等活性化支援業務「市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業」で実施した「まちかどアンケート調査」において、土休日の中心市街地来街者のうち徒歩または自転車の利用の割合が計26%であることや、他の交通機関利用者も商店街を歩行者として回遊することが見込まれることから想定した数値。

① 西町南地区第一種市街地再開発事業による歩行者増

現在、西町南地区第一種市街地再開発事業においては、公益施設（ガラス美術館、図書館本館、業務施設等）を複合的に整備し、市民が気軽に集い、憩える文化・情報交流拠点の整備が予定されている。

■類似施設との比較による来客数の推計

		新規施設	類似施設	新規施設と類似施設の比較
ガラス美術館	面積	8,000 m ² (計画値)	【富山ガラス工房】 1,617 m ²	約 4.95 倍
	来客数	866 人/日 (推計値)	175 人/日 (H22)	約 4.95 倍
図書館本館	面積	9,000 m ² (計画値)	【現・図書館本館】 6,962 m ²	※「川口市立中央図書館」の例では、再開発複合施設内への移転の場合、利用者数は従前の3～4倍に増加している
	来客数	約 3,117 人/日 (推計値) ※他都市の事例より3倍に増加すると設定する	1,039 人/日 (H22年：年間利用者数 351,103 人/年、開館日数 338 日)	
銀行等	面積	約 9,500 m ²	「事務所用途の施設の発生集中原単位 1,400 人/ha・日」	
	来客数	(1,330 人) (歩行者通行量調査の対象は日曜日であり、銀行は休業であるため、歩行者通行量算定にあたっては含めない)		
計	面積	約 26,500 m ² (計画値)	—	
	来客数	5,313 人/日 (推計値)	—	

■【比較参考】人口規模同程度都市の図書館の利用者数

図書館名	都市名	蔵書数	年間利用者数	1日当り利用者数
	人口 ※1	延床面積	年間開業日数	
川口市立中央図書館	川口市 579,010 人	29 万 7 千冊 6,940 m ²	2,768,514 人 343 日	8,071 人/日
豊田市中央図書館	豊田市 420,816 人	83 万 3 千冊 12,500 m ²	907,015 人 297 日	3,053 人/日
いわき市立いわき総合図書館	いわき市 349,484 人	39 万冊 8,602 m ²	631,676 人 ※2 158 日	3,997 人/日
高岡市立中央図書館	高岡市 179,945 人	27 万 8 千冊 3,384 m ²	702,814 人 341 日	2,061 人/日
合計			5,010,019 人 1,139 日	4,339 人/日

- ※1 川口市が平成 23 年 11 月 1 日現在。いわき市が平成 20 年 3 月 1 日現在
 豊田市、高岡市が平成 20 年 4 月 1 日現在
 ※2 平成 19 年 10 月 25 日開館のため、5 か月余の利用者数

■【比較参考】図書館の移転による利用者数の変化

図書館名	H16	H17	H18	H19	移転概要
川口市立中央 図書館	140,781 人	139,086 人	352,862 人	540,054 人	平成18年7月にJR川口駅東口の再開発ビル「キューポ・ラ」の本館5・6階に移転

各機能ごとに市内の類似施設との規模比較により来客数を推計すると、上表のように、新施設の日曜日の来客数は約 3,983 人/日と想定される。

当該再開発では駐車場も併設して整備されることから、この来客者のうちの 50% が、徒歩・自転車・公共交通機関を利用して来街すると想定する。

また、西町南地区第一種市街地再開発事業の計画地は西町交差点の角地に面しており、出入り口が設けられる予定の東側と北側にはそれぞれ「⑭マツイ電器店前」と「⑯コーヒーフィールズ前」の調査ポイントがあるため、当施設に出入りする来客はすべてこの 2 つのうちいずれかの調査ポイントを通過することになる。来客は、行きと帰りの 2 回、調査ポイントを通過するため、当該施設の来客による歩行者数増は、

$$3,983 \text{ 人/日} \times 50\% \times 2 \text{ 回} = \boxed{3,983 \text{ 人/日}}$$

と想定される。

② 総曲輪西地区第一種市街地再開発事業による歩行者増

現在、総曲輪西地区では総曲輪西地区第一種市街地再開発事業の計画を進めており、シネマコンプレックス、ビジネスホテル、駐車場等からなる複合施設となる予定である。

同じ富山市内のシネマコンプレックスである「TOHOシネマズファボーレ富山」（10 スクリーン）の年間入館者数が約 70 万人であるが、総曲輪西地区第一種再開発事業におけるシネマコンプレックスも同程度の施設規模を想定していることから、同程度の入館者数が見込めるものと考えられ、シネマコンプレックス入館者数を約 1,918 人/日と想定する。

ビジネスホテルは、約 160 室程度の規模が予定されている。また、事業参画意向を示しているホテル運営会社が全国で運営している既存ホテルの平均稼働率は 83.7% (H18) となっている。これらから、ビジネスホテル部分の利用者数は、160 室 × 80% = 128 人/日と想定する。

再開発事業全体の利用者数を、1,918 人 + 128 人 = 2,046 人/日と想定する。

この来客者のうちの50%が、徒歩・自転車・公共交通機関を利用して来街すると想定する。

来客者は、行きと帰りの2回、調査ポイントを通過するため、当該施設の来客による歩行者数増は、

$$2,046 \text{ 人/日} \times 50\% \times 2 \text{ 回} = \boxed{2,046 \text{ 人/日}}$$

と想定される。

③北陸新幹線開業による歩行者増

本計画の64ページにおいて、北陸新幹線開業による富山駅における乗降客数の増加分を4,786人/日と推定している。

この増加分のうち、「乗用車等」から「新幹線」に代わる人については、新幹線開業前は直接目的施設の駐車場に入って帰るためまちなかを回遊することがなかったが、移動手段が「新幹線」に代わることにより富山駅から「路面電車」や「徒歩」により中心商業地区を訪れ、調査ポイントを通過するようになると考えられる。

「乗用車等」から「新幹線」へシフトする流動数は、

$$7,124 \text{ 千人/年} - 5,924 \text{ 千人/年} = 1,200 \text{ 千人/年}$$

$$1,200 \text{ 千人/年} \div 365 \text{ 日} = 3,287 \text{ 人/日}$$

一方、平成23年10月に富山駅周辺において行った来訪者アンケート調査の結果によると、「総曲輪周辺にお立ち寄りになりましたか（立ち寄る予定がありますか）」という設問に対して、「立ち寄った」（6.1%）という回答と「これから立ち寄る予定」（22.7%）という回答を合わせると28.8%となっている。

中心商業地区を訪れた人は調査ポイントを2回通過すると考えると、北陸新幹線開業による歩行者増は、

$$3,287 \text{ 人/日} \times 28.8\% \times 2 \text{ 回} = \boxed{1,893 \text{ 人/日}}$$

と想定される。

<平成28年見込み>

以上より、平成28年における歩行者通行量は32,387人/日となり、数値目標32,000人/日を達成することが出来る見込みである。

推計値 24,465 人/日 (平成28年)	+	各種取り組みによる 増加見込み 7,922 人/日	=	合計 32,387 人/日 (平成28年)
------------------------------	---	---------------------------------	---	-----------------------------

3) 目標達成に必要な事業等の考え方

目標達成に向けては、設定の根拠とした「西町南地区第一種市街地再開発事業」、
「総曲輪西地区第一種市街地再開発事業」の施設整備にあわせて、「イベント開催

支援事業」等により、第1期計画において整備した賑わい拠点等を活用した官民協働のイベント等への支援を行うことにより、賑わい拠点の集客力を高める。

また、「中心市街地美観保全事業」や「都心地区都市景観形成推進事業」などの取り組みにより、歩くだけでも快適で楽しい歩行者空間を創出し、賑わい拠点間の回遊性を高め歩行者通行量を増加させる。

平成26年度に北陸新幹線の開業が予定されており広域からの集客も期待されることから、「まちなか情報発信事業」等により中心市街地に関する情報発信力を高め、「まちなか観光推進事業」等を行いながら、富山駅と中心商業地区間の回遊性を高め、中心商業地区の集客を増加させる。

4) フォローアップの考え方

「中心商業地区の歩行者通行量（日曜日）」は、本市及び富山商工会議所で毎年4回（3月、5月、8月、11月）実施している歩行者通行量調査データを根拠としており、それに基づき数値目標の達成状況を確認し、状況に応じて目標達成に向けた措置を講じるものとする。

(3) 「質の高いライフスタイルの実現」に関する数値目標

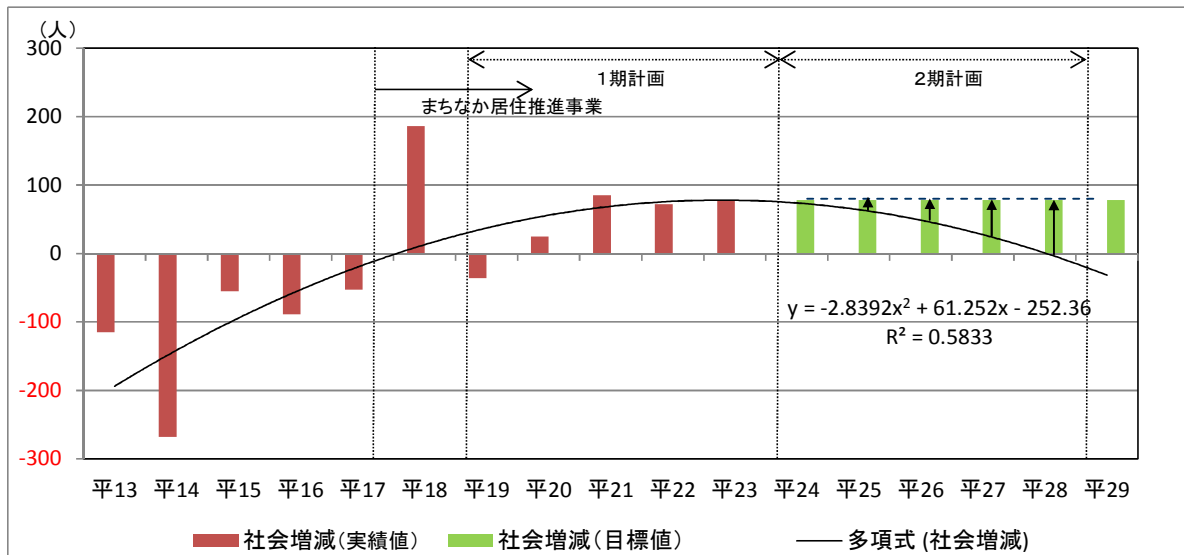
1) 中心市街地の居住人口の社会増加（人）

中心市街地においては、高齢化率が高く死亡数が出生数を上回る「自然減少」が大きいいため、転入などの「社会増加」を上回り、居住人口全体は減少傾向が続いている。

また、まちなか居住を推進する事業効果は、実質的に「自然減少」を抑制するものではなく「社会増加」を目指すべきものである。

このため、取り組みの効果を端的に表す指標として、第2期計画では、これまでの人口全体の増加ではなく、実際の居住人口の社会増加に焦点を当て、数値目標として設定することとする。

■ 中心市街地の居住人口の動向と数値目標



(資料：住民基本台帳人口)

平成13年から平成22年までの結果から近似式（多項式近似）を求めると、 $y = -2.8447x^2 + 61.304x - 252.45$ となる。

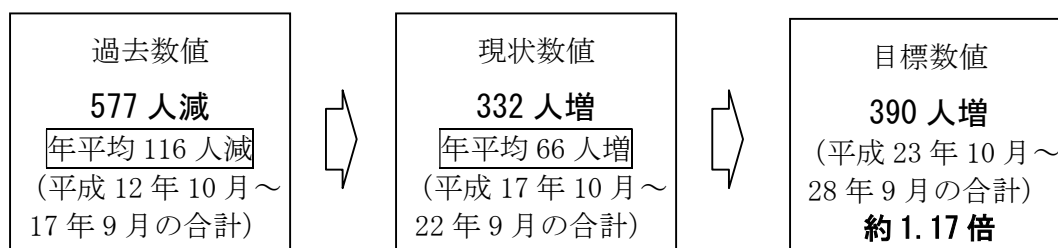
今後、社会増加のための取り組みを何も行わずに、上記近似式の通りに推移したとすると、下表のように平成28年には社会増加が0となると推計される。

年	平24	平25	平26	平27	平28	計
社会増減(人)	74	64	48	27	0	213

数値目標としては、この近似式の通りに今後推移すると平成23年をピークに社会増加の幅は減少に転じていくと推測されるものであるが、今後の各種取り組みにより、目標年次の28年度まで順次増加させていくこととする。

上記の近似式から平成23年のピーク値は78人と推計されるが、その減少分を

増加させることにより、この値を平成 24 年以降も維持し続けると考え、第 2 期計画の数値目標は 5 年間で 390 人（78 人×5 年）の社会増加を達成することと設定する。



	平24	平25	平26	平27	平28	計
年度毎の増加目標値	4 人	14 人	30 人	51 人	78 人	177 人
近似値による推計値	74 人	64 人	48 人	27 人	0 人	213 人
社会増 計	78 人	78 人	78 人	78 人	78 人	390 人

2) 数値目標設定の根拠

「まちなか居住推進事業」の事業開始以前の平成 12 年 10 月～平成 17 年 9 月の 5 ヶ年では転出超過であったものが、事業開始後の平成 17 年 10 月以降の 5 ヶ年では転入超過に転じている。第 2 期計画においても「まちなか居住推進事業」の取り組みを継続する予定であり、効果の発現が今後も実現するものと考えられる。

また、平成 23 年度末には「中央通り f 地区第一種市街地再開発事業」（125 戸）、平成 24 年 9 月には「西町東南地区第一種市街地再開発事業」（116 戸）が完了する予定であり、民間の分譲マンションの建設も予定されているなど、今後も住宅の供給も継続して行われる予定である。

中心市街地の一世帯あたり人員は 2.17 人/世帯（平成 22 年）であることから、市街地再開発事業による増加人数の見込みは下表の通りとなり、数値目標「5 年間で 390 人の社会増加」は達成することが出来る見込みである。

事業名	戸数	増加人数の見込み
中央通り f 地区第一種市街地再開発事業	125 戸	271 人
西町東南地区第一種市街地再開発事業	116 戸	251 人
計	241 戸	522 人

また、住民が居住地を選択する際の選択基準としては、住宅そのものの仕様や価格等の要因に加えて、周辺の買物環境や通勤・通学環境等を総合的に勘案して行うものであるため、今後は質の高い都市・居住空間の創出や健康で文化的な生活アメニティ向上のための事業を行っていく。

3) フォローアップの考え方

中心市街地の居住人口は、住民基本台帳人口を基本とするとともに国勢調査等を利用し住民票の異動を伴わない実居住実態を加味し、それに基づき毎年数値目標の達成状況を確認し、状況に応じて目標達成に向けた措置を講じるものとする。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

富山市は、モータリゼーションの進展に伴い、全市域で道路整備を積極的に進め、全国でも有数の道路整備率を誇る市となっている。中心市街地においても、道路網や自動車での来街者のための立体駐車場などが整備されてきたところである。

しかし、中心市街地の商業施設や事業所、飲食店などが集積している中心商業地区は、戦後すぐに建設された木造建物も多く、環境改善や防災機能の面においては、整備が進んでいるとは言い難い状態である。

これらの問題点を踏まえ、第1期計画においては、「総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業（総曲輪フェリオ）」や「グランドプラザ整備事業」等の市街地整備改善のための事業を実施し、これらの周辺においては歩行者通行量の増加等、事業による効果が発現してきているところである。

一方、富山市では、遅くとも平成26年度末までに予定されている北陸新幹線の開業にあわせ、富山駅周辺の土地区画整理事業や連続立体交差事業を推進することにより、既存のJRや富山地方鉄道の線路により分断されている富山駅の南北の一体化を図ることを進めている。これらの事業は、路面電車や路線バスなども含めた公共交通の拠点性を高めるとともに、鉄道による富山市の玄関口であるJR富山駅周辺において、民間事業者による建物の更新を促していくものである。

(2) 市街地の整備改善の必要性

この現状を踏まえ、富山市では、「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」、「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」、「質の高いライフスタイルの実現」の三つの観点から中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に大きく寄与する「市街地の整備改善」として、以下の事業を今回の活性化基本計画に位置づけるものである。

- 1) 「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」に大きく寄与する公共空間や都市公園整備事業
- 2) 中心市街地の環境改善や防災機能を高め、限られた土地の高度利用を図るとともに、「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」や「質の高いライフスタイルの実現」に寄与する中心商業地区での商業施設や住居施設などを含む市街地再開発事業、さらには中心市街地に点在する低未利用地の有効活用を促進する事業
- 3) 中心市街地において、「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」に寄与し、遅くとも平成26年度末までに開業を予定している北陸新幹線のみならず、路面電車や路線バスなど各種公共交通も含め、富山駅周辺の拠点性を高める富山駅周辺地区の土地区画整理事業や街路事業等
- 4) 「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」に寄与する、JRや路面電車、路線バスなど公共交通の相互連携を高める事業や、自転車や歩行者が楽しく快適に移動

することが出来る景観形成事業や歩行空間改善事業

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：西町南地区第一種市街地再開発事業</p> <p>内容：更新が必要な街区における再開発事業</p> <p>実施時期：H19年度～H26年度</p>	西町南地区市街地再開発組合	<p>旧大和百貨店が移転後、空き店舗の状態のままである当地区に業務施設及び公益施設を一体的に整備することにより街区を更新する事業であり、まちなかの賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p> <p>また、教育文化機能等の充実及び複合施設として業務施設及び公益施設を一体的に整備することで賑わい拠点の創出に寄与すると考えられる。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>[実施時期] H19年度～ H26年度</p>	
<p>事業名：西町東南地区第一種市街地再開発事業</p> <p>内容：更新が必要な街区における再開発事業</p> <p>実施時期：H21年度～H24年度</p>	西町東南地区市街地再開発組合	<p>116戸の共同住宅を計画する、まちなかの居住人口増加を図る事業である。</p> <p>まちなか居住の推進を図ることや低層階には賑わい創出のための商業施設などを計画していることから中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>[実施時期] H21年度～ H24年度</p>	
<p>事業名：総曲輪西地区第一種市街地再開発事業</p> <p>内容：更新が必要な街区における再開発事業</p> <p>実施時期：H23年度～H26年度</p>	総曲輪西地区市街地再開発組合	<p>市街地再開発により、商業施設、映画館、ホテル及び駐車場からなる複合施設を整備する事業である。</p> <p>計画地区は、総曲輪フェリオや総曲輪通り等の商業ゾーンと富山市民プラザや富山国際会議場等の文化交流ゾーンとの間に位置しており、当事業の実施により地区全体の回遊性と集客力が高まることから、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>[実施時期] H24年度～ H26年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：富山城址公園整備事業</p> <p>内容：富山らしさを象徴する城址公園として再整備する事業</p> <p>実施時期：H10年度～H27年度</p>	富山市	<p>富山城址公園整備事業は、中心市街地の中央に位置し、多くの市民や来街者の憩いの場となる公園の整備事業であり、賑わい拠点の創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>また、この公園は富山駅周辺地区と中心商業地区の間に位置していることから、両地区の回遊性を高めることが可能となり、ひいては、路面電車市内線の利用者増に寄与する事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（中心市街地地区））</p> <p>[実施時期] H24年度～H25年度</p>	
<p>事業名：桜町一丁目4番地区第一種市街地再開発事業</p> <p>内容：更新が必要な街区における再開発事業</p> <p>実施時期：H24年度～H27年度</p>	桜町一丁目4番地区市街地再開発準備組合	<p>富山駅前において商業及び宿泊施設等の複合施設の整備を行う事業である。</p> <p>北陸新幹線の開業に伴う宿泊等の需要の高まりに対応することから、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>[実施時期] H24年度～H27年度</p>	
<p>事業名：中央通りD北街区第一種市街地再開発事業</p> <p>内容：更新が必要な街区における再開発事業</p> <p>実施時期：H24年度～H28年度</p>	中央通りD北街区市街地再開発準備組合	<p>市街地再開発により商業施設や居住施設等の複合施設の整備を行う事業である。</p> <p>計画地区は、総曲輪通りと中央通りの結節点に位置しており、当事業の実施により、中心市街地全体の回遊性が高まることから、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>[実施時期] H24年度～H28年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：総曲輪三丁目地区第一種市街地再開発事業</p> <p>-----</p> <p>内容：更新が必要な街区における再開発事業</p> <p>-----</p> <p>実施時期：H25年度～H29年度</p>	<p>総曲輪三丁目地区市街地再開発準備組合</p>	<p>市街地再開発により商業施設や居住施設等の複合施設の整備を行う事業である。</p> <p>計画地区は、中心市街地の中心部に位置するとともに路面電車中町電停に隣接しており、当事業の実施により地区全体の回遊性と集客力が高まることから、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（中心市街地地区））</p> <p>-----</p> <p>[実施時期] H25年度～ H27年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：富山駅路面電車南北接続事業</p> <p>-----</p> <p>内容：新幹線高架下まで路面電車の軌道を整備する事業</p> <p>-----</p> <p>位置：富山駅</p> <p>-----</p> <p>実施時期:H23年度～H30年度</p>	富山市 / 富山地方鉄道(株)	<p>北陸新幹線開業に併せ新幹線高架下まで路面電車の軌道を整備する事業である。新幹線高架下まで路面電車が乗り入れる事により、鉄道（新幹線・在来線）やバス・タクシーの利用者の乗り換えの利便性の向上が図られ、中心市街地へのアクセスが向上することから、中心市街地の活性化に必要である。</p> <p>将来的には、富山ライトレールとの接続によりLRTネットワークの形成を図るものである。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）と一体の効果促進事業）</p> <p>-----</p> <p>[実施時期] H24年度～H30年度</p>	
<p>事業名：富山駅自由通路整備事業</p> <p>-----</p> <p>内容：富山駅における自由通路の整備</p> <p>-----</p> <p>実施時期:H23年度～H29年度</p>	富山市	<p>高架下空間において南北自由通路及び東西自由通路の整備を進め、富山駅をはさんだ南北市街地の一体性の向上や、新幹線と在来線の高架下の一体的な利活用促進を図る事業である。</p> <p>公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上を目標とする中心市街地の活性化には必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）と一体の効果促進事業）</p> <p>-----</p> <p>[実施時期] H23年度～H29年度</p>	
<p>事業名：市内電車西町付近新停留場設置事業</p> <p>-----</p> <p>内容：新停留場を設置する事業</p> <p>（位置：西町付近）</p> <p>-----</p> <p>実施時期:H22年度～H24年度</p>	富山市 / 富山地方鉄道(株)	<p>旧西武百貨店付近にて環状線新停留場を設置し、利便性の向上を図る事業である。平成21年に開業した市内電車環状線においては、「グランドプラザ前」停留場と「荒町」停留場との間隔が比較的大きいため、中央通り・総曲輪通り等の商店街来街者の環状線利用や、環状線から南富山方面への乗継利用者の利便性に課題を残している。また、新停留場計画位置付近においては複数の再開発が計画・実施されているため、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）と一体の関連社会資本整備事業）</p> <p>-----</p> <p>[実施時期] H24年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：富山駅周辺地区土地区画整理事業</p> <p>内容：富山駅周辺の土地区画整理事業</p> <p>実施時期：H18年度～H29年度</p>	富山市	<p>北陸新幹線富山駅整備及び富山駅付近連続立体交差事業に併せ、駅南北を結ぶ都市計画道路や駅前広場の整備等による交通結節機能の強化及び利便性の向上を図り、活力あふれる拠点性の高い都心の形成を目指す事業である。</p> <p>北陸新幹線開業にあわせて、新しい駅前広場等を整備することにより、ターミナル駅としての交通結節機能の向上及び富山駅を中心とした公共交通のネットワークの強化を図る事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））</p> <p>[実施時期] H24年度～H26年度</p>	
<p>事業名：松川処理分区雨水貯留施設整備事業</p> <p>内容：雨水貯留施設の整備</p> <p>実施時期：H19年度～H29年度</p>	富山市	<p>中心市街地においては「合流式下水道緊急改善計画」に基づき様々な浸水対策や水質保全対策に取り組んできたところであるが、近年、局地的豪雨等による浸水が頻発しているため、大規模な雨水貯留施設の整備が喫緊の課題となっている。</p> <p>中心市街地の環境改善や防災機能の向上が図られ、生活者にとっての安全・安心なまちづくりにつながる事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（下水道事業）</p> <p>[実施時期] H23年度～H25年度</p>	
<p>事業名：道路景観形成事業</p> <p>内容：道路空間の整備</p> <p>実施時期：H24年度～H28年度</p>	富山市	<p>電線類の地中化と一体的に歩道を整備し、快適な歩行者空間・良好な都市空間を創出する。電柱や電線類がなくなると、道路の見通しが良くなり、交通の安全性が向上する。また、歩道が広く使えるため、歩行者はもちろんベビーカーや車いすを利用する人にも安全で利用しやすいバリアフリーの歩行空間が形成される。また、地上にはりめぐらされた電線類が道路の下に収められることにより来街者や居住者にとって美しく魅力的な街並みが形成されることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>[実施時期] H24年度～H28年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業（富山駅付近連続立体交差事業） 内容：鉄道により南北に分断されている市街地状況の改善のため鉄道を高架化する事業 実施時期：H16年度～H28年度	富山県	北陸新幹線が高架により富山駅へ乗り入れるのに合わせて、在来線も高架化を図り、南北一体的なまちづくりを進める。 鉄道により南北に分断されている市街地状況を改善し、交通結節機能の強化を図り、活力あふれる拠点性の高い都心の形成を目指す事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） [実施時期] H24年度～H28年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び[実施時期]	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：市内電車停留場バリアフリー化事業 内容：市内電車の停留場をバリアフリー化する。 実施時期：H23年度～	富山市 / 富山地方鉄道(株)	市内電車環状線の新駅以外の7ヶ所について、スロープや上屋設置などバリアフリー化を行う。市内電車を利用するにあたっての利便性や快適性を向上させ、市内電車利用の促進を図る効果が期待できることから、中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] [実施時期]	
事業名：パーク&ライド促進事業 内容：パーク&ライド用の駐車場の整備 実施時期：H24年度～H28年度	富山地方鉄道(株) / 富山ライトレール(株)	市内電車、富山ライトレールなどの駅周辺にパーク&ライド用の駐車場を整備し、公共交通を利用して中心市街地に来街する人の利便性を高める。 公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] [実施時期]	

事業名、内容及び [実施時期]	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必 要性	国以外の支 援措置の内 内容及び実施 時期	その他 の事項
事業名：牛島地区 まちづくり推進事 業 内容：公共施設の 整備と居住環境の 改善 実施時期：H24 年度 ～H28 年度	牛島地 区区画 整理組 合	土地区画整理事業の手法によ り、公共施設の整備と居住環境の 改善、居住の推進を図る事業であ る。 多様なライフスタイルの実現を 目標とする中心市街地の活性化に 必要である。	[支援措置] [実施時期]	
事業名：中心市街 地美観創出事業 内容：都市景観の 魅力を高める事業 実施時期：H23 年度 ～H28 年度	富山市	バナーフラッグの掲出、ポスタ ーのまちづくり推進、フラワーハ ンギングバスケットによる演出な ど、中心市街地の都市景観の魅力 を高め、質の高い空間を創出する 事業である。 富山らしさの発信と人の交流に よる賑わいの創出を目標とする中 心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] [実施時期]	
事業名：自転車利 用環境整備事業 内容：自転車走行 空間（専用道等）・ 駐輪場の整備 実施時期：H24 年度 ～H34 年度	富山市	自転車走行空間（専用道等）や 駐輪場の整備を行い、まちなか における自転車の利用環境を向上 させる事業である。 公共交通や自転車・徒歩の利便 性の向上を目標とする中心市街地 の活性化に必要である。	[支援措置] [実施時期]	
事業名：くすり関 連施設整備事業 内容：「くすり関連 施設」を整備する 実施時期：H26 年度 ～H28 年度	富山市	富山市のまちなか観光・薬業振 興の中核施設として「くすり関連 施設」を整備する。 300 有余年の歴史ある「富山のく すり」の伝統を活かし、集客を図 る施設であり、富山らしさの発信 と人の交流による賑わいの創出を 目標とする中心市街地の活性化に 必要な事業である。	[支援措置] [実施時期]	

事業名、内容及び [実施時期]	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必 要性	国以外の支 援措置の内 内容及び実施 時期	その他 の事項
<p>事業名：まちなか 歩行空間整備改善 事業</p> <p>内容：まちなかに おいて良質な歩行 空間の整備等を行 う</p> <p>実施時期:H24 年度 ～H28 年度</p>	富山市 / 民間 事業者	<p>まちなかにおいて、良質な歩行 空間の整備や、ホテル等を利用し た更衣室やシャワー設備の提供な どウォーキング・ランニングのた めの利用環境の整備を行う。</p> <p>歩きたくなるまちを目指し、健 康的な生活基盤の向上を図る事業 であることから、質の高いライフ スタイルの実現を目標とする中心 市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>事業名：プチまち なか賑わい広場整 備事業</p> <p>内容：まちなかの 施設整備等に併せ て公的空間（広場） を整備する。</p> <p>実施時期:H24 年度 ～H28 年度</p>	富山市 / 民間 事業者	<p>来街者の交流を促進するため、 まちなかの施設整備等に併せて公 的空間（広場）を整備する。また、 まちなかの幹線道路沿線の空き 地、空き家等を活用し「プチ広場」 を整備する。</p> <p>富山らしさの発信と人の交流に よる賑わいの創出を目標とする中 心市街地の活性化に必要な事業で ある。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>[実施時期]</p>	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

富山市立図書館、富山市芸術文化ホール（オーバードホール）、富山国際会議場など教育文化施設の多くは、現在も中心市街地に位置している。しかし、富山市立図書館のように、建物が老朽化し、施設内容も大きく更新されていないために、利用者のニーズに応えきれていない施設も散見される。

一方、中心市街地は居住者の高齢者率が高いことが特徴であるが、これらの高齢者が自宅に籠ることなく、地域に出て交流することの出来るような地域コミュニティの場と機会が求められている

(2) 都市福利施設の整備の必要性

この現状を踏まえ、富山市では、「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」、「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」、「質の高いライフスタイルの実現」の三つの観点から中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に大きく寄与する「都市福利施設を整備する事業」として、以下の事業を今回の活性化基本計画に位置づけるものである。

- 1) 「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」と「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」に寄与し、富山らしい文化や情報を発信し、中心市街地地域外からの来街者を増大させる文化・情報交流施設の整備
- 2) 「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」と「質の高いライフスタイルの実現」に寄与する、子育てや生涯学習の場となる文化・教育施設やサービスを充実させる事業
- 3) 「質の高いライフスタイルの実現」に寄与する、コミュニティ活動を活性化することにより地域の魅力を高め、安全・安心なまちづくりにつながる事業

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：まちなか子育て支援施設整備事業 (富山駅前街区暮らし・にぎわい再生事業、(仮称)富山駅前街区子育て支援センター整備事業)</p> <p>内容：子供を対象とした施設の整備</p> <p>実施時期:H24年度</p>	富山市	<p>こども図書館や(仮称)富山駅前街区子育て支援センターなど子供を対象とした施設の整備を行い、子育て世代の来街促進を図る。 子育て世代が来街して、子供を安心して育て学ばせることの出来る環境を整えることは、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(富山駅前街区)) (暮らし・にぎわい再生事業(富山駅前街区)と一体となった効果促進事業)</p> <p>[実施時期] H24年度</p>	
<p>事業名：西町南地区複合施設整備事業 (西町南地区暮らし・にぎわい再生事業、(仮称)西町南地区ガラス美術館整備事業)</p> <p>内容：図書館本館及び(仮称)西町南地区ガラス美術館の整備</p> <p>実施時期:H24年度～H26年度</p>	富山市	<p>まちなかの西町南地区の複合施設に、市民が集い憩うことの出来る「文化・情報交流拠点」として図書館本館、ガラス美術館を整備し、賑わいの創出を図る事業である。 富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(西町南地区)) (暮らし・にぎわい再生事業(西町南地区)と一体となった効果促進事業)</p> <p>[実施時期] H24年度～H26年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：地域交流センター整備事業 (柳町地区)	富山市	柳町公民館を市営住宅（稲荷町団地）跡地へ移転改築し、中心市街地並びに柳町公民館活動の活性化を促進する。 コミュニティ活動が活性化することにより地域の魅力が高まり、安全・安心なまちづくりにもつながることから、質の高いライフスタイルの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（中心市街地地区））	
内容：地域交流センターの移転改築を行う				
実施時期：H23年度～H24年度			H24年度	

- (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし
- (4) 国の支援措置のないその他の事業
該当なし

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住推進の必要性

(1) 現状分析

中心市街地は、少子高齢化や持ち家志向の高さ、モータリゼーションの進展に伴う郊外部への転出により、居住人口の減少が進み、富山市全域の人口が横ばいであるにもかかわらず、平成7年から平成18年の間に約12%も減少している。

しかし、中心市街地を活性化させ、賑わいを取り戻すには、人口減少に歯止めをかけ、居住人口を増加させることが重要であることから、富山市ではまちなか居住を推進しており、その成果と昨今の地価の下落により民間主体のマンション建設が活発化し、社会増減については、転出超過から転入超過に転じたところである。

一方、中心市街地内のマンション購入者は、郊外部に比較して、高齢者の割合が高いことや、一人世帯の割合が高いことなどの傾向が見られ、一般的なマンション購入中心層であるべき30代ファミリー層が少ないといわれている。これは、都心ならではの飲食店や映画館といった時間消費型の施設の集積など、ファミリー層にも多くの魅力を感じさせる都市機能集積が不足していることが原因と考えられる。

今後はニーズのある高齢者の中心市街地内への住み替え支援をさらに進めるとともに、食料品等の生活関連店舗の利用状況や欲しい店舗といった住民の意向を踏まえ、幅広い世代の中心市街地への誘導を図っていく必要がある。

(2) 住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等、街なか居住推進の必要性

居住人口を増加させることは、中心市街地の賑わいを取り戻し、商業等を活性化させ、公共交通の利用者の増加にもつながり、富山市がめざしている「コンパクトなまちづくり」を推進していく大きな原動力になるものと考えられる。

このことから、富山市では「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」、「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」、「質の高いライフスタイルの実現」の三つの観点から中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に大きく寄与する「中心市街地における住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業」として、以下の事業を今回の活性化基本計画に位置づけるものである。

- 1) 「質の高いライフスタイルの実現」はもとより「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」や「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」にも寄与する共同住宅等を整備する再開発事業
- 2) 「質の高いライフスタイルの実現」に寄与する高齢者の中心市街地への住み替えの支援事業や中心市街地への居住を図る市民や事業者への助成や支援事業

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：西町東南地区第一種市街地再開発事業（再掲）</p> <p>内容：更新が必要な街区における再開発事業</p> <p>実施時期：H21年度～H24年度</p>	西町東南地区市街地再開発組合	<p>116戸の共同住宅を計画するまちなかの居住人口増加を図る事業である。</p> <p>まちなか居住の推進を図ることや低層階には賑わい創出のための商業施設などを計画していることから中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>[実施時期] H24年度</p>	
<p>事業名：中央通りD北街区第一種市街地再開発事業（再掲）</p> <p>内容：更新が必要な街区における再開発事業</p> <p>実施時期：H24年度～H28年度</p>	中央通りD北街区市街地再開発準備組合	<p>市街地再開発により商業施設や居住施設等の複合施設の整備を行う事業である。計画地区は、総曲輪通りと中央通りの結節点に位置しており、当事業の実施により、中心市街地全体の回遊性が高まることから、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>[実施時期] H24年度～H28年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：まちなか居住推進事業</p> <p>内容：質の高い住宅建設の促進への補助や良質な住宅取得への支援等を図る事業</p> <p>実施時期：H18年度～H28年度</p>	富山市	<p>まちなかにおける住宅取得に対する支援や家賃に対する助成などを行い、まちなかの居住人口増加を図る事業である。</p> <p>質の高いライフスタイルの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業と一体の効果促進事業）</p> <p>[実施時期] H24年度～H28年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：住宅ストック活用推進事業 内容：空き家情報バンクによる民間の住宅の流通促進 実施時期：H24年度～H28年度	富山市	市内の宅地建物取引業者の協力のもと、富山市内にある空き家（空き地を含む）の情報を掲載する空き家情報バンクを立ち上げ、民間の空き家の流通促進および有効利用を図る。これにより、まちなかへの交流・定住が促進される効果が期待され、質の高いライフスタイルの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業と一体の効果促進事業） [実施時期] H24年度～H28年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
 該当なし

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：高機能コミュニティ型集合住宅検討事業 内容：コミュニティ型集合住宅の整備の可能性の検討 実施時期：H24年度～H28年度	富山市	中心市街地区域内において、コミュニティ形成を促進する設備を有する集合住宅の整備の可能性について調査・検討する。 住民が居住地を選択する際の選択基準としては、地域に魅力的なコミュニティが形成されていることから、質の高いライフスタイルの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] [実施時期]	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：生活利便施設充実事業</p> <hr/> <p>内容：中心市街地において、生活利便施設の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山とれたてネットワーク事業 ・地場農産物プチマルシェ事業 ・小学校等跡地活用事業 等 <hr/> <p>実施時期：H20 年度～</p>		<p>中心市街地において、地場産農産物や加工品、その他の生活に必要なサービスを提供する生活利便施設の充実を図る。「地場もん屋」の運営や「地場農産物プチマルシェ」の開催、統合した小学校等の跡地を活用した生活利便施設の展開などを行う。</p> <p>居住地を選択するにあたって生活の利便性は大きな要因となることから、質の高いライフスタイルの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置]</p> <hr/> <p>[実施時期]</p>	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

郊外型大型店舗の出店や中心市街地における大規模小売店舗の撤退、中心市街地の人口減少などを要因として、中心市街地の商業集積の低下と空洞化が進み、富山市全域の小売販売額に占める中心市街地の割合は、平成6年の約36%から平成19年は約19%にまで落ち込んでいる。

一方で、平成23年に行った居住者アンケートの結果によると、普段の買物先は最寄品、買回り品のいずれにおいても郊外ショッピングセンターが最も多くなっている。要因としては、同アンケートにおいて、中心市街地において不足している業種として、「家電製品」や「生鮮品・食材」、「日用雑貨」が挙げられていることや、中心市街地において重要と考える取組として「大型店、専門店の誘致」や「映画館、娯楽施設の誘致」、「駐車場の整備」が挙げられていることから、中心市街地の業種業態構成が顧客ニーズに対応していないことが考えられる。

(2) 商業の活性化のための事業及び措置の必要性

この現状を踏まえ、富山市では「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」、「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」、「質の高いライフスタイルの実現」の三つの観点から中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に大きく寄与する「商業の活性化のための事業及び措置」として、以下の事業を今回の活性化基本計画に位置づけるものである。

- 1) 「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」や「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」に大きく寄与する中核的な商業施設の整備
- 2) 「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」に大きく寄与し、市民からのニーズも高い業種業態の誘導事業や地元商店街や中心市街地の居住者との地域コミュニティの活性化にも寄与する空き店舗活用事業、ICカード活用による商業等の活性化事業、大型空きビルの再生支援事業、統一コンセプトに基づく商店街の景観形成事業
- 3) 「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」を目指す施策として、郊外の開発を抑制するとともに、中心市街地で発生している空き地・空き店舗に新たな店舗の誘導を促進するため、大規模小売店立地法の特例措置の活用

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：大規模小売店舗立地法の特例</p> <p>-----</p> <p>内容：大規模小売店舗立地法の手続きの簡素化の措置</p> <p>-----</p> <p>実施時期：H24 年度～H28 年度</p>	<p>富山県</p>	<p>中心市街地を活性化するためには、中心市街地にみられる空き地・空き店舗に、多くの集客が見込める新たな大型商業施設の出店を促進していくことが必要である。</p> <p>大規模小売店舗立地法の特例区域を設定し、手続きの簡素化の措置を行うことにより、中心市街地への大型商業施設の集積が促進されることから、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な措置である。</p>	<p>[支援措置] 大規模小売店舗立地法の特例</p> <p>-----</p> <p>[実施時期] H24 年度～ H28 年度</p>	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：大型商業施設誘致事業</p> <p>内容：集客力のある大型商業施設（シネマコンプレックス等）を街なかに誘致する。</p> <p>位置：総曲輪西地区</p> <p>実施時期：H24年度～H28年度</p>	<p>金子興業(株)</p>	<p>居住者アンケート調査において、「中心市街地において重要と考える取組みは何ですか」との問いに対して、多くの人が「大型店、専門店の誘致」や「映画館、娯楽施設の誘致」と回答していることから分かるように、中心市街地の魅力アップのためには、非日常的な娯楽等の要素が必要である。</p> <p>一方、富山市においては、郊外や近隣都市へシネマコンプレックスが進出したこと等の要因により、中心市街地の従来型の映画館の閉館が相次ぎ、現在では映画館が存在しない状態となっている（コミュニティシネマのフォルツァ総曲輪を除く）。</p> <p>シネマコンプレックスは幅広い世代に対して高い集客力を持ち、ファッションやカルチャー等との関連性も高いため、シネマコンプレックスを街なかに誘致することは、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>[実施時期] H26年度</p>	
<p>事業名：中心商店街魅力創出事業</p> <p>内容：中心商業地区における統一コンセプトに基づく店舗外装とショーウィンドーの整備事業</p> <p>実施時期：H17年度～H28年度</p>	<p>中心商業地区にある商店街団体</p>	<p>中心商店街の魅力ある商業空間を形成するため、統一したコンセプトで行う店舗外装等の整備に対して助成し、街としての新しい魅力づくりを支援する事業である。</p> <p>商店街自身の魅力を向上させるとともに、来街者の回遊性を高めることから、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H24年度～H28年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：中心商店街出店促進・空き店舗活用事業</p> <p>内容：中心商業地区の空き店舗への出店を促進・誘致する。</p> <p>実施時期：H24年度～H28年度</p>	富山市	<p>中心商業地区の空き店舗への出店を促進・誘致する事業である。また、空き店舗情報の発信や、賃貸方式による利活用方策を検討する。</p> <p>中心商業地区の魅力低下の要因となっている空き店舗の解消が図られることから、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H24年度～H28年度</p>	
<p>事業名：街なか賑わい施設運営事業</p> <p>内容：賑わい拠点施設の運営を行う ・グランドプラザ運営事業 ・賑わい交流館運営事業 ・賑わい横丁運営事業 ・まちなかサロン「樹の子」運営事業 等</p> <p>実施時期：H19年度～</p>	富山市/ 株まちづくり とやま	<p>富山市においてはこれまでグランドプラザやまちなかサロン「樹の子」、賑わい交流館、賑わい横丁など様々な賑わい拠点施設の整備を行ってきた。</p> <p>引き続きこれらの施設の運営を行い、更なる賑わいの創出を図る事業であることから、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H24年度～H28年度</p>	
<p>事業名：まちなかイベント開催事業</p> <p>内容：イベント開催支援</p> <p>実施時期：H24年度～H28年度</p>	富山市/ 株まちづくり とやま/ 民間事業者/ 大学	<p>まちづくり会社、NPO等民間団体、大学、地域団体、商店街組合等が連携して開催する、中心市街地活性化を目的に行うイベントに対する支援を行う。</p> <p>富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H24年度～H28年度</p>	
<p>事業名：西町東南地区第一種市街地再開発事業（再掲）</p> <p>内容：更新が必要な街区における再開発事業</p> <p>実施時期：H21年度～H24年度</p>	西町東南地区市街地再開発組合	<p>116戸の共同住宅を計画するまちなかの居住人口増加を図る事業である。</p> <p>まちなか居住の推進を図ることや低層階には賑わい創出のための商業施設などを計画していることから中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>[実施時期] H24年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：中央通りD北街区第一種市街地再開発事業（再掲） 内容：更新が必要な街区における再開発事業 実施時期：H24年度～H28年度	中央通りD北街区市街地再開発準備組合	市街地再開発により商業施設や居住施設等の複合施設の整備を行う事業である。 計画地区は、総曲輪通りと中央通りの結節点に位置しており、当事業の実施により、中心市街地全体の回遊性が高まることから、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [実施時期] H24年度～H28年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：まちづくり会社機能強化支援事業 内容：まちづくり会社等の機能を強化するための支援を行う。 実施時期：H24年度～H28年度	(株)まちづくりとやま/富山市	今後の中心市街地活性化の取り組みにおいては、地域団体、NPO、地元商店街等の更なる連携が大変重要となることから、コーディネート役となる「まちづくり会社」等の機能を強化するため、自主財源の確保、財政支援、人的支援を行う。 これにより、中心市街地活性化の取り組みを総合的かつ一体的に推進する体制が強化されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] [実施時期]	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：ICカード機能強化事業</p> <p>内容：ポイントサービスなどICカードの機能を強化する事業</p> <p>実施時期：H24年度～H28年度</p>	<p>商店街組合/交通事業者/㈱まちづくりとやま</p>	<p>商店街と交通事業者が連携し、ICカード「パスカ」「えこまいか」を使って、環境にやさしい公共交通（富山ライトレール・ポートラム及びフィーダーバス、市内電車、セントラム、路線バス、まいどはやバス）を利用して中心商店街に出かけ、まちなかポイント加盟店でお買い物をするとまちなかポイントがもらえる「まちなかポイントサービス事業」や、「ICカード利用拡大事業」「交通系カード統一事業」などを行う。</p> <p>商業の活性化や公共交通の利便性の促進を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>事業名：まちなかオフィス等立地助成事業</p> <p>内容：オフィス賃借料の補助等の支援を行う</p> <p>実施時期：H24年度～H28年度</p>	<p>富山市</p>	<p>都心地区で新たに事務所を開設する企業に対し、オフィス賃借料の一部を補助するなどの支援を行う。</p> <p>富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出や質の高いライフスタイルの実現につながる事業であることから中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>事業名：ビジネスセンター設置事業</p> <p>内容：来街するビジネスパーソンや出張者が利用できるビジネススペースを設置する</p> <p>実施時期：H24年度～H28年度</p>	<p>富山市</p>	<p>来街するビジネスパーソンや出張者が利用できるビジネススペースを駅周辺、中心商業地区等に設置する事業である。会議・商談スペース、個人使用のワークスペース、ビジネス書の蔵書、Wi-Fiの設置等のサービスを提供する。</p> <p>ビジネス目的の来街者にとっての利便性が高まることから、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目的とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>[実施時期]</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：まちなかLED化推進事業</p> <p>内容：まちなかの電灯のLED化を推進する</p> <p>実施時期：H24年度～H28年度</p>	富山市/民間事業者	<p>商店街の装飾等やまちなかの電灯のLED化を推進する事業である。</p> <p>これにより、エコに取り組んでいる中心市街地というイメージアップが図られると同時に、電力コストの低減により事業者等の経営改善にも資することから中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>事業名：週末等トライアル・アンテナショップ運営事業</p> <p>内容：空き店舗を利用したチャレンジショップの運営を行う</p> <p>実施時期：H24年度～H28年度</p>	民間事業者	<p>週末のみや一週間単位のレンタルなど借りる条件を緩やかにした、空き店舗を利用したチャレンジショップの運営を行う。</p> <p>条件を緩やかにすることにより幅広いチャレンジャーが参画することが可能となり、また、頻度高く新鮮なショップに入れ替わることから商店街の魅力向上につながるため富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>[実施時期]</p>	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状の分析

富山市の中心市街地は、富山駅を起点とし、中心商業地区を経由したのち、市内各所へ放射状に運行されている路線バス、5～10分間隔で運行している路面電車市内線、20～25分間隔で2ルート運行しているコミュニティバスなどがあり、公共交通の利便性の高い市街地である。

しかし、モータリゼーションの進展や、少子化による通学生の減少などにより、路線バスや路面電車市内線などの公共交通機関の利用者は、平成18年まで減少を続けていた。

こうした中、本市は公共交通の活性化によるコンパクトなまちづくりを目指し、リーディングプロジェクトとして、平成18年4月に富山ライトレールを開業させた。この事業は、JR富山港線の一部を廃止し、道路併用軌道として路面電車化を行ったものであり、運行頻度の増加、低床車両の導入、ICカードの採用などに取り組んだことにより、利用者も以前の2倍以上となり、街の魅力向上に貢献した。平成19年2月には第1期中心市街地活性化基本計画が認定され、「路面電車環状線化事業」や「総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業」「グランドプラザ整備事業」など、公共交通の利便性の向上のための事業を行ってきた。これらの取り組みにより、平成18年以降は、路面電車市内線の乗客数はそれまでの減少傾向から増加傾向に転じており、県内路線バスの利用者も減少傾向から横ばい傾向へと転換したところである。

今後は、これらの事業効果を維持・継続させると同時に、さらに「増便、夜間延長、安価な料金」など地方都市の生活者ニーズにあった施策に取り組むことにより公共交通の利便性を向上させる必要がある。

また、富山市では、平成26年度末までに予定されている北陸新幹線の開業にあわせ、連続立体交差事業を推進することにより、既存のJRや富山地方鉄道の線路により分断されている富山駅周辺地区の南北の一体化を図り、街路の新設、拡張はもとより、現在駅北まで運行している富山ライトレールと駅南側の路面電車市内線の一体化も推進していく必要がある。さらに、駅周辺に乗降場所が拡散し、乗り換えが不便な、富山ライトレール、路面電車市内線、路線バス、タクシーなど各種公共交通機関の集約を図る必要がある。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

中心市街地の活性化には、路線バスや路面電車市内線などの公共交通機関の利用者の減少に歯止めをかけ、公共交通機関による中心市街地へのアクセス性と中心市街地の区域内での利便性を向上させることが重要である。

この現状を踏まえ、富山市では「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」、「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」、「質の高いライフスタイルの実現」の三つの観点から中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に大きく寄与する「公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の必要性」として、以

下の事業を今回の活性化基本計画に位置づけるものである。

- 1) 「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」に大きく寄与する事業のうち、
 - ・ 中心市街地へのアクセス性向上のための事業として
県内及び市郊外からの鉄軌道が集中し、中心商業地区等への乗り換え地点である J R 富山駅周辺の公共交通結節点としての機能強化
 - ・ 中心市街地の区域内での利便性向上のための事業として
路面電車市内線及びコミュニティバスの運行による利便性の向上
- 2) 自転車や歩行者が楽しく快適にまちなかを移動するための景観形成事業や道路環境の改善事業
- 3) 公共交通や環境に対する市民の意識を高めるための情報発信や啓発事業
- 4) 中心市街地活性化を市民主体で進めるための体制づくりを支援する事業

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：おでかけ定期券事業</p> <p>内容：高齢者が公共交通を利用する際に割引を行う</p> <p>実施時期：H16年度～H28年度</p>	富山市	<p>市内在住の65歳以上の高齢者が、バス・鉄道・路面電車で「おでかけ定期券」を利用すると100円で中心市街地に来街することが出来る。</p> <p>公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（中心市街地地区））</p> <p>[実施時期] H24年度～H25年度</p>	
<p>事業名：中心市街地コミュニティバス運行事業</p> <p>内容：中心市街地2ルートコミュニティバスの運行事業</p> <p>実施時期：H24年度～H28年度</p>	(株)まちづくりとやま	<p>中心市街地にコミュニティバスを運行させ、居住者の利便性を向上させるとともに、居住者の中心市街地への来街回数増加にも結びつける事業であり、賑わい拠点の創出やまちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H24年度～H28年度</p>	
<p>事業名：NPO等民間団体支援事業</p> <p>内容：NPO等の民間団体に対して支援を行う</p> <p>実施時期：H24年度～H28年度</p>	富山市/ (株)まちづくりとやま	<p>商店街活性化支援や商業者育成支援、産学官連携、環境保全、賑わい創出等の活性化活動の主役となっているNPO等の民間団体に対して支援を行う。</p> <p>これにより、中心市街地活性化の取り組みを総合的かつ一体的に推進する体制が強化されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H24年度～H28年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：富山駅路面電車南北接続事業（再掲）</p> <p>内容：新幹線高架下まで路面電車の軌道を整備する事業</p> <p>位置：富山駅</p> <p>実施時期：H23年度～H30年度</p>	富山市 / 富山地方鉄道(株)	<p>北陸新幹線開業に併せ新幹線高架下まで路面電車の軌道を整備する事業である。新幹線高架下まで路面電車が乗り入れる事により、鉄道（新幹線・在来線）やバス・タクシーの利用者の乗り換えの利便性の向上が図られ、中心市街地へのアクセスが向上することから、中心市街地の活性化に必要である。</p> <p>将来的には、富山ライトレールとの接続によりLRTネットワークの形成を図るものである。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）と一体の効果促進事業）</p> <p>[実施時期] H24年度～H30年度</p>	
<p>事業名：富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業（富山駅付近連続立体交差事業）（再掲）</p> <p>内容：鉄道により南北に分断されている市街地状況の改善のため鉄道を高架化する事業</p> <p>実施時期：H16年度～H28年度</p>	富山県	<p>北陸新幹線が高架により富山駅へ乗り入れるのに合わせて、在来線も高架化を図り、南北一体的なまちづくりを進める。</p> <p>鉄道により南北に分断されている市街地状況を改善し、交通結節機能の強化を図り、活力あふれる拠点性の高い都心の形成を目指す事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>[実施時期] H24年度～H28年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：公共交通 サイクルポーター 事業</p> <p>内容：公共交通へ の自転車の持ち込 みを可能とする</p> <p>実施時期：H24 年度 ～H28 年度</p>	富山地方鉄道 (株)	<p>電車（鉄道、路面電車）への自転車 の持ち込み（積載）が可能とする 施策を行う。出発地から近くの 駅まで自転車で移動し、その自 転車を持ち込んで列車に乗車し、 目的地の近くの駅で下車してすぐ に自転車に乗り移動することがで きるようになり、自転車と公共交 通の利便性が高まる。公共交通や 自転車・徒歩の利便性の向上を目 標とする中心市街地の活性化に必 要な事業である。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>事業名：高山本線 活性化事業</p> <p>内容：列車の増便 やパーク＆ライド 駐車場の整備を行 う</p> <p>実施時期：H23 年度 ～H28 年度</p>	富山市	<p>市の中心部と郊外の地域を結ぶ J R 高山本線において、「朝夕の時 間帯の増便」「パーク＆ライド駐 車場の整備」等の活性化事業を行 う。 これらの事業は、平成 18 年 10 月から平成 23 年 3 月まで「J R 高 山本線活性化社会実験」として行 われてきたものであるが、一定の 効果が見られたことから第 2 期計 画においても実施する。 郊外から市の中心部へ公共交通 機関を利用して来街する人の利便 性を高める事業であることから、 公共交通や自転車・徒歩の利便性 の向上を目標とする中心市街地の 活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>事業名：上滝線活 性化事業</p> <p>内容：列車の増便 やパーク＆ライド 駐車場の整備を行 う</p> <p>実施時期：H23 年度 ～未定</p>	富山地方鉄道 (株)	<p>市の中心部と南東部を結ぶ公共 交通軸である富山地方鉄道・上滝 線において「列車の増便」や「終 電時刻の繰下げ」「パーク＆ライ ド駐車場の整備」などの事業を行 う。 郊外から市の中心部へ公共交通 機関を利用して来街する人の利便 性を高める事業であることから、 公共交通や自転車・徒歩の利便性 の向上を目標とする中心市街地の 活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>[実施時期]</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：公共交通割引等事業 内容：公共交通利用促進のため公共交通の割引を行う 実施時期：H24年度～H28年度	富山地方鉄道(株)	公共交通利用による来街の促進を図るために、「路面電車オート1day事業」「公共交通版まちなか感謝デー」「ファミリー割引」などの割引制度を導入する。 公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] [実施時期]	
事業名：バス路線イメージリーダー路線整備事業 内容：ノンステップバスの導入等 実施時期：H24年度～H28年度	富山市 / 富山地方鉄道(株)	運行頻度や利用者が多い路線をイメージリーダー路線として位置付け、これらの路線において交通事業者がデザイン性の高い大型ノンステップバスを導入する取り組みに対して支援を行う。 出入口の段差が無くなることで利用者の利便性が高まり、イメージリーダーとしてバスの認知度が高まる効果が期待されることから、公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] [実施時期]	
事業名：市民意識啓発事業（モビリティマネジメント） 内容：公共交通や自転車などを積極的に利用するライフスタイルに転換するよう市民の意識を啓発する 実施時期：H24年度～H28年度	富山市	過度に自動車を利用するライフスタイルから、公共交通や自転車などを積極的に利用するライフスタイルに転換を促すなど、個人のモビリティ（移動）が社会的にも個人的にも望ましい方向へ自発的に変化するよう働きかける。 効果として、公共交通の利用が促進され、交通渋滞の解消や環境負荷の低減等に寄与するとともに、歩いて暮らせるまちづくりが推進されるなど、コンパクトシティを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] [実施時期]	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：市内電車環状線ラッピング事業</p> <p>内容：ラッピングを施した電車を運行する</p> <p>実施時期：H24年度～H28年度</p>	富山市	<p>市内電車環状線の車両に季節感やイベントなどを表すラッピングを施し、期間限定で運行する。</p> <p>これによる効果として、まちの賑わい感が醸成されるとともに、市内電車への注目度や認知度の向上が期待されることから、公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 乗りたくなる公共交通推進事業費補助金【県補助金】</p> <p>[実施時期] H24年度～H28年度</p>	
<p>事業名：公共交通夜間延長事業</p> <p>内容：公共交通の最終便の時間を延長する</p> <p>実施時期：H24年度～H28年度</p>	富山地方鉄道(株)	<p>公共交通の最終便の時間を延長し、まちなかの夜間における賑わいの創出を図る事業である。</p> <p>公共交通の最終便の時間延長は、来街者のニーズも高いことが来街者アンケートの結果にも表れており、公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>事業名：中心市街地美観保全事業</p> <p>内容：中心市街の美観を保全するための様々な活動を行う</p> <p>実施時期：H23年度～H28年度</p>	富山市	<p>落書き対策、防犯カメラの設置、放置自転車対策、街角クリーン活動など、中心市街地の美観を保全するための活動に取り組むことで、清潔で美しく質の高い都市空間を創出する。</p> <p>富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出や質の高いライフスタイルの実現につながる事業であることから中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>事業名：都心地区都市景観形成推進事業</p> <p>内容：都心の景観形成を行う</p> <p>実施時期：H24年度～H25年度</p>	富山市	<p>屋外広告物対策関連の取組や、景観まちづくりの推進など、富山市の都心イメージの向上を図るため、市民・事業者・行政の協働により、質の高い都心景観の形成に取り組む事業である。</p> <p>富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出や質の高いライフスタイルの実現につながることから中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>[実施時期]</p>	

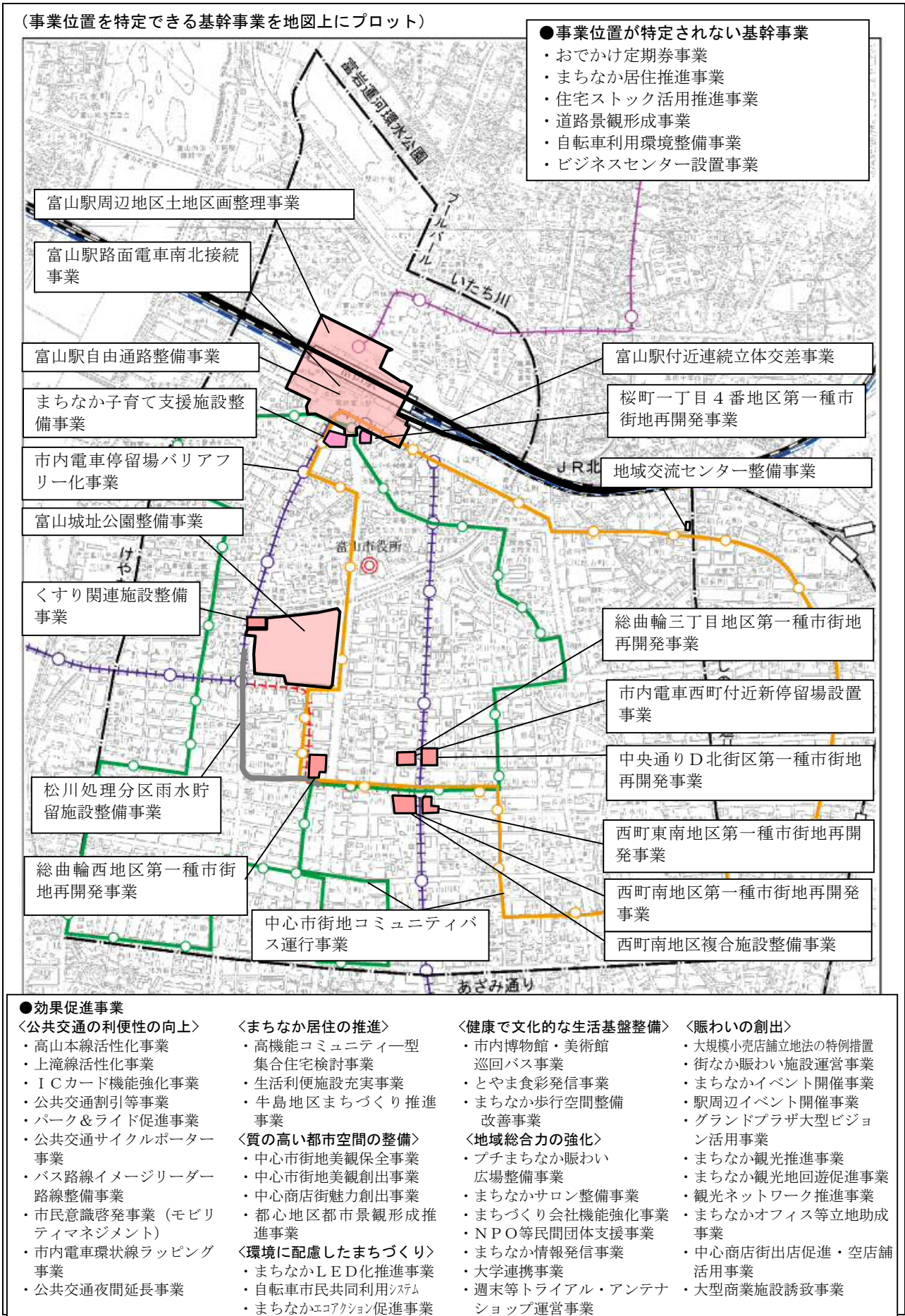
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：自転車市民共同利用システム 内容：環境にやさしい自転車による公共交通の運営 実施時期：H23 年度～	シクロシティ(株)	市内各所に設置されたステーションから、自由に自転車を利用し、任意のステーションに自転車を返却することができる新しいレンタサイクルのシステムである。 まちなか交通網としての利便性を高めることにより、近距離の自動車利用を抑制し中心市街地の回遊性の強化につながることから中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] [実施時期]	
事業名：まちなかエコアクション促進事業 内容：環境意識の啓発や省エネ活動の促進を行う 実施時期：H24 年度～H28 年度	富山市 / 民間事業者	まちなかで、環境意識の啓発や再生可能エネルギーの活用など省エネの促進を行う事業である。 環境に優しい中心市街地のイメージアップにつながることから、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出や質の高いライフスタイルの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 実施時期：	
事業名：市内博物館・美術館巡回バス事業 内容：市内の文化施設を巡回するバスを運行する 実施時期：H24 年度～H28 年度	富山市	市内に点在する博物館と美術館を巡回するミュージアムバス「ぐるりん」を運行する事業である。 各施設間の回遊性が高まることから、公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上および富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] [実施時期]	
事業名：とやま食彩発信事業 内容：富山の食に関する魅力を高め、情報を発信するための取り組みについて検討する 実施時期：H24 年度～H28 年度	富山市 / 民間事業者	富山の食に関する魅力を高め、情報を発信するための取り組みについて検討するとともに、民間事業者や各種団体が行う事業に対して支援を行う。 新商品開発や地産地消メニューの開発を行うことから、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] [実施時期]	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：まちなかサロン整備事業 内容：屋外の空きスペースに、気軽に休憩・飲食できる場所を設置する 実施時期：H24年度～H28年度	民間事業者	屋外の空きスペースに、移動販売車等により気軽に休憩・飲食できる場所を設置する事業である。 これにより、来街者同士の交流が促進される効果が期待されることから、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] [実施時期]	
事業名：まちなか情報発信事業 内容：まちなかの情報を様々なメディアを活用して発信する 実施時期：H24年度～H28年度	(株)まちづくりとやま / 民間事業者 / 大学	まちなかの商業や観光等の情報を、情報誌やインターネットなどの様々なメディアを活用して発信する。 これにより、中心市街地への来街者の増加が図られることから、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。 また、まちづくり団体の基本情報等のデータベース化や情報の共有、情報発信の協働等に取り組むことにより、中心市街地活性化の取り組みを総合的かつ一体的に推進する体制が強化されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] [実施時期]	
事業名：大学連携事業 内容：大学生等の街なかにおける活動拠点の設置や、大学生等との連携を推進する 実施時期：H23年度～	富山市 / (株)まちづくりとやま / 大学	大学生等の街なかにおける活動拠点として設置した「まちなか研究室」を拠点として、大学生等と商店街、企業、住民との交流・協働を推進する。 これは、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出につながり、また、中心市街地活性化の取り組みを総合的かつ一体的に推進する体制が強化されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] [実施時期]	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：駅周辺イベント開催事業 内容：富山駅周辺におけるイベントの開催 実施時期：H26年度～H28年度	民間事業者	北陸新幹線開業に向けて、市民の期待感の醸成を図り、賑わいを創出するために様々なイベントを開催する。 富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] [実施時期]	
事業名：グランドプラザ大型ビジョン活用事業 内容：グランドプラザの大型ビジョンを活用して情報発信を行う 実施時期：H24年度～H28年度	(株)まちづくりとやま	グランドプラザの大型ビジョンを活用して、まちなかの見どころ等を紹介する映像や、中心商店街や富山駅前周辺のお買物情報、イベント情報等を放映し、グランドプラザから他地区への回遊性の向上を図る。 富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] [実施時期]	
事業名：まちなか観光推進事業 内容：観光関連の施設整備やイベント等の実施を行う 実施時期：H24年度～H28年度	富山市 / (株)まちづくりとやま / 民間事業者	観光案内所や案内看板等の観光関連の施設整備やイベント等の実施を行う。 街なかへの観光客の誘客が図られることから、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] [実施時期]	
事業名：まちなか観光地回遊促進事業 内容：まちなかの観光地の回遊性を高める 実施時期：H24年度～H28年度	富山市 / (株)まちづくりとやま / 民間事業者	レンタルサイクルや富岩水上ラインなどの運営などを行うことにより、まちなかの観光地間の回遊性を高める事業である。 観光客にとっての利便性が向上し、回遊性が高まることから、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] [実施時期]	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：観光ネットワーク推進事業</p> <p>内容：まちの駅などを活用し、観光客受け入れのネットワーク体制を構築する</p> <p>実施時期：H24年度～H28年度</p>	<p>富山市 / (株) まちづくりとやま / 民間事業者</p>	<p>まちの駅などを活用し、観光客受け入れのネットワーク体制を構築する事業である。</p> <p>観光客にとっての利便性が向上することから、富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>[実施時期]</p>	

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 富山市における内部の推進体制について

1) 新富山市中心市街地活性化基本計画庁内策定委員会

新たな富山市中心市街地活性化基本計画を策定するにあたり、その基本方針、目標等を定めるとともに、基本計画に定める各種事業を円滑かつ確実に実施するため、庁内策定委員会を設置し、計画内容の庁内の横断的な検討とともに、様々な関係者との情報交換を行っている。

■ 庁内策定委員会における検討経過

年 月 日	会議名・議題等
平成 23 年 7 月 21 日	第 1 回庁内策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化を目指すプロセスについて ・ 第 1 期富山市中心市街地活性化基本計画の進捗状況と評価について ・ 第 2 期富山市中心市街地活性化基本計画策定スケジュールについて
平成 23 年 8 月 30 日	第 2 回庁内策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 富山市中心市街地の将来像と活性化に向けた仕組み（体制）について ・ 取り組むべき事業について

■ 新富山市中心市街地活性化基本計画庁内策定委員名簿

区分	所属・役職
委員長	都市整備部次長（事務）
副委員長	商工労働部理事
委員	企画管理部 企画調整課長
〃	財務部 財政課長
〃	福祉保健部 社会福祉課長
〃	市民生活部 市民生活相談課長
〃	市民生活部 生活安全交通課長
〃	環境部 環境政策課長
〃	商工労働部 商業労政課長
〃	商工労働部 観光振興課長
〃	農林水産部 農政企画課長
〃	都市整備部 都市政策課長
〃	都市整備部 交通政策課長
〃	都市整備部 建築指導課長

〃	都市整備部 富山駅周辺整備課長
〃	都市整備部 路面電車推進室長
〃	都市整備部 都市再生整備課長
〃	建設部 道路課長
〃	建設部 公園緑地課長
〃	建設部 市営住宅課長
〃	教育委員会事務局 教育総務課長
事務局	都市整備部 中心市街地活性化推進課

(2) 中心市街地活性化に関する検討の場の設置

1) 新富山市中心市街地活性化基本計画策定ワーキンググループの開催

中心市街地が抱える課題について、地域に関わる人々と行政が協働で課題の解決に向けての方策を検討し、第2期富山市中心市街地活性化基本計画に反映させることを目的としてワーキンググループを設置し、会議を開催した。

年 月 日	会議名・議題等
平成 23 年 6 月 6 日	第1回ワーキンググループ ・ 中心市街地活性化を目指すプロセスについて ・ 第2期富山市中心市街地活性化基本計画策定スケジュールについて 等
平成 23 年 6 月 20 日	第2回ワーキンググループ ・ 第1期計画の評価及びこれまでの取り組みについて ・ ゲストを招いての意見交換 等
平成 23 年 7 月 15 日	第3回ワーキンググループ ・ 中心市街地の課題について ・ 商業者・事業者、NPO、まちづくり会社、行政の役割について 等
平成 23 年 7 月 25 日	第4回ワーキンググループ ・ 富山市中心市街地の将来像と活性化に向けた仕組み（体制）について
平成 23 年 8 月 2 日	第5回ワーキンググループ ・ 富山市中心市街地の将来像と活性化に向けた仕組み（体制）について
平成 23 年 8 月 8 日	第6回ワーキンググループ ・ 富山市中心市街地の将来像と活性化に向けた仕組み（体制）について

■策定ワーキンググループ委員名簿（各団体からの推薦者で構成）

所 属
越中大手市場実行委員会
太田口通り商店街振興組合
大手モール振興会
五番町自治振興会
商工会議所青年部
笑店街ネットワーク
新富町1丁目町栄会
総曲輪自治振興会
（協）総曲輪通り商盛会
NPO 富山観光創造会議
(株)まちづくりとやま
NPO まちなかライフスタイル研究会

(3) とやままちづくり市民討議会の開催

■とやままちづくり市民討議会の開催概要

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・日 時：平成 23 年 6 月 25 日（土）・26 日（日） ・場 所：富山市民プラザ ・参加者：24 人(25 日)・25 人(26 日) 計 49 人 ・テーマ 中心市街地に賑わいを創出するにはどうしたらいいでしょうか。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(4) 企業等との意見交換会の開催

<p>市長と県外企業・富山赴任者の方々との懇話会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日 時：平成 23 年 7 月 27 日（水） ・場 所：富山市民芸術創造センター ・参加者：県外企業富山赴任者 11 人
<p>市内企業従業員及び家族との意見交換会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日 時：平成 23 年 7 月 27 日（水） ・場 所：三菱ふそうバス製造（株） ・対象企業：三菱ふそうバス製造（株）従業員及びそのご家族 36 人
<p>富山市経済懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日 時：平成 23 年 11 月 16 日（水） ・場 所：富山国際会議場 ・出席者：富山市に支社等がある県外企業の支社長等 14 社

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 富山市中心市街地活性化協議会の概要および開催状況

㈱まちづくりとやま及び富山商工会議所が共同設立者となり、平成 18 年 8 月 30 日、富山市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設立した。

協議会の構成員は、都市機能の増進または経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者を含む 10 団体の代表である。

また、協議会の協議事項の調整等を図るため、協議会の下部組織として幹事会を置き、多様な主体が相互連携を図り、中心市街地の活性化に効果的かつ効率的に取り組むこととしている。

基本計画の進捗や新たな状況に対応していくため、適宜、協議会や幹事会を開催するほか、事業実施者、地権者、地域住民、学識経験者などを加えた専門部会を設置し、具体的な中心市街地の活性化策について十分検討・協力を行うこととしている。

なお、平成 23 年 11 月 30 日、第 2 期富山市中心市街地活性化基本計画（案）についての答申が次ページのとおり提出されている。

■富山市中心市街地活性化協議会 平成 23 年度開催状況

回数	年月日	議題
第 1 回	平成 23 年 6 月 9 日	・平成 22 年度事業報告及び収支決算について ・平成 23 年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
第 2 回	平成 23 年 8 月 11 日	・エリアマネジメント部会について ・富山市中心市街地活性化基本計画（第 1 期）事後評価（中間報告）について
平成 23 年 11 月 10 日		第 2 期富山市中心市街地活性化基本計画（案）の諮問
第 3 回	平成 23 年 11 月 28 日	・第 2 期富山市中心市街地活性化基本計画(案)への「答申」(案)について

■富山市中心市街地活性化協議会幹事会 平成 23 年度開催状況

回数	年月日	議題
第 1 回	平成 23 年 8 月 4 日	・エリアマネジメント部会について ・富山市中心市街地活性化基本計画（第 1 期）事後評価（中間報告）について
第 2 回	平成 23 年 11 月 14 日	・第 2 期富山市中心市街地活性化基本計画(案)の諮問に対する協議
第 3 回	平成 23 年 11 月 24 日	・第 2 期富山市中心市街地活性化基本計画(案)の答申(案)について

(2) 富山市中心市街地活性化協議会による答申書（平成23年11月30日）

第2期富山市中心市街地活性化基本計画（案）について（答申）

1 はじめに

富山市中心市街地活性化協議会は、富山市長から平成23年11月10日に「第2期富山市中心市街地活性化基本計画（案）」についての諮問を受けました。

本協議会は、今回諮問を受けた第2期計画（案）について、富山市のまちづくりの基本方針であります「公共交通の活性化によるコンパクトなまちづくり」を念頭において、中心市街地の現状や課題、今後のまちづくりの基本方向、具体的な実施事業案などについて協議を行ってきました。

協議にあたって、本協議会及び下部組織である幹事会において、地域における多様な関係者の幅広い意見を汲み取るとともに、官・民一体となった計画となるよう集中かつ慎重に議論を進めた結果、次のとおり結論に達したことから、ここに答申します。

2 本協議会の意見

第2期計画（案）は、「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」「質の高いライフスタイルの実現」を活性化の三本柱に掲げ、明確な将来の方向性を示されるとともに、中心市街地の活性化に関する数値目標を設定され、その実現に向けた具体的な取り組みについても提示されていることから、この第2期計画（案）が円滑かつ着実に実施されることにより、中心市街地の活性化に大きく寄与するものであると考えます。

本協議会においては、この第2期計画（案）の内容については概ね妥当であるとの結論に至りました。

3 付帯事項

(1) 低未利用地の活用

富山市中心市街地には小学校の跡地をはじめ多くの低未利用地が存在しており、これらの有効活用が中心市街地活性化にあたっての課題となっています。

これらの低未利用地の中には、中心商業地やその近隣に位置しており、今後拠点として整備することにより中心市街地の商業や観光の活性化にも寄与する可能性のある土地もあります。これらの低未利用地の活用についての検討を行い、早期に具体的な事業化を図り、第2期計画へ位置付けられることを願うものであります。

(2) 富山駅周辺と中心商業地との連携

平成26年度末までには北陸新幹線が開業することとなっており、中心市街地は県都の玄関口として大変重要な地域であります。今後、新幹線開業に向けて富山駅周辺の

整備が行われ、機能が飛躍的に向上していくと考えられますが、中心市街地全体の発展のためには富山駅周辺と中心商業地とのバランスをとった整備を行い、お互いに連携し相乗効果を生み出す関係を作り出すことが必要です。

2 地区間の連携向上のためには、活性化の目標に「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」と掲げられている通り来街者が移動するにあたっての利便性や快適性の向上や、それぞれの地区の魅力についての情報発信などの取り組みを行うことが重要になってきます。

また、新幹線を利用して来街される観光客やビジネス客への利便性の向上のために、交通系 IC カードの共通化やビジネス環境の整備等を進めることが重要であると考えられますので、これらの施策の推進に努めて頂きたいと考えます。

(3) 中心市街地活性化の推進体制について

第2期計画においては、中心市街地活性化の推進体制として、これまでのような行政が中心となる施策展開だけではなく、事業の企画段階から行政と民間事業者等が連携・協働しソフト事業を展開していくことが重要であるとして、最終的には「市民が主役」となる体制や仕組みづくりを構築するための取り組みが位置付けられています。

これは、時代の潮流に合致した方向性であると評価されますので、この体制や仕組みづくりを構築するための取り組みを中長期的な視点で行って頂きたいと考えます。地域が活性化するためには、市民の発意により事業が生み出され、それがソーシャルビジネスやコミュニティビジネス等の継続的なビジネスとして育ち、地域を元気にしていくという「地域創造力」を地域が持つことが必要です。この市民による事業の発掘・育成を行うマネジメントの役割や、団体間の連携を行うコーディネイトの役割を担うものとしてまちづくり会社の役割が今後ますます重要になってくるものと考えられますので、支援体制の強化に努めて頂きたいと考えます。

4 おわりに

本格的な人口減少と少子・超高齢社会が進展する中、住む人が誇りを持ち、誰からも「暮らしたいまち・訪れたいまち」と思われるような魅力的で活力あふれたまちとしていくためには、この第2期計画（案）に位置付けた事業を着実に実施し、コンパクトなまちづくりを積極的に推進していくことが非常に重要であると考えます。

そのためにも、中心市街地の活性化にあたっては、官・民が積極的に連携するとともに、総合的、一体的に事業を進めていく取り組みが不可欠であると考えます。

本協議会は、第2期計画の進捗や新たな状況に対応していくため、協議会をはじめ幹事会、専門部会などの組織を通して、活性化策について検討・推進することとしておりますので、今後とも、行政との連携・協力を要望いたします。

(3) 構成員、所掌事項（役割）に関する資料

■富山市中心市街地活性化協議会構成員

団体名	根拠法令	役職
富山商工会議所	法第15条第1項関係 (商工会議所)	会頭
富山商工会議所	法第15条第1項関係 (商工会議所)	専務理事
(株)まちづくりとやま	法第15条第1項関係 (まちづくり会社)	代表取締役社長
富山市	法第15条第4項関係 (市)	都市整備部長
(株)大和	法第15条第4項関係 (商業者)	顧問
富山市商店街連盟	法第15条第4項関係 (商業者)	会長
富山地方鉄道(株)	法第15条第4項関係 (交通事業者)	代表取締役社長
(株)北陸銀行	法第15条第8項関係 (地域経済)	取締役副頭取
北陸電力(株)	法第15条第8項関係 (地域経済)	常務取締役
富山商工会議所女性会	法第15条第8項関係 (地域経済)	女性会会長
(株)シー・エー・ピー	法第15条第8項関係 (地域メディア)	代表取締役社長

■富山市中心市街地活性化協議会の目的（役割）

富山市中心市街地活性化協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

- (1) 法第9条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という）
- (2) 法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）
及び認定基本計画の実施に必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

■富山市中心市街地活性化協議会幹事会構成員

	団体名	役職	備考
中心市街地活性化協議会構成員委員	富山商工会議所	専務理事	共同設置者
	富山商工会議所	理事・事務局長	共同設置者
	(株)まちづくりとやま	代表取締役副社長	共同設置者
	富山市	都市整備部次長	市
	(協)総曲輪通り商盛会	理事長	商業者
	(協)中央通商栄会	理事長	商業者
	西町商店街振興組合	理事長	商業者
	(株)大和富山店	副店長	商業者
	富山地方鉄道(株)	常務取締役	交通事業者
	(株)北陸銀行	執行役員本店営業部長	地域経済
	北陸電力(株)	執行役員富山支店長	地域経済
	(株)シー・エー・ピー	代表取締役社長	地域メディア
構成員外委員	まちなかライフスタイル研究所	代表	市街地整備
	総曲輪シテイ(株)	代表取締役社長	市街地整備
	(株)三四五建築研究所	企画グループマネージャー	市街地整備
	(株)押田建築設計事務所	環境開発室長	市街地整備
	富山県タクシー協会	専務理事	交通事業者
	富山市駐車場協会	副会長	駐車場
	富山市自治振興連絡協議会	副会長(中央ブロック担当)	コミュニティ
	とやま地産・味こだわりの会	会長	コミュニティ
	(株)生活ネット研究所	コンベンションコーディネーター	コミュニティ
	富山大学	地域づくり・文化支援部門教授	学識経験者
	富山国際大学	現代社会学部教授	学識経験者

■富山市中心市街地活性化協議会幹事会の所掌事項（役割）

幹事会は、富山市中心市街地活性化協議会の会長の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会への提案事項の調整に関する事項
- (2) 専門部会の運営に関する事項
- (3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

1) 統計的データの客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の現状分析」の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載。(P. 2～P. 13 参照)

2) 地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析」の欄に、「富山市民意識調査」「居住者アンケート調査」「来訪者アンケート調査」等に基づく把握・分析を記載。(P. 14～P. 21 参照)

3) 第1期中心市街地活性化基本計画等に基づく取り組みの把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4] 第1期中心市街地活性化基本計画等に基づく取組の把握・分析」の欄に、「1期計画の取り組みの評価」「各目標指標の達成状況」「活性化事業の進捗状況・成果」等について記載。

(P. 22～P. 33 参照)

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等

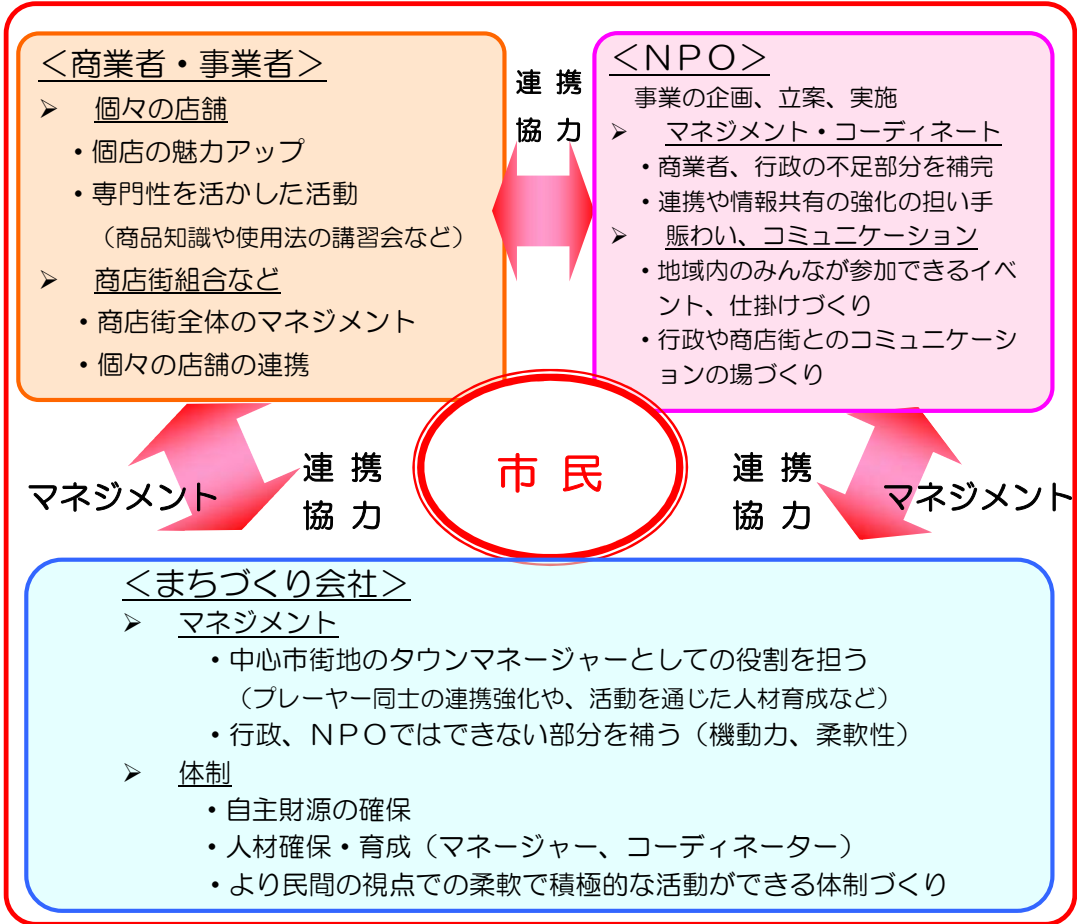
中心市街地活性化の推進にあたっては、民間事業者やまちづくり団体、大学、行政、第3セクターなど多様な主体の連携・協働により取り組みを行っていく。

また、これらの主体間のコーディネート役となる「まちづくり会社」等の機能を強化するため、「まちづくり会社機能強化支援事業」として、自主財源の確保、財政支援、人的支援を行っていく。

(次ページ図参照)

- ・活性化に向けた活動は市民やNPO、商業者らが主役
- ・調整役としてのまちづくり会社の機能強化（タウンマネジメント）
- ・行政は市民・各団体のサポート役

<プレイヤー（主役）>



<サポーター>

サポート、マネジメント

- <行政>**
- 支援体制
 - ・活性化に向けた活動の支援や市民の参画意識を高める施策・制度づくり
 - ・意欲のある商業者への支援強化（新規出店、情報活用、コンサルティングなど）
 - ・商業者、NPOとまちづくり会社との橋渡し
 - ・地域との協働によるまちづくり

(3) 「第2期富山市中心市街地活性化基本計画」策定に関するパブリックコメントの実施状況

- ・平成23年8月19日から平成23年8月31日「富山市中心市街地活性化基本計画（第1期）事後評価（中間報告）」について
- ・平成23年11月11日から平成23年11月25日「第2期富山市中心市街地活性化基本計画（案）」について

上記2回のパブリックコメントを実施し、市民からの意見聴取を行った。4名の方から14件の意見が提出された。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 中心市街地への都市機能の集積のための方針

1) 富山市総合計画（平成19年度～平成28年度）との整合について（再掲）

中心市街地の人口の空洞化が進み、薄く広がった市街地を形成している本市はさまざまな機能が非効率であると言え、富山市総合計画基本構想において、12項目のまちづくりの主要課題の一つとして「コンパクトなまちづくり」を掲げている。

基本構想を基にした平成23年度までの前期基本計画においても「コンパクトなまちづくり」が主要課題の一つとして掲げられている。

また、平成24年度から平成28年度までの後期基本計画を策定中であり、引き続き「コンパクトなまちづくり」を主要課題の一つとして掲げる予定である。

2) 富山市都市マスタープランとの整合性について（再掲）

まちづくりの理念を「鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」としており、地域の拠点を「お団子」に、公共交通を「串」に見立てた「お団子と串」の都市構造を目指している。

(2) 郊外での開発を抑制し中心市街地への都市機能集積を図るための措置

1) 準工業地域における大規模集客施設の立地制限

本市では、今後新たに郊外部に大規模集客施設が立地し、中心市街地活性化の取組の効果が薄れることを防ぐため、準工業地域における特別用途地区を活用した大規模集客施設の立地制限を行っている。

2) 大規模小売店舗立地法の特例措置による商業集積

中心市街地への商業集積の促進を図るため、平成19年8月31日、富山市の中心市街地において大規模小売店舗立地法の特例区域を指定し、大型店の出店等に伴う法定手続きを緩和する特例措置を適用した。

下記の3地区を第一種特例区域として指定した。

- ①旧富山西武百貨店（0.5ha）
- ②旧富山大和百貨店（0.7ha）
- ③総曲輪フェリオ（1.1ha）



[2] 都市計画手法の活用

基本計画の認定基準となる、準工業地域における特別用途地区を活用した大規模集客施設の立地制限については、平成 18 年 11 月 30 日に開催した第 4 回富山市都市計画審議会において、特別用途地区を都市計画に定めることについて議決を得た。

特別用途地区内の建築規制を定める条例については、同年 12 月の富山市議会定例会で可決、同年 12 月 21 日に公布（富山市条例第 76 号）し、平成 19 年 1 月 4 日に都市計画決定の告示と同時に施行した。

■ 第 4 回富山市都市計画審議会議案

- | | |
|----|----------------------------------------------------------|
| ・種 | 類：大規模集客施設制限地区 |
| ・面 | 積：約 1,197.7 h a |
| | ・富山高岡広域都市計画区域：約 1,088 h a |
| | ・大沢野都市計画区域：約 62 h a |
| | ・大山都市計画区域：約 8.7 h a |
| | ・八尾都市計画区域：約 39 h a |
| ・備 | 考：富山高岡広域都市計画区域(富山市)、大沢野都市計画区域、大山都市計画区域、八尾都市計画区域の全ての準工業地域 |

大規模集客施設の立地規制に係る経緯

平成 18 年 9 月 28 日～10 月 27 日	特別用途地区建築条例のパブリックコメント
平成 18 年 11 月 14 日～11 月 28 日	都市計画案（特別用途地区）の縦覧
平成 18 年 11 月 30 日	第 4 回富山市都市計画審議会
平成 18 年 12 月 1 日	富山市議会 12 月定例会に建築条例案を提案
平成 18 年 12 月 18 日	特別用途地区建築条例の可決
平成 18 年 12 月 21 日	特別用途地区建築条例の公布（市条例第 76 号）
平成 19 年 1 月 4 日	都市計画（特別用途地区）の告示、条例の施行

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

中心市街地においては、平成 14 年～平成 18 年にかけて長崎屋、ユニー富山駅前店、西武富山店と既存の大規模小売店舗の撤退が相次いだ。西武富山店の閉店（平成 18 年 3 月）以降は、大規模小売店舗の閉店は起きていない。

■中心市街地における大規模建築物等の既存ストック概要

旧施設名	敷地面積	床面積	構造等	閉店年月 (平成 23 年 12 月現在)	利用状況
西武富山店	約 3,519 m ²	24,570 m ²	鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上 9 階建 昭和 51 年開店	平成 18 年 3 月閉店	空き店舗
ユニー富山駅前ショッピングセンター	約 3,850 m ²	解体前 12,585 m ²	昭和 46 年開店	平成 16 年 10 月閉店	駐車場
長崎屋サン S.C	約 1,320 m ²	解体前 8,727 m ²	昭和 46 年開店	平成 14 年 2 月閉店	駐車場

(資料：中心市街地活性化推進課調べ)

これらの空き地や西武富山店跡などの空き店舗は、中心商業地区の賑わいを阻害する要因となっていることから、新たな大型商業施設の出店を進めるため、大規模小売店舗立地法の特例措置を活用し、中心市街地への大型商業施設の出店を促進していく。

■第 2 期基本計画において既存ストックを活用する事業

- ・まちなか子育て支援施設整備事業
- ・住宅ストック活用推進事業
- ・総曲輪開発ビル再生支援事業
- ・中心商店街出店促進・空店舗活用事業

(2) 富山市における庁舎などの行政機関、病院・学校等の都市福利施設の立地状況及びそれらの移転計画の状況

富山市における主な施設の立地状況は以下のとおりである。

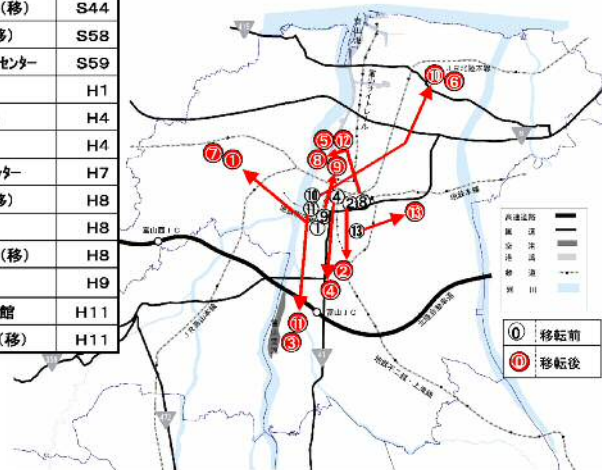
市民病院等いくつかの施設が郊外に移転し、県総合体育館、芸術創造センター等が郊外において整備された。しかしながら、平成 11 年に市民プールが郊外に移転して以降は、市の行政機関や、ホール、総合病院といった都市福利施設に関して中心市街地以外への移転は起きていない。

新たな中心市街地における施設整備としては、旧星井町五番町小学校跡地を活用して「富山市角川介護予防センター」（第 1 期中活基本計画には「介護予防施設整備事業」として掲載）が平成 23 年 7 月にオープンしている。

■ 公共公益施設の移転、整備状況（市もしくは関連団体）

番号	移転施設名	土地年度
①	県立図書館(移)	S44
②	市民病院(移)	S58
③	県総合体育センター	S59
④	消防署(移)	H1
⑤	上下水道局	H4
⑥	市民球場	H4
⑦	芸術創造センター	H7
⑧	日赤病院(移)	H8
⑨	公会堂(移)	H8
⑩	済生会病院(移)	H8
⑪	保健所(移)	H9
⑫	市総合体育館	H11
⑬	市民プール(移)	H11

※(移)＝部外へ移転した施設



■ 市もしくは関連団体が設置している主な公共公益施設の概要

施設名	所在地	施設規模 (延床面積)	設置年	所在エリア
富山市役所	新桜町	43,471.32 m ²	平成4年度建替	中心市街地
富山国際会議場	大手町	13,273.00 m ²	平成11年度	中心市街地
富山市芸術文化ホール	牛島町	22,331.89 m ²	平成8年度	中心市街地
富山市総合体育館	湊入船町	28,681.00 m ²	平成11年度	中心市街地
富山市図書館本館	丸ノ内	6,961.74 m ²	昭和45年度	中心市街地
富山市角川介護予防センター	星井町	5,038.07 m ²	平成23年度	中心市街地
富山市民芸術創造センター	呉羽町	9,317.47 m ²	平成8年度	中心市街地外
富山市民病院	今泉北部町	41,526.76 m ²	昭和58年度	中心市街地外
富山市保健所	蛭川	3,328.80 m ²	平成8年度	中心市街地外

(資料：中心市街地活性化推進課調べ)

■ 教育・文化施設数

項目	施設数	施設内訳
幼稚園	43	市立13、国立1、私立29
小学校	66	市立65、国立1
中学校	28	市立26、国立1、私立1
高等学校	21	県立15、私立6
高等教育機関 (大学、高専等)	5	富山大学、富山国際大学、富山短期大学、桐朋学園大学大学院、富山工業高等専門学校、
専修学校、各種学校	17	
図書館	26	県立1、市立25
市民会館・文化会館	7	呉羽会館、新保文化会館、大沢野文化会館、大山文化会館、八尾コミュニティセンター、八尾ふらっと館、婦中ふれあい館
博物館・美術館	28	

(資料：平成22年版富山市統計書。博物館・美術館は富山県文化財・文化施設等一覧)

■ 医療・福祉施設数

項目	施設数	備考
病院・診療所	721	
保育所	85	
介護保険事業所	4,461	

(資料：病院・診療所、保育所は平成22年版富山市統計書、介護保険事業所は富山市調べ)

(3) 富山市及びその周辺の大規模集客施設の立地状況

富山市の1,000㎡以上の大規模小売店舗の立地状況は、以下のとおりである。

第1期計画策定時の平成18年と比べて店舗数が13店舗、店舗面積が66,006㎡増加している。

■大規模小売店舗の状況（富山市）

		1,001~1,499㎡	1,500~2,999㎡	3,000~4,999㎡	5,000~9,999㎡	10,000㎡以上	計
平成23年4月1日現在	店舗数(店)	16	30	19	14	9	88
	店舗面積計(㎡)	20,382	63,029	74,606	94,855	161,696	414,568
平成18年4月1日現在	店舗数(店)	14	28	14	10	9	75
	店舗面積計(㎡)	17,917	58,618	56,514	71,061	144,452	348,562

(資料：富山県商工労働部商業流通課調べ)

富山市の周辺(高岡市、射水市、滑川市、砺波市、南砺市、上市町、立山町)の1,000㎡以上の大規模小売店舗の立地状況及び同地域内で店舗面積10,000㎡を超える大規模小売店舗の概要は、以下のとおりである。

第1期計画策定時の平成18年と比べて店舗数が9店舗、店舗面積が15,389㎡増加している。

■大規模小売店舗の状況（富山市周辺）

		高岡市	射水市	滑川市	砺波市	南砺市	上市町	立山町	計
平成23年4月1日現在	店舗数(店)	43	12	5	16	6	3	5	90
	店舗面積計(㎡)	194,493	79,670	24,769	65,172	22,996	15,364	12,671	415,135
平成18年4月1日現在	店舗数(店)	37	12	4	16	6	3	3	81
	店舗面積計(㎡)	189,305	78,187	22,715	63,664	22,996	15,364	7,515	399,746

(資料：富山県商工労働部商業流通課調べ)

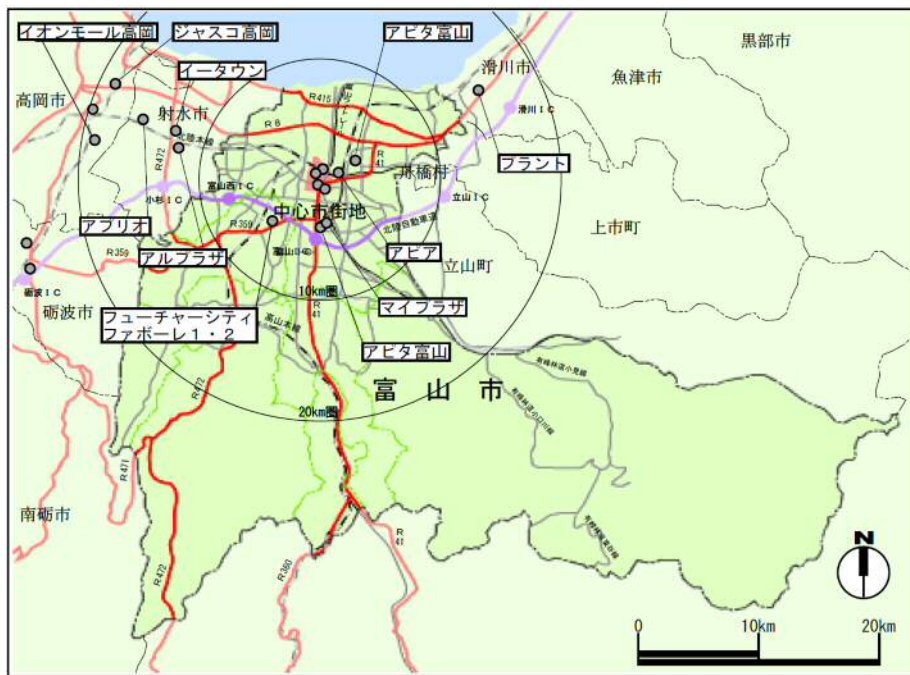
■富山市及びその周辺の大規模集客施設（店舗面積10,000㎡以上）

市名	所在地	大規模小売店舗の名称	開店日	店舗面積(㎡)	小売業者の概要
富山市	総曲輪	総曲輪フェリオ	平成19.9.21	32,048	大和
富山市	上富居字大百苅	フェアモール富山	平成10.10.15	21,770	ユニー
富山市	上袋	アピタ富山	昭和62.10.1	16,541	ユニー
富山市	堀川町	マイプラザ	昭和63.11.3	12,817	三共ジョーシン
富山市	桜町	富山ターミナルビル・電鉄富山駅ビル(マリエとやま、エスタ)	昭和62.9.12	11,418	ハイ・トマト
富山市	稻荷元町	アピア	昭和60.4.26	11,233	-
富山市	新富町	シック	平成4.3.19	10,582	-
富山市	婦中町下嚮田、	フューチャーシティファボーレ	平成12.10.6	34,954	平和堂
富山市	婦中町速星	フューチャーシティファボーレ2	平成12.11.23	10,333	アルペン

高岡市	下伏間江	イオンモール高岡	平成 14. 8. 1	54, 200	イオン
高岡市	御旅屋町	御旅屋セリオ	平成 6. 3. 1	19, 877	大和
高岡市	江尻	ジャスコ高岡ショッピングセンター	昭和 58. 7. 27	11, 996	イオン
射水市	三ヶ	アル・プラザ小杉	平成 8. 11. 30	21, 408	平和堂
射水市	本開発字代官免	イータウン1	平成 16. 8. 18	14, 761	カーマ
射水市	小島	アプリオ	平成元. 6. 23	10, 708	大阪屋シヨップ
滑川市	上島	PLANT-3滑川店	平成 12. 11. 21	11, 424	PLANT
砺波市	太郎丸	アピタ砺波	平成 11. 7. 2	17, 237	ユニー
砺波市	新富町	コスモタウン2 1	平成 4. 11. 20	10, 110	イオン

(資料：富山県商工労働部商業流通課調べ)

■大規模小売店舗の立地状況（店舗面積 10, 000 m²以上）



(資料：富山県商工労働部商業流通課の資料をもとに加筆)

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積にあたっては、以下に示す施設整備を進める。

これらの事業では、中心市街地内外から集積した都市機能にアクセスしやすくする公共交通の利便性を高める取り組み、賑わい拠点を創出する公園や商業施設を整備する取り組み、まちなか居住の受け皿となる住宅や都市福利施設の整備による住環境向上を図る取組を総合的に進めており、これらの実施により中心市街地の活性化を図っていく。

また、中心商業地区を中心に一体的かつ連携して事業に取り組むことで、それぞれの事業の効果を相乗的に発揮し、中心市街地の活性化を進めていく。

■都市機能の集積のための事業等

4. 市街地の整備改善のための事業
 - ・西町南地区第一種市街地再開発事業
 - ・西町東南地区第一種市街地再開発事業
 - ・総曲輪西地区第一種市街地再開発事業
 - ・富山城址公園整備事業
 - ・桜町一丁目4番地区第一種市街地再開発事業
 - ・中央通りD北街区第一種市街地再開発事業
 - ・富山駅路面電車南北接続事業
 - ・富山駅付近連続立体交差事業
 - ・富山駅周辺地区土地区画整理事業
 - ・牛島地区まちづくり推進事業
 - ・くすり関連施設整備事業
5. 都市福利施設を整備する事業
 - ・まちなか子育て支援施設整備事業
 - ・西町南地区複合施設整備事業
 - ・地域交流センター整備事業（柳町地区）
6. 居住環境の向上のための事業
 - ・西町東南地区第一種市街地再開発事業（再掲）
 - ・中央通りD北街区第一種市街地再開発事業（再掲）
7. 商業の活性化のための事業及び措置
 - ・大規模小売店舗立地法の特例措置
 - ・総曲輪開発ビル再生支援事業
 - ・大型商業施設誘致事業
 - ・西町東南地区第一種市街地再開発事業（再掲）
 - ・中央通りD北街区第一種市街地再開発事業（再掲）
 - ・ビジネスセンター設置事業
8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業
 - ・富山駅路面電車南北接続事業（再掲）
 - ・富山駅付近連続立体交差事業（再掲）

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

1) 公共交通の利便性向上に関連した活動について

○公共交通の利用促進

富山市では、公共交通の利便性を向上させるため「おでかけバス・電車・路面電車事業」や「ICカードを活用した公共交通の利用促進」等の取り組みを行っている。これらの成果を踏まえ、第2期計画においても、「ICカード機能強化事業」「公共交通割引等事業」「おでかけ定期券事業」等の事業を引き続き実施していく。

おでかけ路面電車事業 (平成23年4月より実施)

・満65歳以上の高齢者は、市内電車(環状線を含む)を対象として、どの電停で乗降しても、1回当たりの乗車運賃を100円に割引

■ おでかけ定期券をお持ちの方が対象 (おでかけバスと共通の定期券)

■ 利用時間帯
午前9時～午後5時(電車を降りる時間)

■ おでかけ路面電車の利用パターン

■ 路線図(対象となる路線、駅)

ICカードを活用した公共交通の利用促進

<路面電車4回目以降運賃無料サービス(オート1dayサービス)>

中心市街地や沿線地域の活性化に向け、ICカードによる路面電車利用者を対象に、市内電車(環状線含む)、富山ライトレールそれぞれにおいて、同一日の4回目以降の運賃を無料化することで、路面電車の利用促進と沿線の回遊性向上を図るもの(平成23年7月 サービス開始)

対象路線図

市内電車(環状線含む) ICカード(えごまいか) 3回

富山ライトレール ICカード(passca) 3回

同一日にそれぞれの路線で3回乗車すると

4回 5回 ... 4回目以降 運賃無料 4回 5回 ...

(資料：富山市長講演「公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり」)

○ 交通体系の整備

富山市では、公共交通の活性化によるコンパクトなまちづくりを進めるため、「JR高山本線活性化社会実験」「富山地鉄不二越・上滝線活性化社会実験」を行っている。これらの成果を踏まえ、第2期基本計画には、「高山本線活性化事業」「上滝線活性化事業」として掲載し、引き続き交通体系の整備に取り組む予定である。

JR高山本線活性化社会実験

(春のダイヤ改正(平成20年3月)から、第2期の社会実験スタート)

- ・富山ライトレールに続く、鉄軌道活性化の第2弾の取り組み
- ・まちづくり交付金を活用して市が費用を負担し、一日約25本の増便
- ・H17と比較し、利用者が増加すると富山市の費用負担が小さくなる
協定をJR西日本と結び、H20実績で19,723千円の効果



JR高山本線走るキハ120形気動車

(第1期)平成18年10月21日～平成20年3月14日
(第2期)平成20年3月15日～平成23年春

区間	実験前	第1期	第2期
富山～速星間	36本		
富山～越中八尾間	34本	50本	60本
富山～猪谷間	21本	33本	23本

第1期社会実験の結果 ※富山駅除く
第1期社会実験(H19)/実験前(H17)
乗降客数は全体で5.9%の伸び

第2期社会実験の結果 ※富山駅除く
第2期社会実験(H20)/実験前(H17)
乗降客数は全体で10.5%の伸び

高山本線の概要

事業者	JR西日本
延長	36.6km
動力	非電化
区間	富山駅～猪谷駅
線路	単線
駅数	8駅(富山駅を除く)

(資料：富山市長講演「公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり」)

富山地鉄不二越・上滝線活性化事業

富山地方鉄道不二越・上滝線

電鉄富山駅から稲荷町駅、南富山駅を経て岩井寺に至る延長15.7kmの鉄道路線であり、富山市南部、大山地域と中心部を結ぶ重要な路線

・運行主体である富山地方鉄道において、利用促進による活性化を目的とし、増便運行社会実験を実施
・本市が担うコンパクトなまちづくりに資する事業であることから、増便経費の補助やP&R駐車場の整備など、市が社会実験を支援



<<社会実験概要>>

- (1) 期 間 平成23年9月1日～平成24年3月31日
- (2) 区 間 電鉄富山駅～岩井寺駅
- (3) 実施主体 富山地方鉄道
- (4) 実施内容
 - ①増便運行
(夕方以降の帰宅時間帯を中心に7本/日の増便)
(夕方以降の帰宅時間帯を中心に22時台→23時台)
 - ②P&R駐車場の整備(月間18区画)
- (5) 目 標
実験前(H22)に比べ利用客数3%の増加を目指す

(2) 都市計画法やその他法令に基づく種々の計画との整合性

○準工業地域における大規模集客施設の立地制限 (再掲)

本市では、今後新たに郊外部に大規模集客施設が立地し、中心市街地活性化の取組の効果が薄れることを防ぐため、準工業地域における特別用途地区を活用した大規模集客施設の立地制限を行っている。

[2] 都市計画との調和等

(1) 基本構想、都市計画、市町村マスタープラン、その法令に基づく種々の計画との整合性について

1) 富山市総合計画（平成19年度～平成28年度）との整合性について（再掲）

中心市街地の人口の空洞化が進み、薄く広がった市街地を形成している本市はさまざまな機能が非効率であると言え、富山市総合計画基本構想において、12項目のまちづくりの主要課題の一つとして「コンパクトなまちづくり」を掲げている。

基本構想を基にした平成23年度までの前期基本計画においても「コンパクトなまちづくり」が主要課題の一つとして掲げられている。

また、平成24年度から平成28年度までの後期基本計画を策定中であり、引き続き「コンパクトなまちづくり」を主要課題の一つとして掲げる予定である。

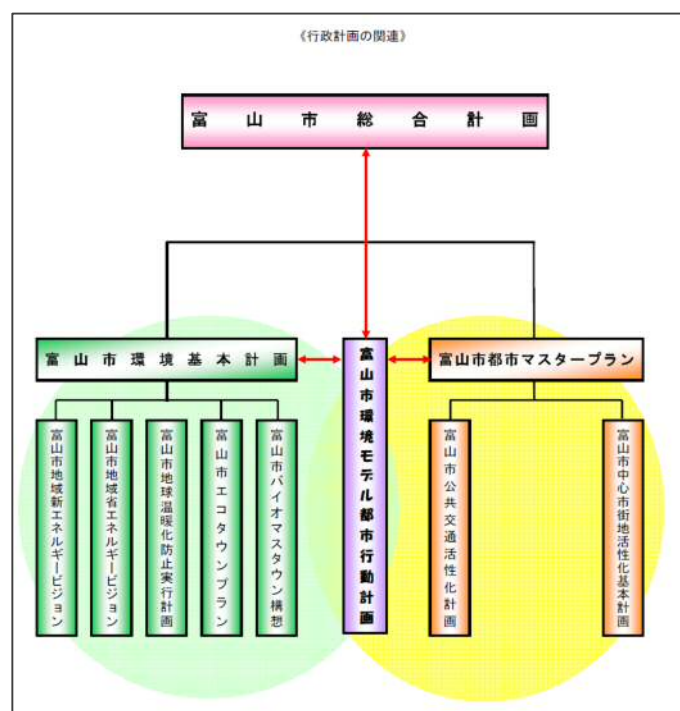
2) 富山市都市マスタープランとの整合性について（再掲）

まちづくりの理念を「鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」としており、地域の拠点を「お団子」に、公共交通を「串」に見立てた「お団子と串」の都市構造を目指している。

[3] その他の事項

○環境モデル都市

富山市は、平成20年7月に「環境モデル都市」に選定され、地球温暖化防止に向けた各種施策のロードマップなど、CO2排出量を大幅に削減するための「富山市環境モデル都市行動計画」を策定し、「鉄軌道をはじめとする公共交通が活性化され、その沿線に居住・商業・文化等の諸機能を集積することにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトシティとやま」の実現を目指している。



(資料：富山市環境モデル都市行動計画)

○環境未来都市

富山市は、国の新成長戦略において「21 の国家戦略プロジェクト」の一つに位置付けられた「環境未来都市」構想の対象都市・地域として、全国 11 都市・地域の一つに平成 23 年 12 月に選定された。

「環境未来都市」構想とは、戦略的取組を行う環境未来都市を選定し、国が様々な支援を講ずることにより、環境、超高齢化対応等の面で、世界に類のない成功事例を創出するとともに、その成功事例を国内外に普及展開することを通じて、新産業の創出や地域活性化など我が国全体の持続可能な経済社会構造の実現を目指すものである。

富山市は、「コンパクトシティ戦略による富山型都市経営の構築 ～ソーシャルキャピタルあふれる持続可能な付加価値創造都市を目指して～」と題し、従来から実施してきた「コンパクトなまちづくり」の取組を中心としながらも、伝統産業である薬業を活かした新たな産業振興や、豊かな海や森林、急流河川といった地理的特性を活かした再生可能エネルギーの導入など、先進的かつ独自性のある事業を盛り込み、誰もが暮らしたい・活力のあるまちの実現を目指すこととしている。

○富山市景観計画

富山市では、富山市景観まちづくり条例（平成 17 年施行）を制定し、表情豊かで魅力的なまち並みの形成に取り組んできたが、さらに実行力をもって良好な景観の形成を進めるため、景観法（平成 16 年施行）に基づく富山市景観計画を策定し、平成 23 年 6 月に施行した。

富山都心地域は、景観計画区域のうちでも特に良好な景観づくりを推進する区域である「富山市景観まちづくり推進区域」に指定されている。

①富山都心地域



◇景観形成基準（抜粋）

①富山都心地域

項目	景観形成基準
建築物	位置 富山駅周辺地区は、低層部の開放感を演出し、ゆとりある歩行空間を創出するよう建築物等の配置に配慮する。 その他の地区は、まち並みの連続性を尊重し、前面道路に面する壁面の位置をそろえるなど、建築物等の配置に配慮する。
形態・意匠	高層の建築物は、中高層部分の壁面を後退させるなど圧迫感の低減に配慮する。 隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮する。 バルコニー等は、屋外設備機器や洗濯物等が通りから直接見えにくい構造や意匠となるよう配慮する。
色彩	平和通り地区は、いちよう並木と立山の眺望に配慮して、突出した形態とならないよう配慮する。 外観の色彩は、周辺のまち並みと調和する落ち着いた色彩を基調とするとともに、低層部は賑わいを演出するような色使いを工夫する。
付属する広告物	ガラス面の内側から広告物の表示を避けるよう努める。ただし、計画的に設置したショーウィンドウや掲示スペースで掲示され、良好な景観を損なわないものは除く。 奇抜なデザインを避け、風格のある洗練されたデザインとなるよう配慮する。

○富山地域にぎわいと自然が調和する地域づくり計画（地域再生制度）

富山地域においては、中心部において平成 26 年度末までの北陸新幹線開業に向けた富山駅の連続立体化の整備や富山ライトレール開業など中心都市としての機能の集積を進めている。一方、周辺部においては、多くの観光・交流拠点が存在するほか生活拠点としての機能もあることから、市道及び林道の整備により、中心部と周辺部の連携・交流を強化し、機能的な都市・生活基盤が充実したまちづくりを行うものである。

○富山型福祉サービス推進特区（構造改革特区）

富山県では、富山型デイサービス推進特区や各種規制緩和措置を活用することにより、多くの指定通所介護事業所や基準該当短期入所生活介護事業所で障害児（者）の受け入れが可能になっており、県内ほぼ全域で障害の有無や年齢の区別なく福祉サービスを提供する富山型福祉サービスが推進されている。こうした措置と併せて、本計画で小規模多機能型居宅介護事業所において、障害児（者）の受け入れを可能とすることにより、障害児（者）の地域での自立を促進するとともに、富山型福祉サービスの一層の推進を図るものである。

○とやま地域共生型福祉推進特区（地域活性化総合特区）

富山県は平成 23 年 12 月に「とやま地域共生型福祉推進特区」の指定を受けている。

この特区は、国による規制の特例措置等を活用し、「①障害者の雇用・就労の促進」「②障害者・高齢者等の地域生活の支援」「③障害者・高齢者の住まいの確保」を進め、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域での生活を継続できる共生社会の実現を目指すものである。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
<p>第1号基準 基本方針に適合するものであること</p>	<p>意義及び目標に関する事項</p>	<p>富山市においてはコンパクトなまちづくりを目指していること、中心市街地はコンパクトなまちづくりにおける拠点であることを記載している（1. [7] 富山市中心市街地活性化基本方針参照）。</p>
	<p>認定の手續</p>	<p>当基本計画の内容については、富山市中心市街地活性化協議会と協議を行っており、平成23年11月30日付けで答申を受けている（9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項参照）。</p>
	<p>中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項</p>	<p>中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしている（2. [2] 区域及び2. [3] 中心市街地要件に適合していることの説明参照）。</p>
	<p>4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項</p>	<p>市町村の推進体制、中心市街地活性化協議会との関係、客観的現状分析等及び様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について、十分取り組んでいる（9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項参照）。</p>
	<p>中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項</p>	<p>富山市の各種計画において、コンパクトなまちづくりの考え方を基本に、中心市街地における都市機能の集積等に取り組むことが明確となっている（10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項参照）。</p>
	<p>その他中心市街地の活性化に関する重要な事項</p>	<p>個別事業に関しては、実践的・試行的活動に取り組んでおり、また、都市計画法やその他法令に基づく種々の計画と整合を図った計画となっている（11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項参照）。</p>

基準	項目	説明
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	目標に掲げる「公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上」、「富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出」、「質の高いライフスタイルの実現」に必要な事業を、4から8において記載している。
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している各事業の実施が、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している（3. 中心市街地の活性化の目標参照）。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	おおむねの事業において、事業主体は特定されており基本計画に記載済みである。なお、事業主体が特定されていない事業については、関係者による協議により決定されることから、事業主体が特定される見込みは高い。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業について、平成28年度までの計画期間内において完了もしくは、着手できる見込みである。